

青森市地域防災計画

【風水害等対策編】

青 森 市 防 災 会 議

目 次

第1章 災害応急対策計画	1
第1節 青森市災害対策本部	2
第2節 動員計画	11
第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達	18
第4節 情報収集および被害等報告	41
第5節 通信連絡	50
第6節 災害広報・情報提供	55
第7節 避難	60
第8節 防災活動拠点施設の活用	78
第9節 災害救助法の適用	80
第10節 消防	83
第11節 水防	85
第12節 救出	88
第13節 食料供給	92
第14節 給水	98
第15節 応急住宅供給	101
第16節 遺体の捜索、処理、埋火葬	105
第17節 障害物除去	110
第18節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	114
第19節 医療、助産及び保健	118
第20節 被災動物対策	123
第21節 輸送対策	124
第22節 労務供給	129
第23節 防災ボランティア受入・支援対策	134
第24節 防疫	137
第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	141
第26節 被災宅地の危険度判定	145
第27節 金融機関対策	146
第28節 文教対策	147
第29節 警備対策	155
第30節 交通対策	156
第31節 電気・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	159
第32節 石油燃料供給対策	169
第33節 広域応援	170

第 34 節	自衛隊災害派遣要請	172
第 35 節	航空機運用	176
第 2 章	雪害、事故災害対策計画	181
第 1 節	雪害対策	182
第 2 節	海上災害対策	191
第 3 節	航空災害対策	202
第 4 節	鉄道災害対策	208
第 5 節	道路災害対策	213
第 6 節	危険物等災害対策	219
第 7 節	大規模な火事災害対策	230
第 8 節	大規模な林野火災対策	235
第 3 章	災害復旧対策計画	244
第 1 節	公共施設災害復旧	245
第 2 節	民生安定のための金融対策	248
第 3 節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	249

第 1 章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に発災当初の 7 2 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置され、災害救助法が適用となった場合には、知事が必要な救助を行うこととなることから、県との連携を密にするものとする。

雪害、事故災害については、本章のほか第 2 章で定めるところによる。

第1節 青森市災害対策本部

市の地域内に風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、災害対策本部等の防災組織を設置し、青森市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、市災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

青森市防災組織の設置及び運営は、市長が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	危機管理班	・災害対策本部及び現地災害対策本部の運営及び統轄に関すること。 ・防災会議に関すること。 ・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 ・災害情報の総括に関すること。 ・各部及び各班との連絡調整に関すること。
	人 事 班	・職員の非常招集、配置及び勤務に関すること。（市民病院、機関及び企業局を除く。） ・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・危機管理班の応援に関すること。
	管 財 班	・本庁舎、柳川庁舎及び駅前庁舎のライフライン確保に関すること。 ・車両の確保及び配車に関すること。 ・臨時事務所の設置及び管理に関すること。 ・通信施設、設備の利用及び確保に関すること。
	情報管理班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関すること。 ・電算システムの利用及び確保に関すること。
企画部	支 援 班	・広報広聴班の応援に関すること。
	秘 書 班	・本部長及び副本部長（副市長）の秘書に関すること。
	広報広聴班	・災害の取材（写真記録を含む。）に関すること。 ・災害の広報に関すること。 ・広聴活動に関すること。

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

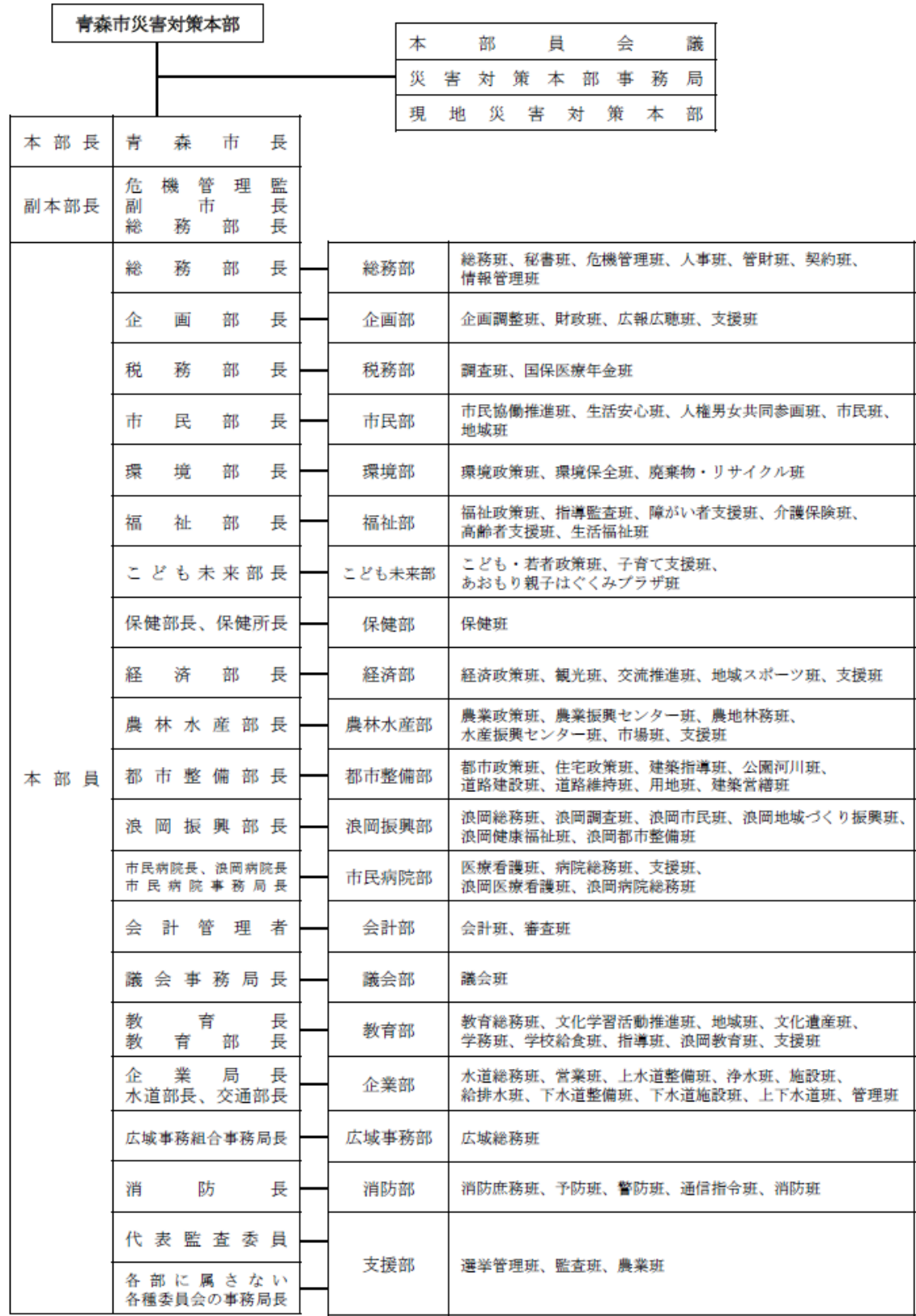
浪岡振興部	浪岡総務班	・危機管理班、市民病院部浪岡病院総務班及び教育部浪岡教育班との連絡調整に関すること。 ・浪岡振興部の統括に関すること。 ・浪岡庁舎のライフライン確保に関すること。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関すること。 ・浪岡地域における通信施設、設備の利用及び確保に関すること。 ・浪岡地域におけるネットワーク・行政情報端末の利用及び確保に関すること。
消 防 部	予 防 班	・消防等の広報に関すること。 ・写真等記録に関すること。
	通信指令班	・通信施設の保守に関すること。 ・通信の運用及び無線の統制に関すること。 ・消防隊の出動指令に関すること。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
各 部	各 班	・防災組織の設置、廃止に関すること。 ・防災組織設置時等の所属職員への伝達に関すること。 ・職員の服務に関すること。 ・現地災害対策本部の設置に関すること。

第 2. 防災組織の編成及び業務等

1. 災害対策本部

市長は、災害対策本部の組織、運営等を次により行う。

【災害対策本部組織機構図】



※本部員には、上記以外の部長級職員を含む

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

(1) 組織・運営

ア. 本部長・副本部長・本部員等

- (ア) 本部長は、市長とし、災害対策本部の事務を総括する。
- (イ) 副本部長は、危機管理監、副市長及び総務部長とし、本部長を補佐する。
- (ウ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、本部長が不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。
- (エ) 本部員は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する部の事務を総括する。
- (オ) 本部長の事務を分掌させるため、本部員を部長とする部及び班を置き、事務を処理する。

○ 青森市災害対策本部「部・班」別業務分担 (資料 42)

イ. 本部員会議

(ア) 構成等

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成し、本部長が必要とした都度開催する。

(イ) 所掌事務

a 報告事項

- ・ 災害情報に関すること。
- ・ 各部の措置事項に関すること。

b 協議事項

- ・ 応急対策の基本方針に関すること。
- ・ 動員配備体制に関すること。
- ・ 各部局間の調整事項の指示に関すること。
- ・ 自衛隊災害派遣に関すること。
- ・ 現地災害対策本部に関すること。
- ・ 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 災害救助法適用申請に関すること。
- ・ 他市町村等への応援要請に関すること。
- ・ その他

ウ. 災害対策本部事務局

(ア) 構成

災害対策本部事務局は、次により構成する。

事務局長	総務部次長
総括課長	危機管理課長
構成課長	総務課長、人事課長、広報広聴課長、管財課長
事務局員	危機管理課職員、総務課職員、人事課職員、広報広聴課職員、管財課職員

(イ) 所掌事務

- a 本部員会議の運営に関すること。

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

b 本部長の指示事項の伝達及び実施に関すること。

c その他災害対策本部の事務の整理に関すること。

エ. 現地災害対策本部

特定の地域等において、災害応急対策を総合的に実施する必要がある場合は、現地災害対策本部を設置するものとする。

なお、現地災害対策本部の設置・廃止基準及び組織・編成等については、後記4「現地災害対策本部」のとおりとする。

オ. 本部連絡員

(ア) 災害対策本部と各部の連絡及び各部相互の連絡調整を円滑に進めるため、各部に本部連絡員を置く。

(イ) 各本部員は、所属職員のうちから本部連絡員を指名し、総務部危機管理班に報告させるものとする。

(ウ) 本部連絡員は、本部が設置されている間は、交代で勤務し、副本部長（危機管理監）の指示がなければ退庁できないものとする。

(エ) 副本部長（危機管理監）は、必要があると認めるときは、本部連絡員を召集する。

(2) 設置、廃止及び通知・公表

ア. 設置基準

第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中非常配備態勢2号の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれがなくなつたと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

ウ. 設置及び廃止時の通知、公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を設置施設の正面玄関及び災害対策本部設置室入口に掲示するものとする。

また、災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じて行うものとする。

【通知及び公表の区分】

通知及び公表先	伝達方法	担当班	備 考
各 部	庁内放送、電話、庁内メッセージ、電子メール、使走	危機管理班	各部への伝達は、配備体制を含めて行う。 危機管理課 017-734-5059
本 部 員	口頭、電話、庁内メッセージ、電子メール	各部連絡調整担当班	
各班所属職員	口頭、電話、庁内メッセージ、電子メール	各班 長	

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

防 災 会 議 委 員	電話、ファックス、 電子メール	危機管理班	【資料4】 防災会議委員名簿による。
知 事	青森県防災情報ネットワーク、電話、青森県防災行政用無線	危機管理班	防災危機管理課 017-734-9089
警 察	電話	危機管理班	青森警察署 警備課 017-723-0110 青森南警察署警備課 0172-62-4021
消 防	電話、青森県防災行政用無線、使送	危機管理班	警 防 課 017-775-0854
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	電話、ファックス、 電子メール	危機管理班	【資料2】 防災関係機関一覧による。
報 道 関 係 等	電話、ファックス	広報広聴班 支 援 班	【資料2】 防災関係機関一覧による。
市 民	広報車、同報系防災行政無線、報道機関、ホームページ等	広報広聴班 支 援 班 浪岡総務班 予 防 班	

(3) 職員の服務

本部の設置に伴い配備された職員は、次の事項を順守しなければならない。

ア. 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。

イ. 不急の行事、会議、出張等については、中止若しくは延期すること。

ウ. 正規の勤務時間が終了しても、所属班長の指示があるまで退庁しないこと。

エ. 勤務場所を離れる場合においても常に所在を明らかにし、進んで所属班長と連絡をとること。

オ. 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意すること。

(4) 設置場所

防災組織は、青森市本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災し使用できない場合は、次の代替施設に設置するものとする。

設置 順位	施設名称	設置室	所在地	電話番号
1	青森市役所 本庁舎	庁 議 室	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059
代替 施設	1 青森市役所 駅前庁舎	研 修 室 (5 階)	青森市新町一丁目 3-7	017-734-1111
	2 青森地域広域事務組合 消防合同庁舎	会 議 室 (4 階)	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0852
	3 青森市福祉増進センター	大会議室	青森市本町四丁目 1-3	017-723-1340

2. 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期（概ね発災後 72 時間）の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等（DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等）は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員（リエゾン）の派遣

市災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、県、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力ネットワーク株式会社などのライフライン事業者等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員（リエゾン）の派遣を求めることができる。また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員（リエゾン）は、必要に応じて、市災害対策本部会議に参画するものとする。

(3) 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の 2 に基づき、消防応援活動調整本部（本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長）が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

3. 警戒対策本部

(1) 警戒対策本部長は、市長とし、警戒対策本部の事務を総括する。

(2) 警戒対策副本部長は、危機管理監、副市長及び総務部長とし、警戒対策本部長を補佐するとともに、本部長不在のときはその職務を代理する。

(3) 職務を代理する順序は、本部長不在のときは危機管理監が、本部長及び危機管理監がともに不在のときは副市長が、本部長、危機管理監及び副市長が不在のときは総務部長が代理する。

(4) 警戒対策本部員は、関係部長及び部長級の職員とし、所管する事務を総括する。

(5) 警戒対策本部の事務及び分掌、警戒対策本部員会議については、災害対策本部に準じて行うものとする。

(6) 設置、廃止及び通知・公表

ア. 設置基準

第 1 章第 2 節「動員計画」の「第 2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中非常配備態勢 1 号の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれがなくなつたと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

ウ. 設置及び廃止時の通知、公表

第1章 災害応急対策計画

第1節 青森市災害対策本部

警戒対策本部を設置したときは、必要に応じ通知および公表をする。

警戒対策本部を廃止したときは、設置の場合に準じて行うものとする。

4. 災害情報連絡室

- (1) 災害情報連絡室長は、危機管理監とし、災害情報連絡室の事務を総括する。
- (2) 災害情報連絡副室長は、危機管理課長とし、災害情報連絡室長を補佐するとともに、室長不在のときはその職務を代理する。
- (3) 災害情報連絡室員は、災害情報連絡室長が指示した課の災害対策要員とする。
- (4) 災害情報連絡室の勤務体制は、各課の執務室を基本とし、災害情報等の収集・共有、応急対策を実施する。
- (5) 設置、廃止

ア. 設置基準

第1章第2節「動員計画」の「第2 配備態勢及び市職員の動員計画」の「1. 配備態勢」の表中警戒配備態勢の項に定めるとおり

イ. 廃止基準

災害発生のおそれがなくなったと認めるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

5. 現地災害対策本部

(1) 設置・廃止基準

現地災害対策本部は、次のような特定の地域等において、災害応急対策を総合的に実施する必要があると本部長（市長）が判断したときに設置する。

また、当該地域における災害応急対策が完了したときに廃止する。

ア. 災害により孤立し、又は情報収集・伝達が困難となった地域

イ. 局地的な災害が発生し、又は他の地域に比して特に甚大な被害が発生した地域

ウ. 土砂災害等の災害により、迅速な避難対策を実施する必要がある地域

(2) 組織・編成

現地災害対策本部の組織・編成は、次のとおりとする。

現 地 災 害 対 策 本 部 長	災害対策本部の副本部長又は本部員の中から本部長（市長）が指名する者をもって充てるものとし、災害応急対策の指揮、総括及び関係機関との連絡調整に当たる。
現 地 災 害 対 策 本 部 副 本 部 長	現地災害対策本部長が指名する複数の者をもって充てるものとし、現地災害対策本部長を補佐する。
現 地 災 害 対 策 本 部 要 員	各部から派遣される職員をもって充てるものとし、要員の数は現地災害対策本部長が災害の規模、態様等に応じて指示するものとする。

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、被災地に最も近い防災活動拠点施設等公的施設に設置するもの

第 1 章 災害応急対策計画

第 1 節 青森市災害対策本部

とする。ただし、災害応急対策を実施するうえで、他に適当な場所が確保できるときは、現地災害対策本部長の判断により適宜設置するものとし、その旨災害対策本部長（市長）に報告するものとする。

（資料）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ○ 防災関係機関一覧 | （資料・様式編／資料 2） |
| ○ 青森市防災会議委員名簿 | （資料・様式編／資料 4） |
| ○ 青森市災害対策本部条例 | （資料・様式編／資料 5） |
| ○ 青森市災害対策本部「部・班」別業務分担 | （資料・様式編／資料 4 2） |

第2節 動員計画

市の地域内に風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員について定めるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

市職員の動員、緊急初動対応等の災害応急体制の整備、運用は本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・災害対策本部及び現地災害対策本部の運営並びに統括に関すること。 ・被害状況の把握及び報告の統括に関すること。
	人 事 班	・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・危機管理班の応援に関すること。
各 部	各 班	・自主配備に関すること。 ・職員の動員に関すること。 ・災害応急対策実施要領の作成に関すること。 ・緊急初動対応に関すること。

第2. 配備態勢及び市職員の動員計画

市の地域内において風水害等の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、市は、災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の市職員の配備態勢を整え、動員するものとする。

なお、雪害、火山、事故災害等が発生したときは、第2章「雪害、火山、事故災害対策計画」により対策を講じるが、この配備態勢及び動員計画に準じて市職員の態勢を整え、動員するものとする。

1. 配備態勢

（1）配備態勢の指示

本部長（市長）等は、災害の規模、態様等に応じ、警戒配備態勢又は非常配備態勢（1号、2号）を指示する。

(2) 配備態勢及び配備基準

態勢		準備態勢	警戒配備態勢	非常配備態勢	
				1号	2号
概要		予想される事態に対処するための準備態勢	災害対策本部を設置するに至らないが、準備態勢を強化するとともに予想される災害に直ちに対処できる態勢	全庁をあげて対処する態勢	
配備基準	風水害	- 次のいずれかの注意報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報	- 次のいずれかの警報等が発表され、危険な状態が予想されると市長が認める場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮注意報（警報に切り替える可能性の高い場合） ⑤大雪警報（概ね積雪1m以上） ⑥暴風雪警報 - 指定河川洪水予報の予報区域で避難判断水位に到達した場合 - 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 - 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合	- 高潮警報が発表された場合 - 土砂災害警戒情報が発表された場合 - 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 - 記録的短時間大雨情報が発表された場合 - 指定河川洪水予報の予報区域で氾濫危険水位に到達した場合 - 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合	気象の特別警報が発表された場合
	地震津波	市内で震度4の地震が発生した場合	市内で震度5弱の地震が発生した場合	- 市内で震度5強の地震が発生した場合 - 陸奥湾に津波注意報が発表された場合 - 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合	- 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 - 陸奥湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合
	火山		八甲田山に噴火警戒レベル2が発表された場合	八甲田山に噴火警戒レベル3が発表された場合	八甲田山又は十和田に噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合
	その他	市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき	市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき	市長が、災害の発生状況その他により、特にこの配備を指示したとき	市内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合
設置組織		—	災害情報連絡室	警戒対策本部	災害対策本部
配備決定者		危機管理課長	危機管理監	市長	
体制責任者		危機管理課長	室長（危機管理監）	本部長（市長）	

(3) 配備要員・実施内容

配備区分		配備要員	実施内容
準備態勢		・危機管理課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・その他気象注意報等の発表内容により、特に指名する課の災害対策要員	1. 危機管理課は、気象情報を収集し、関係各課に伝達する。 2. 関係各課は、気象情報に注意し、それぞれの準備態勢を整える。
警戒配備態勢		・危機管理課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・その他気象警報等の発表内容により、特に指名する課の災害対策要員	1. 危機管理課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している関係各課に伝達する。 2. 関係各課は各種情報収集に努め、危機管理課に報告するとともに、それぞれ警戒態勢を整える。 3. 災害情報連絡室が設置されたときは、災害対策本部の分担事務に準じて災害応急対策を実施する。
非常配備態勢	1号	・各部筆頭課の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・危機管理課、人事課、管財課、広報広聴課、農業政策課、農地林務課、公園河川課、道路維持課、総務課（浪岡）、都市整備課、給排水課、八重田浄化センター、蜷貝ポンプ場の災害対策要員（所属長が指名する職員）	1. 各種情報の収集、伝達に努め、災害警戒対策を実施する。 2. 警戒対策本部が設置されたときは、災害対策本部の分担事務に準じて災害応急対策を実施する。
	2号	・各課等の長 ・各課等の災害対策要員（所属長が指名する職員） ・災害対策本部が設置された場合は、全職員（ただし、災害状況により、本部長の指示で規模を縮小できる。）	1. 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2. 災害対策本部が設置されたときは、各部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。

(4) 自主配備

各部長は、災害の規模、態様等に応じて、職員の増強が必要であると判断したときは、市長の指示に加え、自主的に高次の配備態勢を指示するものとする。

(5) 配備態勢の解除

市長は、災害発生後において応急対策の措置が完了したとき、又は災害の発生するおそれがなくなったときに、配備態勢を解除する。

2. 職員の動員

本部長（市長）の配備態勢の指示に基づく、市職員の動員は次によるものとする。

(1) 動員の方法

ア. 勤務時間内

各配備要員は、所属長の指示により、直ちに所定の配備につき、必要な措置を講じるものとする。

イ. 勤務時間外

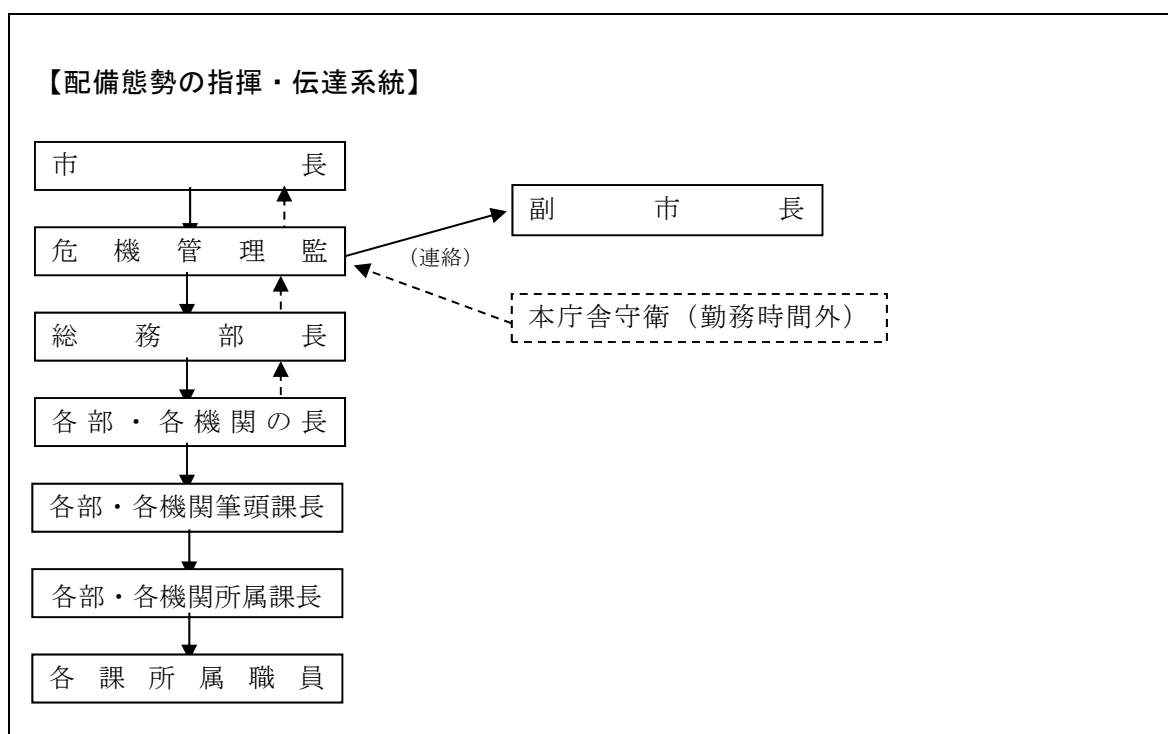
第1章 災害応急対策計画

第2節 動員計画

(ア) 次の伝達系統により指示伝達するものとし、指示を受けた配備要員は、直ちに指定場所に参加し、必要な措置を講じるものとする。

(イ) 上記配備基準に準ずる事態を知ったときは、所属長に報告し、必要な措置を講じるものとする。

伝達責任者	伝達先	伝達方法		備考
		勤務時間内	勤務時間外	
危機管理課長	人事課長	口頭・電話	電話	
人事課長	各部、各機関筆頭課長	庁内放送・電話・庁内メッセージ・電子メール・使走	電話	庁内放送は、管財課に依頼し行う。
各部、各機関筆頭課長	各部、各機関の長及び所属課長	口頭・電話・庁内メッセージ・電子メール	電話	
課長	所属職員	口頭・電話・庁内メッセージ・電子メール	電話	



(2) 配備報告

各部、各機関の筆頭課長は、職員の配備（参集）状況について、定期的に人事課長に報告するものとする。

(3) 要員の確保

ア、各部、各機関の長は、応急対策に必要な職員が不足しているときは、職員の配置調整を行い、応急対策の実施体制を確保するものとする。

第1章 災害応急対策計画

第2節 動員計画

- イ. 各部、各機関の長は、配置調整を行ってもなお職員が不足し、活動に支障があると判断したときは、人事課長に応援職員の配置を求めるよう筆頭課長へ指示する
 - ウ. 人事課長は、各部、各機関から応援職員の配置要請があったときは、全庁的な職員の配置調整を行い、また、支援が可能な部、機関の職員の動員等により要員を確保し、各部、各機関に配置するものとする。
- (4) 職員参集時の留意事項（勤務時間外の場合）
- ア. 服装
 - 参集時の服装は、防災活動に支障のない安全な服装とする。
 - また、職員は、速やかに参集するため、平常時から手袋（軍手）、タオル、水筒、食糧（1食分）、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具をリュックサック等に入れ準備しておき、参集時には携帯電話も併せて持参するものとする。
 - イ. 手段
 - 参集時は、車の使用は避け、原則として徒歩、自転車、オートバイ等により参集するものとする。
 - ウ. 参集途上の措置
 - (ア) 被害状況の把握
 - 職員は参集途上において、可能な限り被害状況等の情報収集を行い、参集後、参集場所の責任者に知り得た情報を報告するものとする。
 - (イ) 緊急措置
 - 職員は参集途上において、火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、消防機関または警察機関へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。
 - エ. 状況報告
 - (ア) 災害の状況により参集（勤務）場所へ登庁が不可能な場合は、次により対応する。
 - a 最寄りの開設している指定避難所に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
 - b 当該職員は、参集すべき所属長に速やかにその旨を報告する。
 - c 各指定避難所等の責任者は、応急対策の実施状況等を踏まえ、当該職員が参集場所への復帰が可能と判断した場合は、その旨を指示するものとする。
 - (イ) ケガ、病気その他やむを得ない状態により、いずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもってその旨を参集すべき所属長へ報告する。

3. 災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）の作成

各部、各機関の長は、災害の発生に備え、災害応急対策実施時における分掌事務及び所属職員の居住地等を勘案し、所属職員の役割分担及び参集場所等の詳細を定めた、災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）を予め作成し、総務部長に報告するものとする。

(1) 実施要領に定める事項

- ア. 災害応急対策実施時の組織及び任務

イ. 職員の配備・動員計画

(ア) 配備基準毎の災害対策要員

(イ) 配備要員の参集場所

(ウ) 連絡方法

ウ. 分掌事務の実施計画及び職員の役割分担

エ. その他災害応急対策に必要な事項

(2) 報告

実施要領は、適宜見直しを行い、必要な修正を加え、修正を行ったときは総務部長に報告するものとする。

4. 業務継続性の確保

(1) 方針

県、市及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施内容

県、市及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、県及び市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

5. 複合災害対策

(1) 方針

地震・津波、風水害等、火山災害、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

(2) 実施責任者

県、市、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

(3) 実施内容

ア 県、市、防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。

イ 様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第3. 緊急初動対応

危機管理監は、夜間、休日等の勤務時間外において、大規模な災害が発生し、または発生が予想される時、災害対策本部の活動体制が整うまでの災害対策の空白期間を解消するため、次により緊急初動体制を確立するものとする。

1. 緊急初動活動職員の配置

危機管理監は、本庁舎に災害応急対策等で登庁している職員及び緊急参集した職員等の中から必要な職員を配置し、次の緊急初動活動を実施させるものとする。

【緊急初動活動】

- (1) 本庁舎、駅前庁舎、柳川庁舎、浪岡庁舎並びに消防合同庁舎及び福祉増進センターの安全確認に関すること。
- (2) 災害情報の収集・伝達に関すること。
- (3) 各部、各機関との連絡調整に関すること。
- (4) 各部、各機関の応急措置実施状況の把握に関すること。
- (5) 災害対策本部の開設準備に関すること。
- (6) その他、緊急に対応すべき応急対策に関すること。

2. 災害対策本部への移行

- (1) 危機管理監は、災害対策本部の活動態勢が確立した場合には、緊急初動を解くものとする。
- (2) 総務部長は、緊急初動態勢が解かれた段階において、所要事項に関し、事務引継ぎを行うよう担当課長へ指示するものとする。
- (3) 緊急初動活動要員は、危機管理監の指示により、配備態勢に定められた職務に就く。
- (4) 市長が必要と認めた事項については、一部緊急初動活動を存続させることがある。

第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達

防災活動に万全を期するため、風水害等の災害に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ適切に実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報・警報等を関係機関、市民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならないものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・気象情報等の総括に関すること。
企 画 部	広報広聴班	・災害の広報に関すること。 ・広聴活動に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・浪岡地区における災害の広報及び広聴活動に関すること。
各 部	各 班	・気象予報・警報等の伝達に関すること。

第2. 実施内容

1. 気象予報・警報等の収集及び伝達

- (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれることから、避難

第1章 災害応急対策計画

第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達

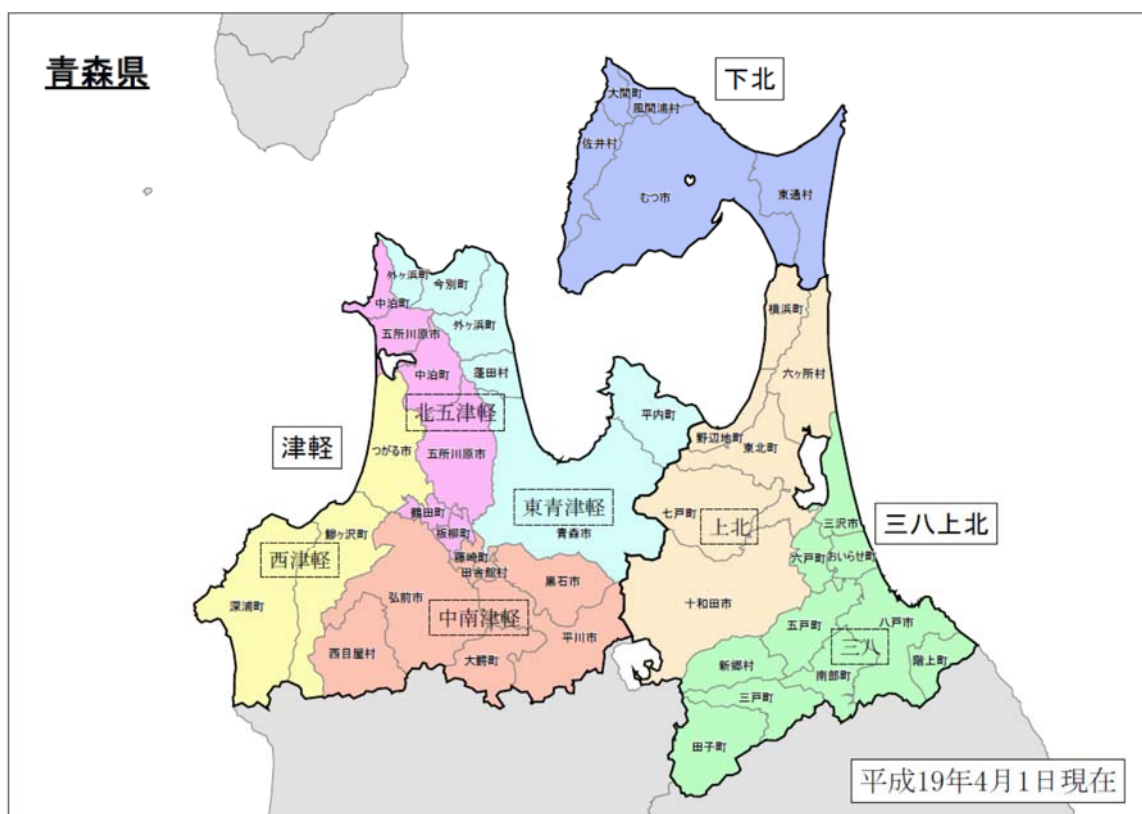
指示等の発令基準に活用する各種情報については、警戒レベル相当情報として発表し、警戒レベルとの関連を明確化する。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに明示されて県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(別図1)に「青森県の特別警報・警報・注意報発表区域図」を示す。

(別図1) 青森県の特別警報・警報・注意報発表区域図



* 「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

第1章 災害応急対策計画

第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達

府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた 地域	二次細分区域の名称
青森県	津軽	東青津軽	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
		北五津軽	五所川原市、板柳町、鶴田町、中泊町
		西津軽	つがる市、鯺ヶ沢町、深浦町
		中南津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
	下北	(下北)	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	三八上北	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
		上北	十和田市、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

ア. 特別警報・警報・注意報

警報・注意報の概要は次のとおりである。

種類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪及び高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	強風、風雪、大雨、大雪、高潮、洪水、波浪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

イ. 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準は別表「警報・注意報発表基準一覧表」に示す。

警報・注意報発表基準一覧表

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

ウ. 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	津波特別警報 (大津波警報の 名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表される
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

第1章 災害応急対策計画

第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達

(別表 警報・注意報発表基準一覧表)

青森市における警報・注意報の具体的な発表基準は以下のとおりである。

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	浪岡川流域=15.7, 瀬戸子川流域=6.2, 天田内川流域=7.5, 新城川流域=15, 入内川流域=6.2, 貴船川流域=4.6, 合子沢川流域=9.3		
		複合基準	貴船川流域= (7, 4.1)		
		指定河川洪水予想による基準	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新妙見橋・筒井・甲田橋・駒込川橋・南桜川] 青森県岩木川水系 十川 [五林平]		
	暴風	平均風速	陸上	18m/s	
			陸奥湾	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪を伴う	
			陸奥湾	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 35cm	
山沿い			12 時間降雪の深さ 50cm		
波浪	有義波高	2.5m			
高潮	潮位	1.1m			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	8		
		土壌雨量指数基準	74		
	洪水	流域雨量指数基準	浪岡川流域=12.5, 瀬戸子川流域=4.9, 天田内川流域=6, 新城川流域=12, 入内川流域=4.9, 貴船川流域=3.7, 合子沢川流域=4.7		
		複合基準	新城川流域= (7, 12), 貴船川流域= (5, 3.6), 合子沢川流域= (5, 4)		
		指定河川洪水予想による基準	青森県堤川水系 堤川・駒込川 [大野・新妙見橋・筒井・甲田橋・駒込川橋・南桜川] 青森県岩木川水系 十川 [五林平]		
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			陸奥湾	18m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	
			陸奥湾	18m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15cm	
			山沿い	12 時間降雪の深さ 25cm	
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	0.9m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			陸奥湾	500m	
	乾燥	実効湿度 67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する			
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上の日が継続			

第1章 災害応急対策計画

第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達

	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が-8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が-3℃以下、又は 0℃以下が 2 日以上継続)
	霜	早霜、晩霜期におおむね 最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 90 mm

エ. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

オ. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

カ. 青森県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

キ. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ク. 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

青森県の雨量による発表基準は、1時間90ミリ以上を観測又は解析したときである。

ケ. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することが

第1章 災害応急対策計画

第3節 気象予報・警報等の発表及び伝達

できる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（津軽、下北、三八上北など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(3) 気象予報・警報等の伝達

ア. 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、青森海上保安部、青森河川国道事務所、日本放送協会青森放送局、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ. 県は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、青森市及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。

ウ. 東日本電信電話株式会社は、特別警報・警報を各支店、青森市に伝達する。

エ. 青森海上保安部は、暴風（雪）警報が発表された場合等、気象情報を鑑みて、必要に応じ、船舶、所有者及び代理店等の海事関係者に対し、航行警報、安全通報及び船舶、航空機の巡回等により、港則法に基づく避難勧告等の措置を講じる。

オ. 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

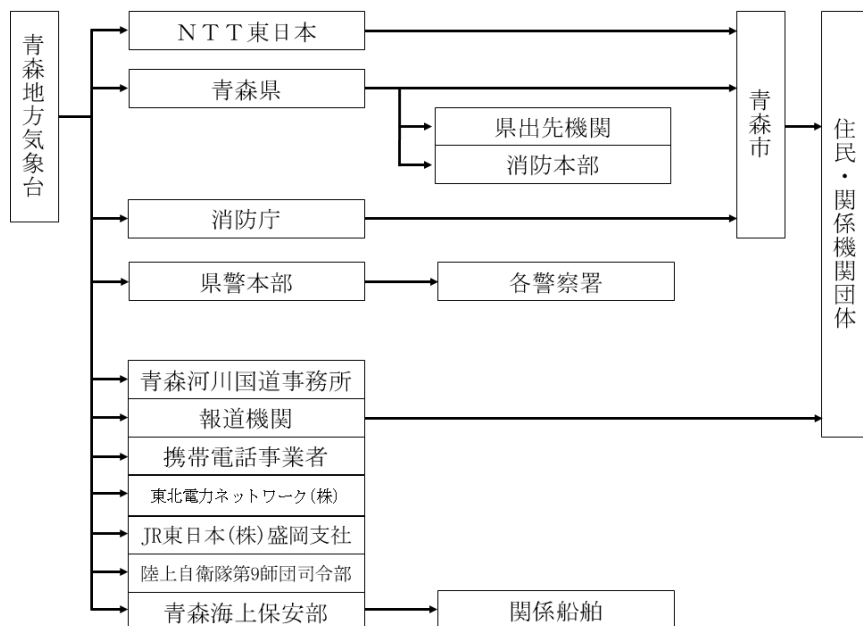
カ. 放送機関は、市民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

キ. その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。

ク. 青森市は、必要に応じ、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により市民へ周知する。

ケ. 県及び市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

【気象予報・警報・情報伝達系統図】



2. 洪水予報の発表及び伝達

(1) 洪水予報の発表

県土整備部河川砂防課と青森地方気象台は、次により堤川、駒込川及び十川の洪水予報を共同発表するものとする。

ア. 洪水予報の種類等と発表基準

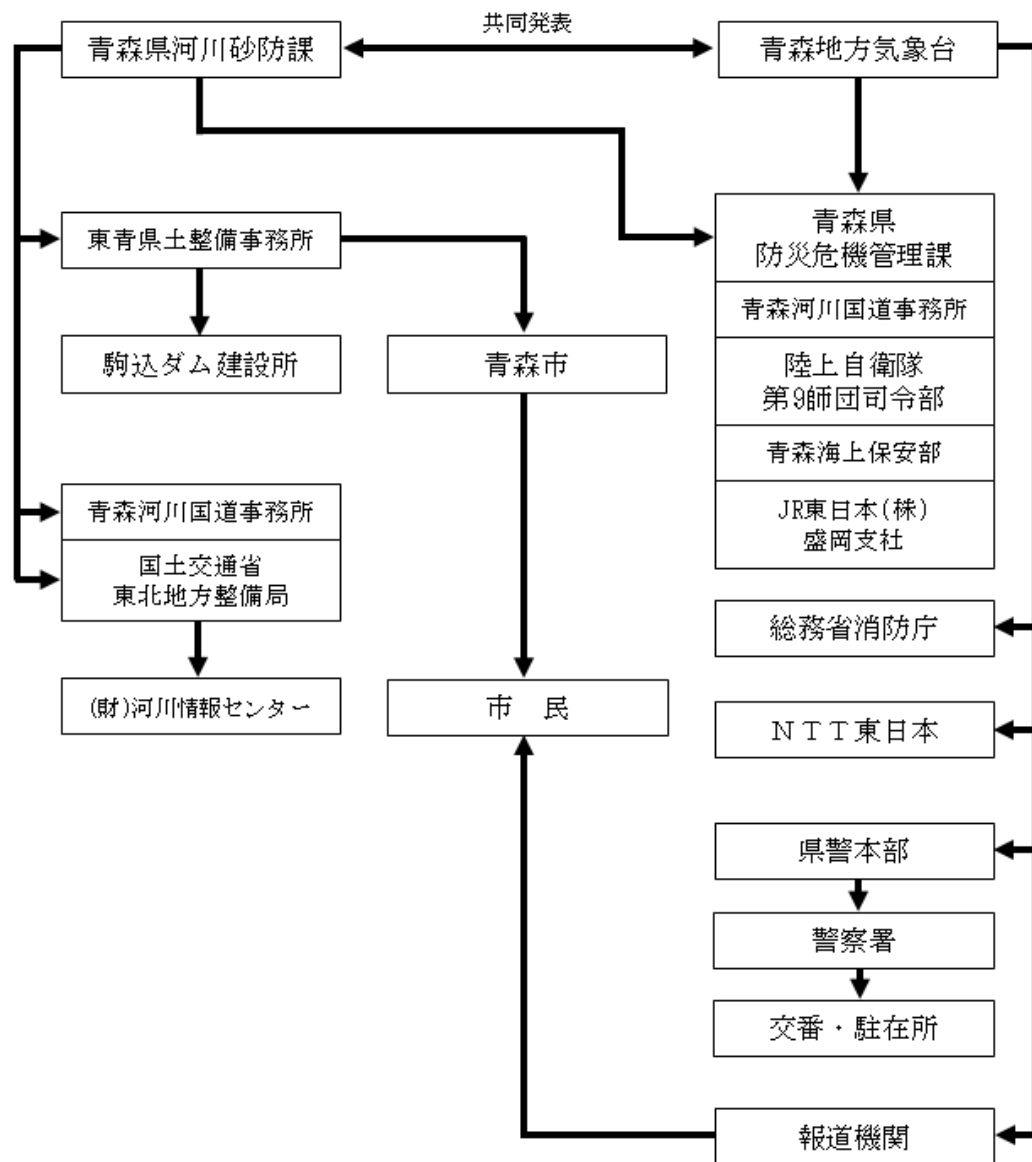
種 類	情報名	発表基準
「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	○氾濫危険水位に到達したとき ○氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）
「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	○氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	○氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ○氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報 解除」	「氾濫注意情報解 除」	○氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

イ. 洪水予報を行う河川及びその区域

河川名	洪水予報基準点	左右岸の別	区 間
堤川	大野	左岸	青森市大字高田字川瀬 190 番地先の金高橋上流端から青森市大字八ツ役字芦谷 295 番地先の問屋橋上流端まで
		右岸	青森市大字金浜字船岡 340 番地先の金高橋上流端から青森市問屋町 2 丁目 4 番地先の問屋橋上流端まで
	新妙見橋	左岸	青森市大字八ツ役字芦谷 295 番地先の問屋橋上流端から横内川合流点まで
		右岸	青森市問屋町 2 丁目 4 番地先の問屋橋上流端から横内川合流点まで
	筒井	左岸	横内川合流点から駒込川合流点まで
		右岸	横内川合流点から駒込川合流点まで
	甲田橋	左岸	駒込川合流点から海まで
		右岸	駒込川合流点から海まで
駒込川	南桜川	左岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで
		右岸	南桜川橋下流端から堤川合流点まで
	駒込川橋	左岸	青森市大字筒字桜川 22 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで
		右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢 3 番地先の駒込川橋下流端から南桜川橋下流端まで
十川	五林平	左岸	北津軽郡板柳町大字滝井字大沼 82 番地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで
		右岸	北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋 51 番 12 地先の十川橋上流端から五所川原市字元町 27 番地先の岩木川合流点まで

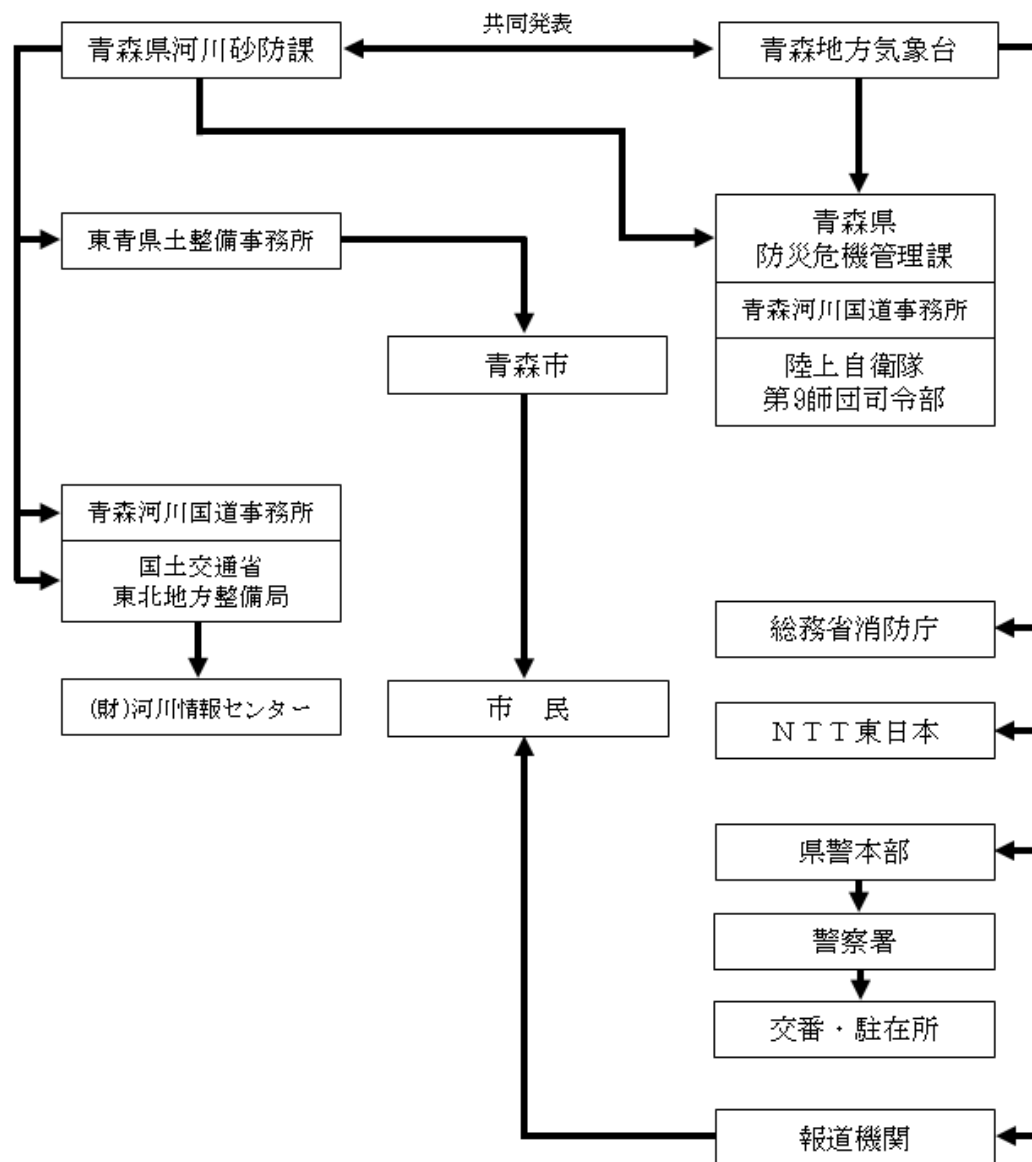
ウ. 洪水予報の伝達

【堤川、駒込川洪水予測伝達系統図】



※ 浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び大規模な工場その他の施設に関しては、市長（本部長）から直接伝達する。

【十川洪水予測伝達系統図】



※ 浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び大規模な工場その他の施設に関しては、市長（本部長）から直接伝達する。

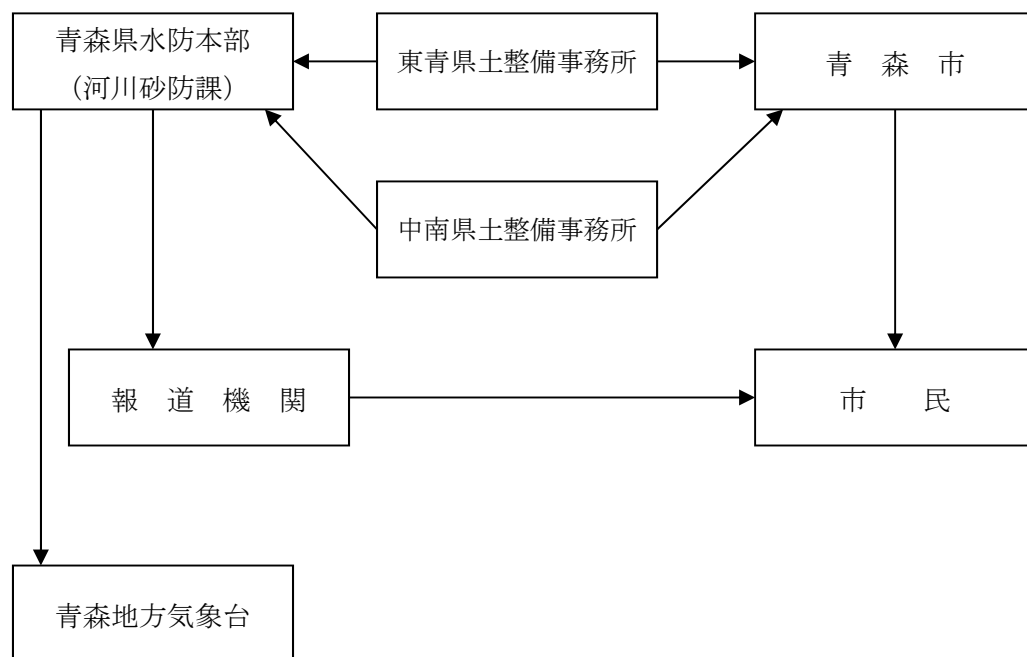
3. 水位到達情報の周知及び伝達

(1) 水位到達情報の周知

国土交通大臣又は知事は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、市民の避難等の目安となる「氾濫危険水位」及び「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき、また避難判断水位を下回ったときは、市に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

市は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な被害を生じるおそれのある排水施設等を「水位周知下水道」として指定し、市民の避難等の目安となる「雨水出水特別警戒水位」を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

(2) 水位到達情報の伝達系統図



※ 浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）及び大規模な工場その他の施設に関しては、市長（本部長）から直接伝達する。

4. 水防警報及び水防指令並びに伝達

(1) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア. 水防警報の発表

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

A. 水防警報の種類

種 類	内 容	発 表 基 準
(待機)※	水防団の足留めを行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準 備	水防資器材の準備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動に対するもの	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	氾濫注意水位を超え又は超えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により、特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第一指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

B. 水防警報を行う河川及びその区域

河川名	警報発表基準点	左右岸の別	区 間			
堤川	大野	左岸	青森市大字高田字川瀬 190 番地先の金高橋上流端	から	青森市大字八ッ役字芦谷 295-2 地先の問屋橋上流端	まで
		右岸	青森市大字金浜字船岡 340 番地先の金高橋上流端		青森市問屋町 2 丁目 4 地先の問屋橋上流端	
	新妙見橋	左岸	青森市大字八ッ役字芦谷 295-2 地内の問屋橋上流端	から	横内川合流点	まで
		右岸	青森市問屋町 2 丁目 4 地内の問屋橋上流端			
	筒井	左右岸	横内川合流点	から	駒込川合流点	まで
	甲田橋	左右岸	駒込川合流点	から	海に至る場所	まで
駒込川	駒込川橋	左岸	青森市大字筒井字桜川 22 番地先の駒込川橋下流端	から	青森市桜川 9 丁目 1 地先の南桜川橋下流端 青森市桜川 9 丁目 1 地先の南桜川橋下流端	まで
		右岸	青森市大字駒込字桐ノ沢 3 番地先の駒込川橋下流端			
	南桜川	左岸	青森市桜川 9 丁目 1 地先の南桜川橋下流端	から	堤川合流点	まで
		右岸	青森市桜川 9 丁目 1 地先の南桜川橋下流端			
沖館川	下池外水位	左右岸	青森市大字三内字沢部地先の三内橋下流端	から	西滝川合流点	まで
	沖館川下流	左右岸	西滝川合流点	から	海に至る場所	まで
西滝川	西滝	左岸	青森市大字安田字稲森 390 番地 7 地先のいなど橋下流端	から	沖館川合流点	まで
		右岸	青森市大字安田字稲森 390 番地 6 地先のいなど橋下流端			
赤川	赤川	左岸	青森市大字駒込字螢沢地先の螢沢橋下流端	から	海に至る場所	まで
		右岸	青森市赤坂 1 丁目地先の螢沢橋下流端			
新城川	新城	左岸	青森市大字新城字山田 115 番地 1 地先	から	海に至る場所	まで
		右岸	青森市大字新城字平岡 30 番地 11 地先			
天田内川	天田内川	左岸	青森市大字油川字船岡 6 番地 7 地先の新船岡橋下流端	から	海に至る場所	まで
		右岸	青森市大字油川字実法 5 番地 3 地先の新船岡橋下流端			
野内川	滝沢	左岸	青森市大字滝沢字下川原 196 番地 1 地先の滝沢橋下流端	から	青森市大字諏訪沢字岩田地先の宮田橋下流端 青森市大字宮田字玉水地先の宮田橋下流端	まで
		右岸	青森市大字滝沢字下川原 173 番地 1 地先の滝沢橋下流端			
	新野内橋	左岸	青森市大字諏訪沢字岩田地先の宮田橋下流端	から	海に至る場所	まで
		右岸	青森市大字宮田字玉水地先の宮田橋下流端			
浪岡川	浪岡	左右岸	正平津川合流点	から	十川合流点	まで
十川	下十川	左右岸	本郷川合流点	から	北津軽郡板柳町大字滝井地先の滝井頭首工	まで

※青森市において、水防警報を行う河川は「水位情報周知河川」と同一

(2) 水防指令の発令

県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するために、水防本部長（知事）または支部長（青森県土整備事務所長）が発令する水防指令は、次表のとおりである。

配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第1指令 (待機指令)	水防体制の少数（1班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。
準 備	第2指令 (準備指令)	水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第3指令 (出動指令)	水防組織の全員がこれに当たる。事態が長引く時は、水防長は適宜交代させるものとする。
解 除	第4指令 (解除指令)	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。

(3) ダム放流に関する連絡

ダム放流に関する連絡系統等は、水防計画書に別途定める。

5. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、本部長（市長）の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼び掛けられる情報で、青森県と青森地方気象台から共同で発表される。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて青森市に伝達するとともに、報道機関や関係機関を通じて、市民への周知を図る。

(1) 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

(3) 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に

県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

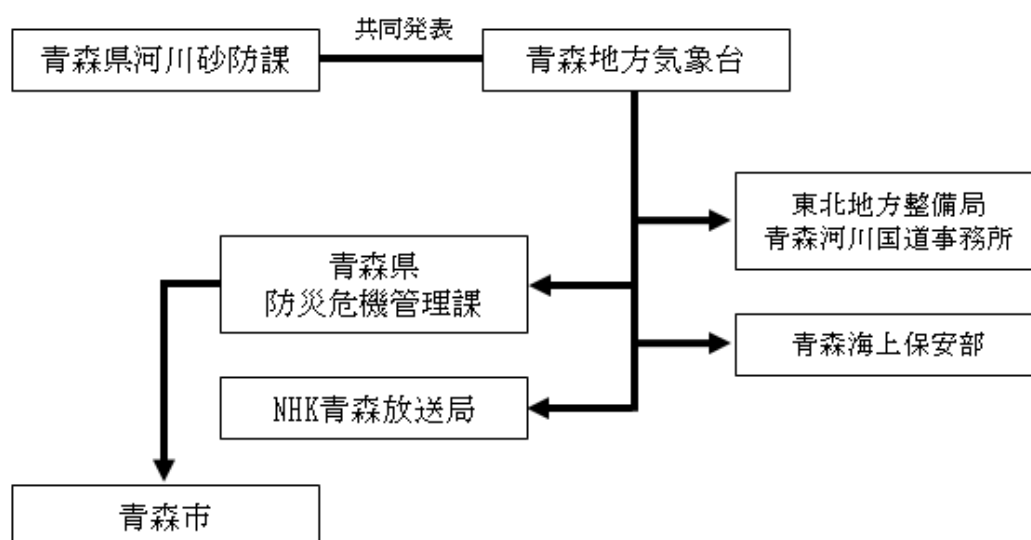
なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

ア. 発表

大雨警報（土砂災害）発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した監視基準に達した場合

イ. 解除

実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合



7. 火災警報の発令及び伝達

(1) 火災気象通報の通報、伝達

青森地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、県はこれを市（消防機関）に伝達する。

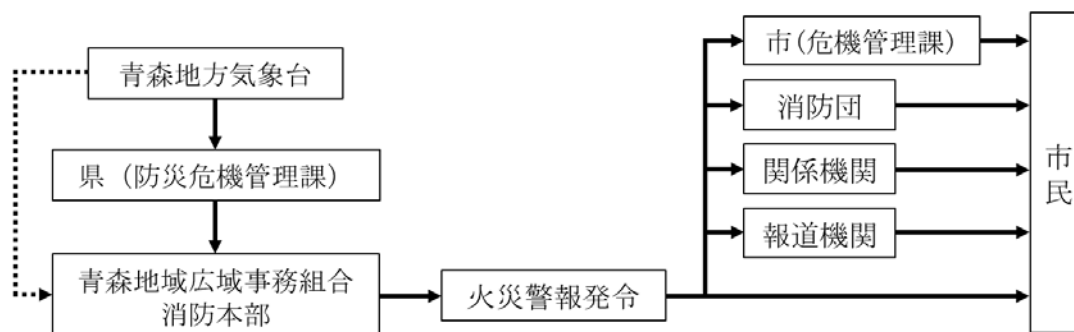
ア. 実効湿度が 67%以下であって、最小湿度が 40%より下がり、最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき

イ. 平均風速が 13m/s 以上の見込みのとき。ただし、雨または雪を伴う場合は通報しないこともある。

(2) 火災警報の発令

青森地域広域事務組合管理者（市長）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

【伝達系統図】



8. 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

（1）災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

ア 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等

イ 水象に関する事項

 a. 異常潮位

 高潮、周期的な海水の動揺、その他潮位に異常を認めたとき

 b. 異常波浪

 異常な高さを示す波浪、うねり

（2）通報及び措置

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、市長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに市長に通報するとともに、それぞれ警察署又は海上保安部に通報する。

ウ 本部長（市長）の通報

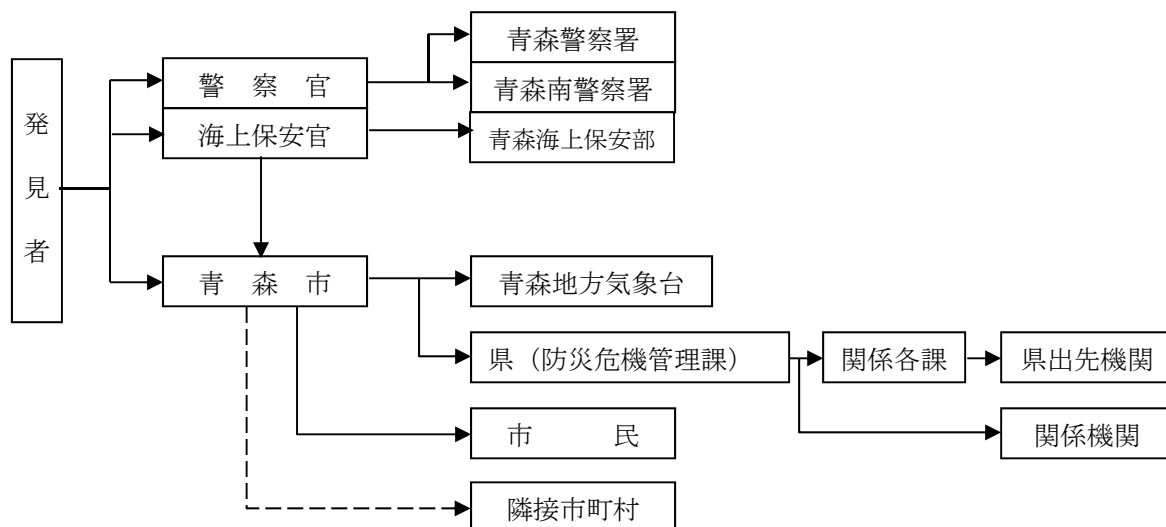
通報を受けた本部長（市長）は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の市民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

（ア）青森地方気象台

（イ）県（防災危機管理課）

【通報系統図】



第3. 気象予報・警報等の伝達

1. 青森市の伝達系統

本部長（市長）は、関係機関から通報される気象予報・警報等を、次により受領、伝達する。

(1) 気象予報・警報等の伝達方法

- ア. 気象予報・警報等は、勤務時間内は危機管理課長が、勤務時間外は宿日直員（本庁守衛）が受領する。
- イ. 市域に関わる気象予報・警報等を受領した危機管理課長は、その発表内容に基づき、直ちに関係課長に伝達するものとする。なお、宿日直員（本庁舎守衛）が受領した場合は、直ちに総務部危機管理課長に伝達する。
- ウ. 気象予報・警報等を受領した各課長は、直ちに所属職員へ伝達するとともに、甚大な被害をもたらすおそれがある発表事項については、災害対策本部「部・班」別業務分担及び災害応急対策実施要領（災害時対応マニュアル）に基づき、関係機関及び市民に通報する。
- エ. 甚大な被害をもたらすおそれがある発表内容の気象予報・警報等を受領した危機管理課長は、本部長（市長）に報告する。
- オ. 気象予報・警報等の各部、関係機関及び市民への伝達は、上記のほか次によるものとする。

【各部・関係機関への伝達】

○勤務時間内

伝達責任者	伝達先	伝達方法	伝達内容
危機管理課長	各課長	市ネットワークシステム等	津波警報を除く、全ての特別警報・警報・特に必要と認める注意報
各課長	所属職員	口頭、電話、FAX、市ネットワークシステム等	
	関係機関	電話、FAX、市ネットワークシステム等	津波警報を除く、全ての特別警報・警報・特に必要と認める注意報

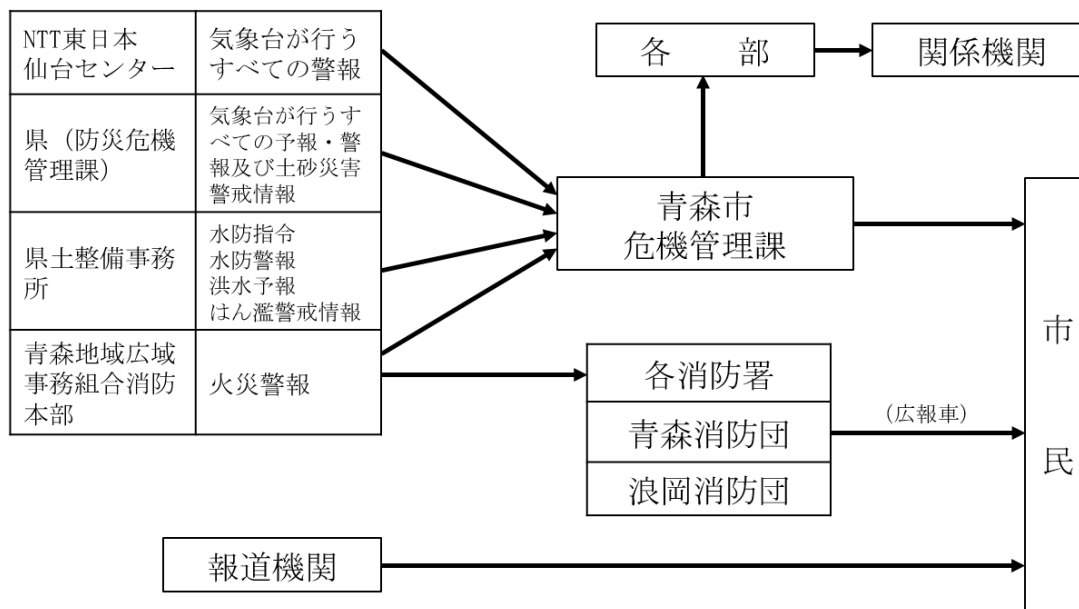
○勤務時間外

伝達責任者	伝達先	伝達方法	伝達内容
危機管理課長	各課長	電話等	津波警報を除く、全ての特別警報・警報・特に必要と認める注意報
各課長	所属職員	電話、FAX等	
	関係機関	電話、FAX等	

【市民への伝達（周知）】

伝達責任者	伝達(周知)先	伝達(周知)方法	伝達(周知)内容
広報広聴課長 予防課長	災害の発生が予想される地域	広報車等 有線放送等	津波警報を除く、全ての特別警報・警報・特に必要と認める注意報

【伝達系統】



2. 防災関係機関連絡先

機 関 名	電話番号	住 所	備 考 (担当課)
青 森 市	017-734-5059	青森市中央一丁目 22-5	危機管理課
青 森 消 防 本 部	017-775-0854	青森市長島二丁目 1-1	警 防 課
青 森 警 察 署	017-723-0110	青森市安方二丁目 15-9	警 備 課
青 森 南 警 察 署	0172-62-4021	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	警 備 課
青森海上保安部	017-734-2421	青森市青柳一丁目 1-2	警備救難課
青森地方気象台	017-741-7411	青森市花園一丁目 17-19	
県	017-734-9089	青森市長島一丁目 1-1	防災危機管理課

(資料)

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ○ 防災関係機関一覧 | (資料・様式編／資料 2) |
| ○ 有線放送施設保有町会一覧 | (資料・様式編／資料 1 6) |
| ○ 青森市災害対策本部「部・班」別業務分担 | (資料・様式編／資料 4 2) |

第4節 情報収集及び被害等報告

風水害等に関する災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、災害情報及び被害状況を市民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告するものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 気象情報等の総括に関すること。
	総 務 班	・ 危機管理班の応援に関すること。
	人 事 班	・ 危機管理班の応援に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・ 町会等に対する各種連絡等に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 浪岡地域における被害状況の把握及び報告の総括に関すること。 ・ 浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関すること。
消 防 部	警 防 班	・ 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。
各 部	各 班	・ 情報収集及び被害報告等に関すること。

第2. 情報の収集、伝達

本部長（市長）は、積極的に職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

1. 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

（1）災害情報の収集

本部長（市長）は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、所属職員をもって情報把握に当たらせるとともに、消防機関及び各町会長及び町内会長等から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

（2）災害情報の内容

ア．災害発生のおそれがある場所

イ．今後とらうとする措置

ウ. その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

(3) 職員の巡視

次の警報等が発表された場合、各班員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回するものとする。

なお、巡回箇所及び担当班は、次のとおりとする。

警報等名	巡回箇所	担当班
大雨警報 洪水警報 暴風警報	河川危険箇所等	公園河川班 浪岡都市整備班 消防班
	農業用水路、ため池危険箇所、 林道工事箇所等	農地林務班
	急傾斜地崩壊危険箇所	公園河川班 浪岡都市整備班 消防班
	道路注意箇所	道路維持班 浪岡都市整備班 消防班
	水防警戒箇所等	公園河川班 浪岡都市整備班 消防班
	公園	公園河川班
高潮警報 波浪警報	漁港	水産振興センター班 消防班
	港湾・海岸地域	消防班
大雪警報 暴風雪警報	道路注意箇所	道路維持班 浪岡都市整備班 消防班

(4) 災害情報の報告

ア. 各本部員（各部長等）は、部内各班が収集した情報を取りまとめ、総務部危機管理班（総務部危機管理課）に報告する。

イ. 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部から報告された情報をとりまとめるとともに、県（防災危機管理課）に報告する。

2. 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

(1) 被害情報の収集

被害情報の収集は、次により行うものとする。

ア. 各本部員（各部長等）及び各班長（各課長等）は、青森市災害対策本部規程別表第一に基づき、所管に係る施設等の被害状況を調査するものとする。

イ. 災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させるものとする。

第1章 災害応急対策計画

第4節 情報収集及び被害等報告

ウ．調査に当たって正確を期するため、各町会長及び町内会長、その他関係者の協力を得て行うものとする。

エ．調査班（納税支援課、市民税課、資産税課）、浪岡総務班（浪岡振興部総務課）、浪岡調査班（浪岡振興部納税支援課）による建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査は、災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期すものとする。

【収集すべき情報】

- ・ 人的被害
- ・ 建物被害
- ・ 道路・鉄道被害
- ・ 医療機関情報
- ・ 避難状況
- ・ ライフライン被害

【被害状況調査協力団体等】

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	危機管理班長（危機管理課長）	
人、住家等の被害	調査班長（納税支援課長）、浪岡総務班長（浪岡振興部総務課長）、浪岡調査班長（浪岡振興部納税支援課長）	町会長及び町内会長
農業・畜産業関係被害	農業政策班長（農業政策課長）、農地林務班長（農地林務課長）	農業協同組合 畜産業協同組合等
林業関係被害	農地林務班長（農地林務課長）	土地改良区 森林組合等
水産業関係被害	水産振興センター班長（水産センター所長）	漁業協同組合等
商工業・観光施設被害	経済政策班長（経済政策課長）、観光班長（観光課長）	商工会議所等
文教関係被害	教育総務班長（教育委員会事務局総務課長）、浪岡教育班長（浪岡教育課長）	各施設の長
社会福祉関係被害	福祉政策班長（福祉政策課長）、浪岡健康福祉班長（浪岡振興部健康福祉課長）	各施設の長
文化財関係被害	文化遺産班長（教育委員会事務局文化遺産課長）	各施設の長
医療施設被害	保健班長（保健予防課長）、浪岡健康福祉班長（浪岡振興部健康福祉課長）	各施設の長

第1章 災害応急対策計画

第4節 情報収集及び被害等報告

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
環境衛生施設被害	環境政策班長（環境政策課長）、観光班（観光課長）、浪岡健康福祉班長（浪岡振興部健康福祉課長）	各施設の長
体育関係施設被害	地域スポーツ班長（地域スポーツ課長）、浪岡教育班長（浪岡教育課長）	各施設の長

（2）被害状況の報告等

ア．消防部通信指令班（通信指令課）は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

県（防災危機管理課） N T T 電 話 0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 8 8 0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 8 9 F A X 0 1 7 - 7 2 2 - 4 8 6 7 0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 1 7 防災情報ネットワーク 電 話 8 - 8 1 0 - 1 - 6 0 2 0 F A X 文書データ送信機能			
国（消防庁応急対策室）			
区分 回線別		平日（9:30～17:45）	左記以外（宿直室）
N T T 回線	電 話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
	F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
地域衛星通信ネットワーク	電 話	8 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 3 4 2 2	8 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 1 0 2
	F A X	8 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 3	8 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

イ．各部は、収集した被害状況を取りまとめ、総務部危機管理班（総務部危機管理課）に報告するとともに、次の被害調査報告分担区分に基づき、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

【被害調査報告分担区分】

調査・報告事項	様式 番号	青森市調査分担区分		県への報告先	
				県出先機関経由	主管課
災害発生状況報告	1	総務部	危機管理班	県中央福祉事務所	防災危機管理課
災害状況即報、災害確定報告	2	総務部	危機管理班		防災危機管理課
人的被害・住家被害	3	総務部	危機管理班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
避難状況・救護所開設状況	4	総務部	危機管理班		防災危機管理課
公共施設被害	5	総務部	危機管理班		防災危機管理課
被害者実態調査	6	税務部 浪岡振興部	調査班 浪岡総務班 浪岡調査班		
被害者名簿	7	税務部 浪岡振興部	調査班 浪岡総務班 浪岡調査班		
建築物災害報告	8	都市整備部	建築指導班	県東青森土整備 事務所	建築住宅課
救助の実施状況	9	総務部	危機管理班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
医療施設被害	10	保健部	保健班	県東津軽保健所	医療薬務課
廃棄物処理施設被害	11	環境部	環境政策班		環境政策課
生活衛生施設被害	12	保健部	保健班	県東津軽保健所	保健衛生課
水道施設被害	13	企業部	水道総務班	〃	〃
水稻被害	14 15	農林水産部	農業政策班	県東青森農林水産 事務所	農産園芸課
りんご・特産果樹被害	16 17	農林水産部	農業政策班	〃	りんご果樹課
畑作・やさい・花き・桑樹被害	18	農林水産部	農業政策班	〃	農産園芸課
果樹類樹体被害	17	農林水産部	農業政策班	〃	りんご果樹課
畜産関係被害	19 20	農林水産部	農業政策班	〃	畜産課
農業関係共同利用施設被害	21 22	農林水産部	農業政策班	〃	構造政策課、農産園芸課、りんご 果樹課、畜産課
農業関係非共同利用施設被害	23	農林水産部	農業政策班	〃	〃
農業協同組合及び農業協 同組合連合会の在庫品被害	24	農林水産部	農業政策班	〃	団体経営改善課
農地及び農業施設被害	25	農林水産部	農地林務班	〃	農村整備課
林業関係被害	26 27	農林水産部	農地林務班	〃	林政課

第1章 災害応急対策計画

第4節 情報収集及び被害等報告

水産業関係被害	28	農林水産部	水産振興センター班	〃	水産振興課
漁港・海岸被害	29	農林水産部	水産振興センター班	〃	水産局漁港漁場整備課
商工業・観光施設被害	30	経済部	経済政策班 観光班	〃	商工政策課 観光企画課
土木施設被害	31	都市整備部	都市政策班	県東青県土整備 事務所	河川砂防課、道路課、港湾空港 課、都市計画課
文教関係被害	32	教育部	教育総務班	東青教育事務所	教育庁教育政策課 (私立学校) 総務学事課
福祉施設被害	33	福祉部	福祉政策班	県中央福祉事務所	健康医療福祉政策課
その他の公共施設被害	34	当該各課			担当課

ウ．総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部より報告された被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

（ア）人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況

（イ）火災等の二次災害の発生状況、危険性

（ウ）避難の必要の有無及び避難の状況

（エ）市民の動向

（オ）その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項

（カ）特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

（キ）要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

（1）火災等即報

ア．交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

（ア）航空機火災

（イ）タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災

（ウ）トンネル内車両火災

（エ）列車火災

イ．石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災または爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

ウ. 危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し、または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - a. 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - b. 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ. 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質または放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ. ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ. 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態または緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア. 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ. バスの転落等による救急・救助事故
- ウ. ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- エ. 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ. その他報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの

(3) 武力攻撃災害即報

- ア. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- イ. 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(4) 災害即報

地震が発生し、当該市域内で震度5弱以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

3. 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

(1) 総務部危機管理班長(総務部危機管理課長)は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4により、災害状況を逐次、県(防災危機管理課)に報告するとともに、必要に応じ、次の状況を関係機関に報告する。また、各班長は、県の各部局に上記の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。

ア. 被害の状況

イ. 避難指示等又は警戒区域の設定状況

ウ. 指定避難所の開設状況

エ. 避難生活の状況

オ. 救護所の設置及び活動状況

カ. 傷病者の収容状況

キ. 観光客等の状況

ク. 応急給食・給水の状況

ケ. その他

(ア) 青森市外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

(イ) 青森市外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

(ウ) その他

(2) 被害報告区分

被害の報告区分は、次のとおりである。

○ 被害程度の認定基準 (資料49)

第3. 災害確定報告

(1) 各部は、応急対策が終了した後、速やかに被害の確定報告を総務部危機管理班(総務部危機管理課)及び県関係出先機関等に報告する。

(2) 総務部危機管理班長(総務部危機管理課長)は、各部から報告された確定状況を取りまとめるとともに、県(防災危機管理課)に報告する。

第4. 報告の方法及び要領

1. 方 法

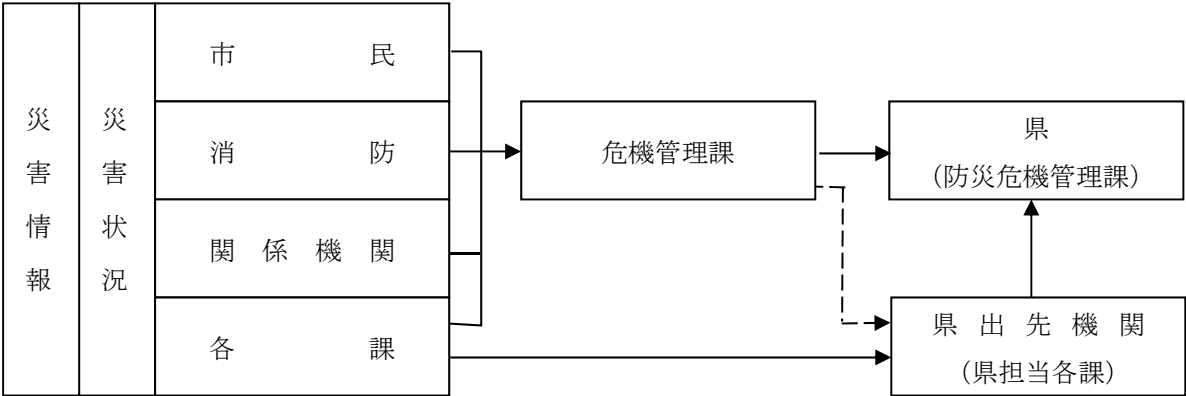
(1) 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファクシミリ、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。また、報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。

- (2) 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワークまたは警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。
- (3) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

2. 要 領

- (1) 被害報告については、速やかな災害応急対策を実施するため、災害発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を県（防災危機管理課）に報告する。
- (2) 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- (3) 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- (4) 県（防災危機管理課）への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行うものとする。

【情報の収集、報告の系統図】



第 4. その他

各機関は機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を図るため、努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。

(資料)

- 防災関係機関一覧 (資料・様式編／資料 2)
- 被害程度の認定基準 (資料・様式編／資料 4 9)
- 各種報告様式 (資料・様式編／様式 1 ～ 3 4)

第5節 通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても、対応できる体制の整備を図る。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援にすること。
	危 機 管 理 班	・防災行政用無線の利用及び確保にすること。 ・防災活動拠点施設配備無線の保守にすること。
	人 事 班	・危機管理班の応援にすること。
	管 財 班	・通信施設、設備の利用及び確保にすること。
	情 報 管 理 班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保にすること。 ・電算システムの利用及び確保にすること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保にすること。 ・浪岡地域における通信施設、設備の利用及び確保にすること。 ・浪岡地域におけるネットワーク、行政情報端末の利用及び確保にすること。
教 育 部	教 育 総 務 班	・防災活動拠点施設等（小・中学校）配備無線の利用にすること。
企 業 部	下 水 道 施 設 班	・水道部に係る無線通信の統制にすること。
	施 設 班	・水道部に係る無線通信の統制にすること。
消 防 部	通 信 指 令 班	・通信施設等の保守にすること。 ・通信の運用及び無線の統制にすること。 ・災害情報の収集、整理及び報告にすること。
各 部	各 班	・通信施設の利用にすること。

第2. 通信連絡手段

市長は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線又は有線放送を基幹として、その他の手段の活用により、当該地域の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑にするため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一時的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

第3. 連絡方法

- (1) 本部長（市長）は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告または通報しておく。

第4. 通信連絡**1. 青森県防災情報ネットワーク**

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報伝達を行う。

2. 電気通信設備（電話・電報）の優先利用**(1) 災害時優先電話**

- ア. 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話を利用して通信連絡を行う。
- イ. 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

(2) 非常・緊急電報

災害時において、通信施設が壊れ、又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

担当責任者	通信依頼先	依頼方法	手 続
管財班長 浪岡総務班長	東日本電信電話(株)	非常電報 緊急電報	○申込み受付番号は、115 番 ○「非常電報」または「緊急電報」である旨を告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする。 ○必要理由、事情を告げる。

○ 災害時優先電話一覧 (資料 11)

3. 無線等設備の利用

災害時において電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や青森市の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話設備を利用して通信を確保するものとする。

(1) 青森市無線設備

青森市が有する無線設備は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第2節／第3「通信施設・設備」に掲げるとおりである。

(2) 非常通信の利用

災害時において有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用する。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

第1章 災害応急対策計画

第5節 通信連絡

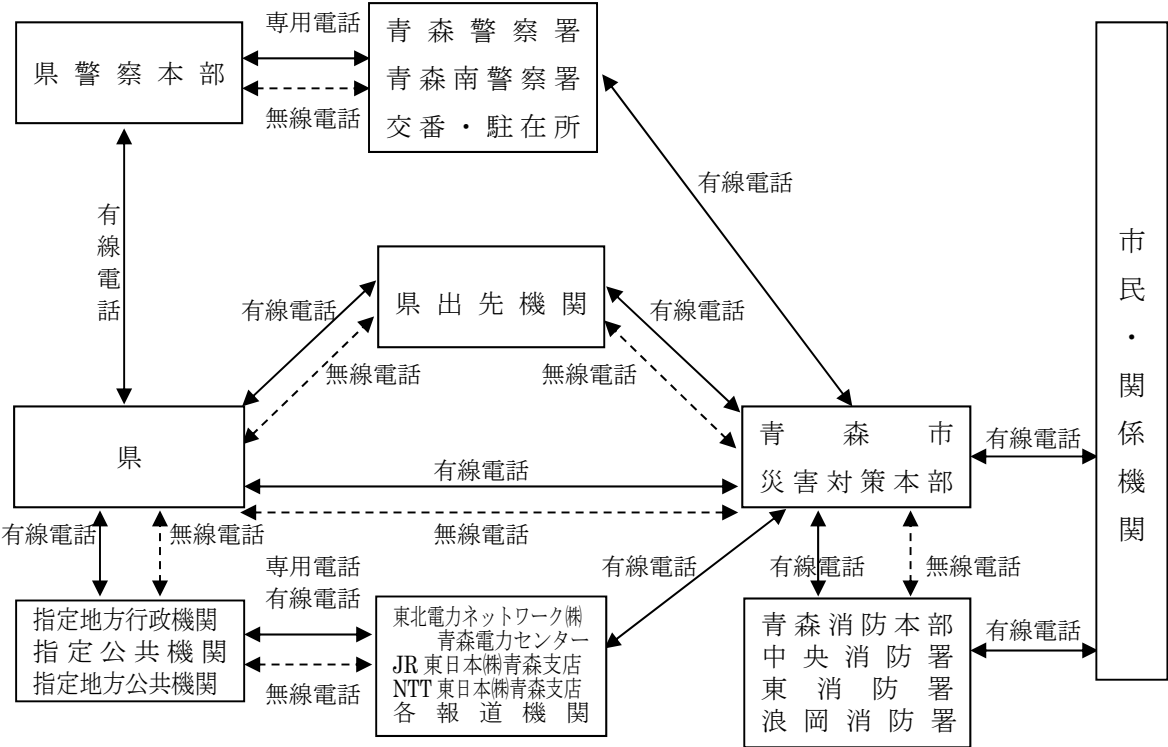
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	電話番号	連絡責任者
消防無線	青森消防本部通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	管財班長
警察無線 (交番・駐在所の設備を含む。)	青森警察署 警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	
	青森南警察署 警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	
東北電力無線	東北電力ネットワーク(株) 青森電力センター 総務課	青森市本町一丁目 3-9	050-7789-8298	
国土交通省無線	国土交通省青森河川国道 事務所調査第二課	青森市中央三丁目 20-28	017-734-4521	
東日本電信電話(株)無線	東日本電信電話(株)青森支店 災害対策担当	青森市橋本二丁目 1-6	017-774-9550	
海上保安部無線	青森海上保安部 警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	
アマチュア無線	日本アマチュア無線連盟 青森クラブ	青森市新城字平岡 213-15	017-788-8090	管財班長
	青森市役所 アマチュア無線クラブ	青森市長島三丁目 16-3	017-723-1938	

4. 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

通信設備	通信依頼先	使用依頼先所在地	電話番号	連絡責任者
警察電話 (交番・駐在所の設備を含む。)	青森警察署 警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	管財班長
	青森南警察署 警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	
消防電話	青森消防本部 通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	
海上保安電話	青森海上保安部 警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	
気象電話	青森地方気象台 防災業務課	青森市花園一丁目 17-19	017-741-7413	
鉄道電話	J R 東日本(株)青森支店 総務課	青森市柳川一丁目 1-1	017-734-6732	
電気事業電話	東北電力ネットワーク(株) 青森電力センター 総務課	青森市本町一丁目 3-9	050-7789-8298	

第 5. 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合は、使走により通信、連絡を行う。

(資料)

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ○ 無線施設・設備等一覧 | (資料・様式編／資料 1 0) |
| ○ 災害時優先電話一覧 | (資料・様式編／資料 1 1) |
| ○ 青森市行政情報ネットワーク端末配備状況 | (資料・様式編／資料 1 2) |
| ○ 災害対策用携帯電話配備基準 | (資料・様式編／資料 1 3) |
| ○ 青森県防災情報ネットワーク回線構成図 | (資料・様式編／資料 1 4) |
| ○ 地域振興用陸上移動通信システム無線配備状況一覧 | (資料・様式編／資料 1 5) |
| ○ 有線放送施設保有町会一覧 | (資料・様式編／資料 1 6) |

第6節 災害広報・情報提供

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、市民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、市民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が終息したときは必要に応じて市民相談窓口等を開設するものとする。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、市民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	危 機 管 理 班	・気象情報等の総括に関すること。 ・災害情報の総括に関すること。
	人 事 班	・危機管理班の応援に関すること。
	管 財 班	・車両の確保及び配車に関すること。
	情 報 管 理 班	・ネットワーク、行政情報端末の利用及び確保に関すること。
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の取材（写真記録を含む。）に関すること。 ・災害の広報に関すること。 ・広聴活動に関すること。
	支 援 班	・広報広聴班の応援に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
	生 活 安 心 班	・市民相談窓口の開設及び運営に関すること。
福 祉 部	福 祉 政 策 班	・要配慮者の安全確保対策の総括に関すること。
	障がい者支援班	・要配慮者（障がい者）の安全確保対策に関すること。
	高 齢 者 支 援 班 介 護 保 険 班	・要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
こども未来部	こども・若者政策班	・要配慮者（乳幼児・こども・妊産婦）の安全確保対策の総括に関する事。
	子育て支援班	・要配慮者（乳幼児）の安全確保に関する事。
	あおもり親子はぐくみプラザ班	・要配慮者（妊産婦）の安全確保対策に関する事。
保健部	保健班	・要配慮者（傷病者）の安全確保対策に関する事。
経済部	交流推進班	・要配慮者（外国人）の安全確保対策に関する事。
浪岡振興部	浪岡総務班	・浪岡地域における防災行政用無線の利用及び確保に関する事。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録等を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関する事。
	浪岡市民班	・浪岡地域における市民相談窓口の開設及び運営に関する事。
	浪岡健康福祉班	・浪岡地域における要配慮者の状況把握及び安全確保対策に関する事。
消防部	予防班	・消防等の広報に関する事。 ・写真等記録に関する事。
各部	各班	・市民相談窓口の開設及び運営に対する協力に関する事。

第2. 青森市の災害広報

本部長（市長）は、次により災害広報を実施する。

1. 災害広報の総括

- （1）市災害対策本部における災害広報は広報広聴班長（広報広聴課長）が総括する。
- （2）広報広聴班長（広報広聴課長）は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努めるものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- （3）広報広聴班長（広報広聴課長）は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努めるものとする。

2. 災害広報の内容

災害広報により伝達する情報は、次のとおりとする。

- （1）緊急情報（市民の生命、財産の保護及び不安解消を図るための情報）
 - ア．災害対策本部の設置に関する事項
 - イ．災害の概況
 - ウ．市及び各防災関係機関の応急措置に関する事項

- エ. 避難指示等の発令状況
- オ. 防疫に関する事項
- カ. 火災状況
- キ. 指定避難所、医療救護所の開設状況
- ク. 道路、河川等の公共施設の被害状況
- ケ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項
- コ. その他必要な事項
- (2) 生活情報（被災住民の生活維持のため必要となる情報）
 - ア. 電気、ガス、水道等供給の状況
 - イ. 道路交通等に関する事項
 - ウ. 給食、給水の実施状況
 - エ. 一般的な市民生活に関する情報
 - オ. その他、社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- (3) 生活支援情報（被災者の生活再建のため必要となる情報）
 - ア. 住宅情報
 - イ. 各種相談窓口の開設状況
 - ウ. 罹災証明の発行情報
 - エ. 災害援護資金等の融資情報
 - オ. その生活支援及び復興に関する情報

3. 災害広報の実施方法

災害広報は次により行うものとし、特に市民の生命、財産の保護に関する情報は、他の情報に優先して行うものとする。

- (1) 市民への広報
 - ア. 市民に対する広報は、必要に応じ随時、迅速かつ的確に行うものとする。
 - イ. 災害広報の実施方法は、おおむね次の方法によるものとし、情報の内容及び緊急性等に応じて適切な方法により行うものとする。
 - (ア) 防災行政無線（同報系無線）、有線放送等の設備による広報
 - (イ) 広報車による広報
 - (ウ) 報道機関による広報
 - (エ) 広報紙の掲示、配布
 - (オ) 指定避難所への職員の派遣
 - (カ) その他インターネットのホームページや防災メール、緊急速報メール、X、フェイスブック、LINE、アマチュア無線等様々な広報媒体を効果的に用いての広報
 - ウ. 要配慮者への広報
 - 福祉政策班長（福祉政策課長）は、関係各班と連携し、町会及び町内会、災害ボランティア、国際交流協会等の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者に対する災害広報に努めるものとする。
 - エ. 広報広聴班長（広報広聴課長）と浪岡総務班長（浪岡総務課長）は連携し、安否情

報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努めるものとする。

(2) 報道機関への広報

広報広聴班長（広報広聴課長）と浪岡総務班長（浪岡総務課長）は連携し、被害状況、災害応急対策実施状況、避難指示等の発令状況その他市民及び罹災者に対する注意事項等の広報資料をとりまとめ、適宜市政記者室へ送付するなど、報道機関への的確な情報提供に努める。

(3) 防災関係機関への広報（伝達）

防災関係機関に対する広報（伝達）は、有線・無線電話、ファックス等を活用し、必要に応じ、随時、迅速かつ的確に行うものとする。

4. 市民相談窓口の開設等

(1) 災害が収束したときは、必要に応じ、生活安心班長（生活安心課長）は、浪岡市民班長（浪岡市民課長）と連携し、関係各班の要員等から構成する臨時市民相談窓口等を各庁舎、支所、市民センター等に開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連携し、早期解決に努める。

(2) 市長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。

(3) 市長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な災害伝言ダイヤル（171番）の活用を市民に周知するよう努める。

(4) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(5) 市等の防災関係機関は、国と連携して外国人住民・訪日外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等に在る外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの活用を図る。

5. 避難住民への情報提供

広報広聴班長（広報広聴課長）と浪岡総務班長（浪岡振興部総務課長）は、避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報紙、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

(資料)

○ 無線施設・設備等一覧	(資料・様式編／資料 1 0)
○ 青森市行政情報ネットワーク端末配備状況	(資料・様式編／資料 1 2)
○ 青森県防災情報ネットワーク回線構成図	(資料・様式編／資料 1 4)
○ 地域振興用陸上移動通信システム無線配備状況一覧	(資料・様式編／資料 1 5)
○ 有線放送施設保有町会一覧	(資料・様式編／資料 1 6)

第7節 避難

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害から市民（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の市民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

（1）避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入は、本部長（市長）が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を本部長（市長）以外の者が実施する。

実施責任者	内容	要件	根拠法
本部長（市長）	災害全般		災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	ただし、本部長（市長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は本部長（市長）から要求があったとき	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法 第4条
海上保安官	災害全般	ただし、本部長（市長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は本部長（市長）から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
知事	災害全般	ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条
自衛官	災害全般	警察官がその場にはいない場合に限る	自衛隊法 第94条
知事またはその命を受けた職員	洪水又は高潮による氾濫からの避難の指示		水防法 第29条
知事またはその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示		地すべり等防止法 第25条

（2）指定避難所の設置

指定避難所の設置は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、本部長（市長）が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、次のとおり法の規定に基づき本部長（市長）以外の者が実施する。

実施責任者	内容	要件	根拠法
本部長（市長）	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合においても、本部長（市長）若しくはその委任を受けた青森市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
海上保安官	災害全般	同上の場合においても、本部長（市長）若しくはその委任を受けた青森市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合においても、本部長（市長）等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	災害対策基本法 第63条
消防吏員または消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法 第28条・第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場合	水防法 第21条

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担当業務
総務部	危機管理班	・避難の指示の関係機関への通知、報告に関すること。
	人事班	・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・危機管理班の応援に関すること。
企画部	広報広聴班	・災害の広報に関すること。
税務部	国保医療年金班	・避難所の開設及び管理の応援に関すること。 ・避難者の収容、把握（立退先等）の応援に関すること。
市民部	市民協働推進班	・避難所開設及び管理の応援に関すること。
	生活安心班	・災害時における交通の規制等に関すること。
福祉部	福祉政策班	・要配慮者の安全確保対策の総括に関すること。 ・避難所の開設及び管理の総括に関すること。 ・避難所（福祉館）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	障がい者支援班	・要配慮者（障がい者）の安全確保対策に関すること。
	高齢者支援班 介護保健班	・要配慮者（高齢者）の安全確保対策に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
こども未来部	こども・若者政策班	・要配慮者（乳幼児・こども・妊産婦）の安全確保対策の総括に関すること。
	子育て支援班	・要配慮者（乳幼児）の安全確保対策に関すること。
	あおもり親子はぐくみプラザ班	・要配慮者（妊産婦）の安全確保対策に関すること。
保健部	保健班	・要配慮者（傷病者）の安全確保対策に関すること。 ・避難所等における食中毒の予防に関すること。 ・避難所等における感染症予防に関すること。 ・避難者の収容、把握（立退先等）の応援に関すること。
経済部	交流推進班	・要配慮者（外国人）の安全確保対策に関すること。
	地域スポーツ課	・避難所（文化スポーツ施設）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
都市整備部	公園河川班	・洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・広域避難所の開設及び管理に関すること。
	道路維持班	・崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・避難道路の選定及び確保に関すること。
浪岡振興部	浪岡総務班	・浪岡地域における防災行政無線の利用及び確保に関すること。 ・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関すること。
	浪岡市民班	・浪岡地域における避難所等における衛生保持に関すること。 ・浪岡地域における特別交通規制に関すること。 ・浪岡地域における避難道路の選定及び確保に関すること。
	浪岡健康福祉班	・浪岡地域における避難所の開設及び管理の総括に関すること。 ・浪岡地域における避難所（健康福祉課所管施設）の開設・管理及び避難者の状況把握（収容・立退先等）に関すること。 ・浪岡地域における要配慮者の状況把握及び安全確保対策に関すること。
	浪岡都市整備班	・浪岡地域における洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・浪岡地域における崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・避難道路の確保に関すること。
教育部	教育総務班	・教育部の管理に係る避難所の開設及び管理に関すること。 ・教育部所管施設に係る避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	文化学習活動推進班	・避難所（文化施設）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	地域班	・避難所（市民センター、公民館及び勤労青少年ホーム）の開設及び管理に関すること。 ・避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。
	浪岡教育班	・浪岡教育班の管理に係る避難所の開設及び管理に関すること。 ・浪岡教育班の管理に係る避難者の収容及び把握（立退先等）に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	管 理 班	・バス緊急輸送の確保に関すること。
消 防 部	予 防 班	・警報等の伝達に関すること。 ・避難対策に関すること。
	消 防 班	・避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。

第2. 避難指示等の基準

避難指示等の発令基準は、おおむね次のとおりである。

種 別	基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 気象予報・警報等が発表され、高齢者等は危険な場所から避難することが適当であると判断されるとき 2. 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、高齢者等は危険な場所から避難することが適当であるとき
【警戒レベル4】 避難指示	1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき（※土砂災害警戒情報は市町村を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2. 氾濫危険水位に達したとき（氾濫危険水位の設定がある河川） 3. 高齢者等避難より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき 4. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1. 災害が既に発生しているとき 2. 災害が切迫しているとき

市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

種 別	洪水予報河川	その他の河川など
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1. 指定河川洪水予報により、氾濫警戒情報が発表された場合 2. 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3. 夜間・早朝に、高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合	1. 水防団待機水位を越えた状態で、次のいずれかにより、引き続き水位の上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③上流で大量又は強い降雨（実況雨量や予測雨量）が見込まれる場合 2. 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3. 夜間・早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合 4. 水位観測所がない河川あるいは水位設定のない河川では、洪水警報が発表されている状況で、上記①～③を参考に基準を設定する。
【警戒レベル4】 避難指示	1. 指定河川洪水予報により、氾濫危険情報が発表された場合 2. 指定河川洪水予報により、水位が氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達する事が予想される場合 3. 危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合） 4. 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5. ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 6. 夜間・早朝に、避難指示を発令するような状況が想定される場合	1. 氾濫注意水位を越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③上流で大量又は強い降雨（実況雨量や予測雨量）が見込まれる場合 2. 異常な漏水・侵食等が発見された場合 3. 夜間・早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合 4. 水位観測所がない河川あるいは水位設定のない河川では、洪水警報が発表されている状況で、上記①～③を参考に基準を設定する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1. 決壊や越水・溢水が発生した場合	1. 決壊や越水・溢水が発生した場合

※洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）において、黒で示される最大危険度が出現してからでは命が奪われるような洪水害がすでに発生していてもおかしくない極めて危険な状況となるため、遅くともそれより前の紫が出現した段階で（更に氾濫注意水位が設定されている河川では氾濫注意水位を越えた時点で）安全な場所に避難する必要がある。

第3. 避難指示等の伝達

市民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、「避難情報に関するガイドライン」を参考にして、避難指示等の判断基準等を明確化しておく。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、自宅等で身の安全を確保することができる場合は「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うといった適切な避難行動を市民がとれるように努める。

避難についての市民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって避難指示等を行うほか、一般市民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

洪水、高潮及び土砂災害について、市は避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

1. 周知徹底の方法、内容

(1) 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に市民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

ア. 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水、津波及び高潮による避難指示等は、次の信号による。（津波による避難を含む）

警鐘信号	サイレン信号		
乱 打	約 1 分  —————	約 5 秒 休 止	約 1 分  —————

- イ. ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- ウ. 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。
- エ. 広報車により伝達する。

- オ. 情報連絡者（各部・各機関の職員、町会長及び町内会長等）による戸別訪問、拡声器等により伝達する。
 - カ. 電話により伝達する。
 - キ. Lアラート（災害情報共有システム）
 - ク. 携帯電話（緊急速報メール機能を含む）
- （2）本部長（市長）等の避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。
- ア. 警戒レベルと求める行動
 - イ. 避難が必要である状況、避難指示等の理由
 - ウ. 危険区域
 - エ. 避難対象者
 - オ. 避難経路
 - カ. 指定避難所
 - キ. 移動方法
 - ク. 避難時の留意事項
- （3）情報連絡者は、避難にあたり次の事項を市民に周知徹底する。
- ア. 戸締り、火気の始末を完全にすること。
 - イ. 携帯品は、必要最小限のものにすること。（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む）等）
 - ウ. 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

2. 関係機関相互の通知及び連絡

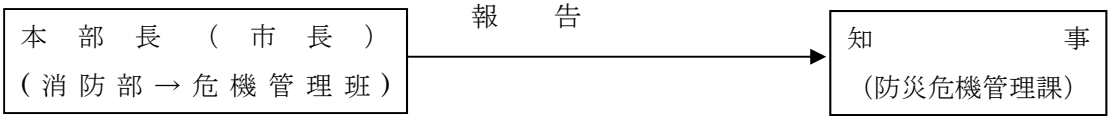
- （1）避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知または報告する。
- ア. 本部長（市長）が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を知事（防災危機管理課）に報告する。また、避難指示等を解除した場合も同様とする。
この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。
- （ア）避難指示等を発令した場合
- a 災害等の規模及び状況
 - b 避難指示等を発令した日時
 - c 避難指示等の対象地域
 - d 対象世帯数及び対象人数
 - e 指定避難所開設予定箇所数
- （イ）避難指示等を解除した場合
- 避難指示等を解除した日時
- イ. 警察官又は海上保安官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を本部長（市長）に通知する。
 - ウ. 水防管理者（市長）が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知する。

エ. 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を青森警察署長並びに青森南警察署長に通知するものとする。

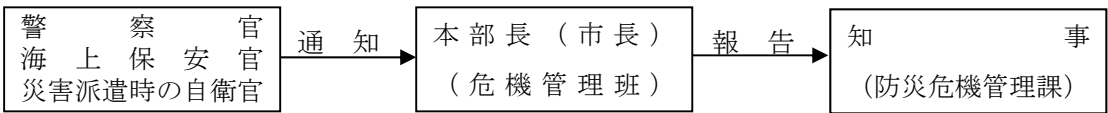
(2) 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

【通知・連絡系統】

市長の発令



他の実施責任者の発令



- (3) 避難指示等を発令したときは、(1)のほか、他関係機関と相互に連絡をし、協力する。
- (4) 警戒区域の設定等を実施した警察官または海上保安官は、その旨を本部長（市長）に通知する。
- (5) 関係機関の連絡先

機関名	担当課	所在地	電話番号
青森市	総務部危機管理課	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059
	公園河川課（水防管理）	青森市柳川二丁目 1-1	017-761-4191
	道路維持課		017-761-4397
	浪岡振興部総務課	青森市浪岡浪岡字稲村 101-1	0172-62-1111
	都市整備課（水防管理）		0172-62-1168
青森消防本部	警防課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0854
青森県	防災危機管理課	青森市長島一丁目 1-1	017-734-9089
	県東青県土整備事務所（河川砂防施設課）	青森市幸畑字唐崎 76-4	017-728-0260
青森警察署	警備課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110
青森南警察署	警備課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421

第4. 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

1. 原則的な避難形態

- (1) 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域または町会及び町内会などの単位とする。
- (2) 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、市民は自ら判断し、最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

2. 避難誘導及び移送

- (1) 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。
発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。
- (2) 避難誘導員は、市職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- (3) 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
- (4) 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、移送すべき人並びに移送すべき場所及び期日を示して、被災者の移送を要請するものとする。

第5. 指定避難所の確保等

本部長（市長）は、次により指定避難所を確保する。

1. 指定避難所の事前指定

指定避難所の事前指定は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第4節／「避難対策」のとおりとする。

2. 指定避難所の確保

福祉政策班長（福祉政策課長）は、災害の状況によって指定避難所が不足する場合は、関係各班と連携し、次により確保のための措置を講じる。

- (1) 民間施設等の利活用
- (2) 仮設住宅またはテント等の設置
- (3) 隣接市町村の指定避難所の使用

第6. 指定緊急避難場所の開放

本部長（市長）は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。また、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

ホームレス及び家庭動物と同行避難した被災者の受け入れについては、指定避難所においても同様とする。

第7. 指定避難所の開設

本部長（市長）は、避難指示等を決定したとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、市民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。

避難者の受入れに当たっては、対象者数、指定避難所の受入能力、受入期間を考慮し避難者を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の情報の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、感染症発生を考慮し、指定避難所の受入人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。

学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、本部長（市長）の避難対策に協力する。

要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

1. 事前措置

- (1) 本部長(市長)は、指定避難所等を早期に開設するとともに円滑な運営を確保するため、各指定避難所に配置する職員(以下「避難所配置職員」という。)をあらかじめ指名(災害対策本部事務局、災害応急体制配備要員を除く)するとともに、指定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底を図るものとする。
- (2) 避難所配置職員の職員数は、指定避難所1箇所当たり3人(責任者1人、補助者2人)を基準とし、指定避難者の受入に当たり、施設の解錠が必要となる指定緊急避難場所については、避難場所1箇所当たり1人(連絡員)を基準とする。なお、避難者の受入状況等により、適宜増員することとする。

2. 指定避難所の開設手続

- (1) 本部長(市長)は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、福祉政策班長(福祉政策課長)に対して指定避難所開設を命令する。
- (2) 福祉政策班長(福祉政策課長)は、本部長(市長)からの命令に基づいて、関係各班と協議のうえ、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して指定避難所を開設し、「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに避難所配置職員を配置して所要の措置をとるものとする。

なお、指定避難所として開設された施設の管理者は、あらかじめ担当部ごとに定める災害応急対策実施要領(災害時対応マニュアル)に基づき、必要な職員の確保に努めるなど市の避難対策に協力する。

指定避難所の事前指定等については、総則第2章第2部第4節による。

- (3) 市長が指定避難所を開設した場合、総務部危機管理班長(総務部危機管理課長)は、その状況を速やかに知事(防災危機管理課)に報告するものとし、この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。

ア. 開設した場合

- (ア) 指定避難所を開設した日時
- (イ) 場所(避難所名を含む。)及び箇所数
- (ウ) 避難人数
- (エ) 開設期間の見込み

イ. 閉鎖した場合

- (ア) 指定避難所を閉鎖した日時
- (イ) 最大避難人数及びそれを記録した日時

3. 指定避難所に受け入れる者

指定避難所に収容する対象者は次のとおりである。

- (1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (3) 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

4. 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。ただし、学校施設を指定避難所とした場合において、避難が長期化する際、本部長（市長）は、児童・生徒の就学の重要性に鑑み、教育活動を早期再開できるよう配慮に努めるものとする。

5. 指定避難所における職員の任務

（1）一般的事項

- ア．指定避難所開設の掲示
- イ．避難者の受付及び整理
- ウ．日誌の記入
- エ．食料、物資等の受払及び記録
- オ．避難者名簿の作成

（2）本部への報告事項

- ア．指定避難所の開設（閉鎖）報告
- イ．指定避難所状況報告
- ウ．その他必要事項

6. 指定避難所の運営管理

避難所配置職員は、施設管理者、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティアなどの協力を得ながら指定避難所の適切な管理・運営を図るため、次の措置を講じるものとする。

なお、小学校に配置した避難所配置職員は、防災活動拠点施設運営のための任務（第8節「防災活動拠点施設の活用」参照）を併せて行うこととする。

- （1）指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。
- （2）指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者及び連絡員を指定し、指定避難所の運営管理と避難者の保護に当たるものとする。
- （3）指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。
- （4）指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、避難所開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置、仮設トイレやマンホールトイレの早期設置及び簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮する等により良好な生活環境の確保に努める。特に、指定避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置できるように努める。
また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- （5）女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配慮する。

- (6) 避難者の健康状態を把握するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談の実施に努めるとともに、必要に応じて、心のケア等の活動を行う。
- (7) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
また、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (8) 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- (9) 指定避難所で生活せず、食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (10) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (11) 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- (12) 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定にあたっては、避難者間の距離の確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗いやマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、青森市保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策を徹底するものとする。

- (13) 良好な避難所環境の確保のため、災害時応援協定等の活用により避難者への温かい食事の提供等に配慮する。
- (14) 連絡所の設置

指定避難所内に連絡所を設置し、避難者への各種情報提供の窓口とする。また、連絡所には、電話、ファックス、無線等連絡のための装置を可能な限り設置し、災害対策本部及び関係機関との連絡体制を確保する。

(15) 避難者名簿の作成

避難者を受入する際には、その場で所定の避難者名簿に世帯単位で記入させ、避難所運営の基礎資料とする。

(16) 指定避難所周辺の情報収集

倒壊家屋の状況及び電気、ガス、水道等のライフラインの被害状況など指定避難所周辺の災害情報を収集し、災害対策本部へ伝達する。

(17) 記録

指定避難所の維持管理のため、次の書類等を整備し、保存しておくものとする。

ア．避難者名簿

イ．避難所収容台帳

ウ．避難所物品受払簿

エ．避難所設置及び収容状況

オ．避難所設置に要した支払証拠書類

(18) その他の業務管理

ア．食料品の適正管理

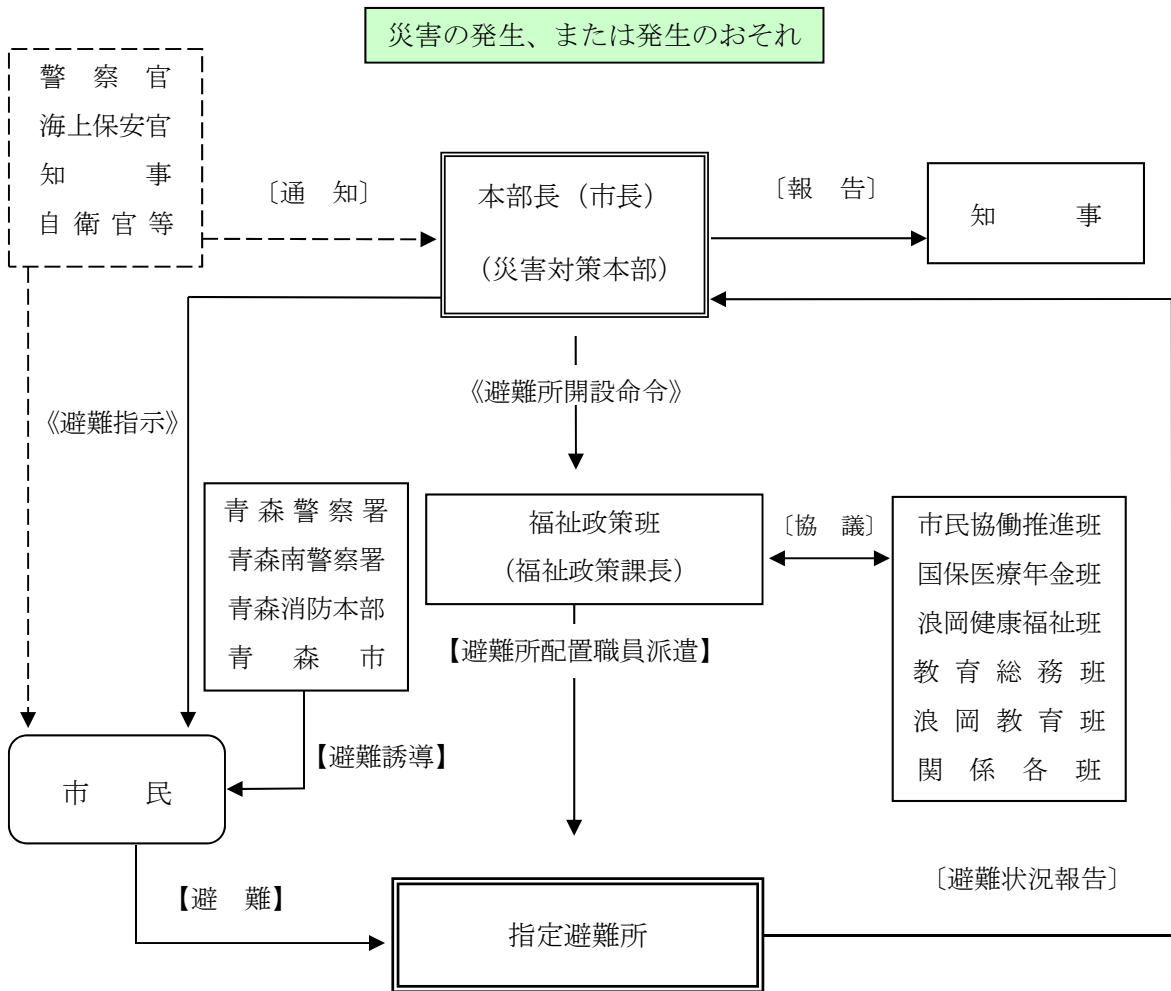
イ．施設共用部分の消毒

ウ．保健衛生管理

エ．指定避難所内の火災予防及び盗難防止対策

オ．その他

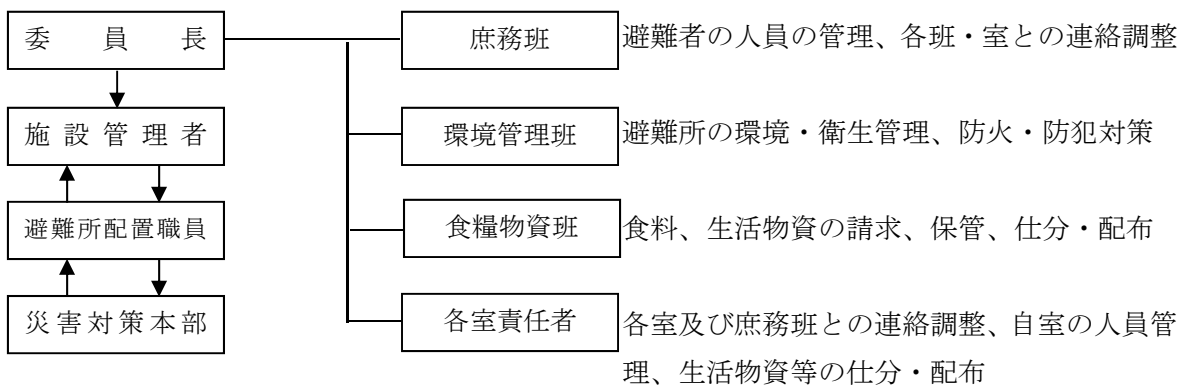
【指定避難所開設フロー図】



7. 避難長期化対策

避難生活が長期間（おおむね8日以上）に及ぶときは、指定避難所に避難者で構成される避難所運営委員会を設置し、町会及び町内会、自主防災組織並びに災害ボランティアなどとの協力のもとに、自主的な管理・運営体制を確立するものとする。

【避難所運営委員会組織図】



第8. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等において、児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

第9. 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市長等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア. 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。

イ. 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、地区名等を活用し、なるべく分かりやすく周知する。

第10. 孤立地区対策

市は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、地域防災無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

第11. 帰宅困難者対策

公共交通機関の運行が停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図ると

もに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

第12. 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 市は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 市は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 市は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

第13. 訪日外国人旅行者対策

市は、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

第14. 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材についての応援を県に要請する。
- (2) 市は、自ら指定避難所の開設・運営が困難な場合、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき他市町村に対して、指定避難所の開設・運営についての応援を県に要請する。
- (3) 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への受入依頼については県に対して当該都道府県との協議を

求める。

- (4) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 県は、旅館・ホテルを指定避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、市は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

第15. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、青森県災害救助法施行細則による。

(資料)

- 小学校区別収容人数一覧表 (資料・様式編／資料50)
- 指定避難所及び指定緊急避難場所指定一覧表 (資料・様式編／資料51)
- 福祉避難所一覧表 (資料・様式編／資料68)
- 避難状況・救護所開設状況 (資料・様式編／様式4)
- 物資調達依頼票 (資料・様式編／様式39)
- 避難所物品受払簿 (資料・様式編／様式40)
- 避難所(開設・閉鎖)報告書 (資料・様式編／様式41)
- 避難者入場時の受付簿 (資料・様式編／様式42)
- 避難者状況報告書(日報) (資料・様式編／様式43)
- 避難者名簿(世帯別) (資料・様式編／様式44)

第8節 防災活動拠点施設の活用

風水害等による大規模な災害が発生した場合には、防災活動拠点施設（小学校、市民センター等）及び防災活動拠点施設のバックアップ施設（中学校）において、地区の被害情報を速やかに収集し、災害対策本部へ伝達するとともに、自主防災組織や市民と連携・協力しながら地区単位で迅速に応急活動を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設の開設及び運営は、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・ 防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設の開（閉）設、運営に関する事。 ・ 食料、生活必需物資の備蓄及び防災資機材の整備に関する事。 ・ 防災活動拠点施設設備無線の保守に関する事。
	人 事 班	・ 応援職員の要請及び連絡調整に関する事。
福 祉 部	福祉政策班	・ 防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設の運営に関する事。
浪 岡 振 興 部	浪岡健康福祉班	・ 浪岡地域における防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設の運営に関する事。
教 育 部	教育総務班	・ 教育部職員の非常招集及び配置に関する事。 ・ 防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設の開設及び管理に関する事。 ・ 防災活動拠点施設設備無線の利用に関する事。
	地 域 班	・ 防災活動拠点施設のバックアップ施設の開設及び管理に関する事。
	浪 岡 教 育 班	・ 浪岡地域における防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設の開設及び管理に関する事。

第2. 防災活動拠点施設等の開設（閉鎖）・運営**1. 開設（閉鎖）**

本部長（市長）は、次の場合に防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設を開設（閉鎖）する。

開設時期・条件	開設する拠点施設	閉鎖時期
風水害等の災害により、大規模な被害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき。	当該地域の拠点施設	応急対策が完了したとき、または災害の発生するおそれなくなったとき。

2. 運営

防災活動拠点施設及び防災活動拠点施設のバックアップ施設の運営は、避難所配置職員（第7節「避難」参照）が行うこととするが、本部長（市長）は災害の規模、状況に応じて応援職員を派遣するとともに、他の防災活動拠点施設等から防災資機材を搬送するなど、業務の円滑な実施体制を確保する。

3. 防災活動拠点施設における職員の任務

- （1）地区の被害情報の収集及び災害対策本部への伝達
- （2）防災資機材の管理
- （3）応援職員の派遣及び防災資機材の追加配備の要請
- （4）その他必要な事項

（資料）

- 防災活動拠点施設別防災資機材等整備状況 （資料・様式編／資料23）
- 防災活動拠点施設のバックアップ施設別防災資機材等整備状況 （資料・様式編／資料24）

第9節 災害救助法の適用

大規模な風水害等による災害が発生した際に、災害救助法に基づく救助の実施により、被災した者の保護と社会秩序の迅速な安定を図るものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 災害救助法の適用は、知事が行うものとする。
- (2) 本部長（市長）は、市域における被害が災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みであるときは、災害救助法の適用を知事に要請するものとする。

2. 実施担当

担当部(主担当班)		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・災害救助法の適用に係る総括に関すること。
税 務 部	調 査 班	・被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
都市整備部	建築指導班	・罹災証明の発行に係る調査班の応援に関すること。
浪岡振興部	浪岡調査班	・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
各 部	各 班	・災害救助の実施に関すること。

第2. 災害救助法との関係

- (1) 災害救助法が適用されたときは、同法に基づく「救助」は同法第2条の規定に基づき知事が行うものとし、同法第13条第2項の規定に基づき本部長（市長）が補助する。
- (2) 災害救助法が適用され、同法第13条第1項の規定に基づき知事よりその権限に属する「救助」の実施に関する事務の一部を本部長（市長）が行うこととされたとき、または青森県災害救助法施行細則第1条の2第1項の規定に基づき災害の事態が急迫し知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、本部長（市長）が実施する。

第3. 災害救助の適用基準**1. 適用基準の内容**

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号
青森市内の住家が滅失した世帯の数が100世帯以上の場合
- (2) 災害救助法施行令第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上の場合で、青森市内の住家が滅失した世帯の数が50世帯以上の場合
- (3) 災害救助法施行令第1条第1項第3号（前段）
県内の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上の場合で、青森市内の住家が滅失した世帯の数が多数の場合
- (4) 災害救助法施行令第1条第1項第3号（後段）
災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 災害救助法施行令第1条第1項第4号
多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2. 被害の認定基準等

- (1) 被害の認定基準
 - ア. 住家全壊（全焼、全流出）
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
 - イ. 住家半壊（半焼）
 - (ア) 大規模半壊
住宅の損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
 - (イ) 半壊
住家の損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - ウ. 床上浸水等
浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、または土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

(2) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、流失した世帯を1世帯としてとらえ、住家が半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯に換算して算定する。

第4. 救助の実施に関する手続き

1. 適用要請

- (1) 本部長（市長）は、被害が災害救助法の適用基準に該当するとき、または該当する見込みがあるときは、知事に対し、災害救助法の適用を要請する。
- (2) 本部長（市長）は、知事より災害救助法の適用通知を受けたときは、速やかに災害対策本部に報告する。

2. 報告事項

- (1) 各本部員は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の実施状況及び救助に要した費用について、総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）に報告する。
- (2) 総務部危機管理班長（総務部危機管理課長）は、各部の報告事項を取りまとめ、知事（健康福祉政策課）に報告する。

(資料)

- | | |
|----------------------------|---------------|
| ○ 災害救助法の適用基準 | (資料・様式編／資料45) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料46) |
| ○ 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県） | (資料・様式編／資料47) |
| ○ 青森市災害救護条例 | (資料・様式編／資料48) |
| ○ 被害程度の認定基準 | (資料・様式編／資料49) |

第10節 消 防

風水害等による災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、消防長が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
消 防 部	消 防 庶 務 班	・市災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・消防部の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 ・消防部の庶務及び連絡調整に関すること。 ・関係機関への連絡に関すること。 ・災害防御対策必要資器材の調達及び搬送に関すること。 ・応援協定に基づく応援要請に関すること。 ・隊員の休養、給食等に関すること。
	予 防 班	・警報等の伝達に関すること。 ・危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 ・消防等の広報に関すること。 ・写真等記録に関すること。 ・避難対策に関すること。 ・罹災証明に関すること。
	警 防 班	・職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・医療機関等との連絡調整に関すること。 ・関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・消防水利の運用統制に関すること。 ・機械器具の整備、点検及び運用に関すること。 ・緊急消防援助隊に関すること。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。 ・消防団の運用に関すること。
	通 信 指 令 班	・通信施設等の保守に関すること。 ・通信の運用及び無線の統制に関すること。 ・消防隊の出動指令に関すること。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
消 防 部	消 防 班	・消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・救助、救急活動に関すること。 ・被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。 ・災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。

第2. 出火防止・初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、消防長は、あらゆる方法により市民及び事業者等に
出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

第3. 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

第4. 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、青森市医師会、南黒医師会、日本赤十字社青森県支部青森市地区（浪岡分区を含む。）、青森警察署及び青森南警察署並びに医療機関と協力し、迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

第5. 青森市消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等具体的対策などについては、青森地域広域事務組合消防計画による。

第6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援等が必要である旨の連絡及び自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

（資料）

- | | |
|---------------|---------------|
| ○ 消防施設等の現況 | （資料・様式編／様式17） |
| ○ 救助施設・設備等の現況 | （資料・様式編／様式18） |

第11節 水 防

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における水防活動は、青森市水防管理者（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	下水道施設班	・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。
農 林 水 産 部	農 地 林 務 班	・ため池の水量調査及び利活用に関すること。 ・水利組合との連絡調整に関すること。 ・水門の開閉に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・水防対策全般の企画及び運営に関すること。 ・河川関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・水難救助及び河川漂流物に関すること。 ・河川水位及び潮位等の観測資料並びに水防活動状況の把握に関すること。 ・洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・浅虫ダム及び下湯ダム関係機関との連絡調整に関すること。 ・急傾斜地の被害調査及び応急対策に関すること。 ・津波、高潮災害対策に関すること。 ・海上漂流物に関すること。
	道 路 維 持 班	・市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・崖崩れ等の応急対策に関すること。 ・崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・融・流雪溝の被害調査及び応急対策に関すること。 ・各道路管理者との連絡及び調整に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
浪 岡 振 興 部	浪岡都市整備班	・ 浪岡地域における河川関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 浪岡地域における水難救助及び河川漂流物に関すること。 ・ 浪岡地域における河川水位等の観測資料及び水防活動状況の把握に関すること。 ・ 浪岡地域における洪水に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・ 浪岡ダム関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 浪岡地域における急傾斜地の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 浪岡地域における市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 浪岡地域における崖崩れ等の応急対策に関すること。 ・ 浪岡地域における崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。

第2. 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、水防管理者（市長）は直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

また、水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなどの迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等を指示する。

第3. 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の発生が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

第4. 応急復旧

河川、海岸、ため池、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

第5. 水防活動従事者の安全確保

上記第2～第4の活動にあたっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

第6. 青森市水防計画の策定

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

第7. 警戒水位の周知

- (1) 県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。その際、必要に応じて、国（国土交通省）が指定した洪水予報河川の水位を予測する過程で取得した予測水位情報の提供を国に求める。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するように努めるものとする。
- (2) 県は区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定したものにおいて、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。
- (3) 県は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

第8. その他

その他具体的対策等については、青森市水防計画による。

第9. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急措置の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

（資料）

○ 水防施設・設備等整備状況

（資料・様式編／様式19）

第12節 救 出

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者を救出し、又は搜索し、被災者の保護を図るものとする。

また、大規模・特殊災害に対応するため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び搜索を行う。

(1) 市及び青森消防本部

災害により救出又は搜索を要する事態が発生した場合は、警察機関その他の関係機関と連携を密にしながら救出又は搜索を実施する。

(2) 海上保安部

青森海上保安部は、次の各種の通報を受け、又は自ら確認したときは、救出を実施する。

ア. 船舶が遭難した場合

イ. 船舶火災が発生した場合

ウ. 海上で行方不明者が発生した場合

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 ・知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。 ・知事への防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 ・自衛隊との連絡調整に関すること。 ・救出及び遺体搜索班の編成に関すること。
	契 約 班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
保 健 部	保 健 班	・保健・衛生団体との連絡調整に関すること。 ・医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪岡健康福祉班	・浪岡地域における保健・衛生団体との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における医療施設の被害情報の収集及び連絡調整に関すること。
市 民 病 院 部	医 療 看 護 班	・傷病者等の医療救護及び看護に関すること。
	浪岡医療看護班	・浪岡地域における傷病者等の医療救護及び看護に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
消 防 部	警 防 班	・職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・医療機関等との連絡調整に関すること。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	消 防 班	・被災者の救出、救護及び捜索に関すること。

第2．救出方法

1．陸上における救出

関係機関は、次により救出活動を実施する。

- (1) 消防職員及び警察官等により救出隊を編成する。
- (2) 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- (3) 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ本部長（市長）等が指示する。
- (4) 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、市内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- (5) 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
- (6) 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- (7) 消防機関は、保健班（保健予防課、健康づくり推進課）及び浪岡健康福祉班（健康福祉課）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施する。
- (8) 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

2．海上における救出

海上における救出は、海上保安部が関係機関の協力を得て行う。

第3．救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 船舶の遭難により救出を要する者（原則として水難救護法による。）

第4．救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）とする。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

第5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は、直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所在地	電話番号	緊急通報番号
青 森 市	危機管理課	青森市中央一丁目 22-5	017-734-5059	
青森地域広域事務組合消防本部	通信指令課	青森市長島二丁目 1-1	017-775-0851	119 番
青 森 警 察 署	警 備 課	青森市安方二丁目 15-9	017-723-0110	110 番
青 森 南 警 察 署	警 備 課	青森市浪岡浪岡字淋城 87-1	0172-62-4021	110 番
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421	118 番

第6. 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、本部長（市長）が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

第7. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他市町村長への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所（現地調整所）を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

本部長（市長）は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第 8. その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(資料)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ 救助施設・設備等の現況 | (資料・様式編／資料 1 8) |
| ○ 災害救助法による救出の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料 4 6) |
| ○ 被災者救出状況記録簿 | (資料・様式編／様式 4 5) |

第13節 食料供給

風水害等による災害により食糧を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 本部長（市長）は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に關すること。
	危 機 管 理 班	・食料、生活必需物資の備蓄及び資機材の整備に關すること。
	契 約 班	・食料品等応援物資の調達に係る契約等に關すること。
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に關すること。
	人権男女共同参画班	・炊き出し場所の提供に關すること。
福 祉 部	生 活 福 祉 班	・食料の調達及び配分に關すること。
農 林 水 産 部	農 業 政 策 班	・契約班の応援（主要食糧及び生鮮食料品等（農畜産物）の確保）に關すること。
	水 産 振 興 セ ン タ ー 班	・契約班の応援（生鮮食料品等（水産物）の確保）に關すること。
	市 場 班	・生鮮食料品の確保に關すること。 ・食料集積場所の確保に關すること。
浪 岡 振 興 部	浪岡地域づくり振興班	・浪岡地域における食料の調達及び配分に關すること。
教 育 部	地 域 班	・食料等集積場所の確保に關すること。 ・炊き出し場所の提供に關すること。
	学 校 給 食 班	・炊き出しの実施及び協力に關すること。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡地域における食料等集積場所の確保に關すること。

第2. 炊き出しその他による食料供給の方法

本部長（市長）は、次により食料の供給を実施する。

（1）炊き出し担当者の配置

学校給食班長（学校給食課長）は、炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

（2）供給対象者

炊き出し及びその他の食料の供給対象者は次のとおりとする。

ア. 指定避難所に避難している者

イ. 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者

（ア）床上浸水については、炊事道具が流失し、あるいは土砂に埋まるなどにより炊事のできない者を対象とする。

（イ）親せき、知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。

ウ. 被害を受け一時縁故先に避難する者

（ア）食料をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては、応急食料品を現物支給する。

（イ）被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。

エ. 旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく調達ができない者

なお、旅客鉄道事業者等が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。

オ. 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

（3）供給品目

ア. 主食

（ア）米穀

（イ）弁当等

（ウ）パン、乾パン、うどん、インスタント食品等

イ. 副食物

費用の範囲内でその都度定める。

（4）給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

・エネルギー 1,800～2,200kcal

・たんぱく質 55g 以上

・ビタミンB1 0.9mg 以上、ビタミンB2 1.0mg 以上、ビタミンC 80mg 以上

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。

(6) 供給場所

炊き出し及びその他の食料の供給は、原則として指定避難所において行う。ただし、被災した在宅の障がい者や高齢者など指定避難所に出向くことが困難な者に対しては、巡回配布の方法により行うようにする。

(7) 供給期間

炊き出し及びその他の食料の供給は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(8) 炊き出しの実施場所

炊き出しの実施場所は、次のとおりとする。

- 炊き出し実施場所一覧 (資料52)

(9) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求める。

- 炊き出し協力要請団体一覧 (資料53)

第3. 食料の確保及び調達**1. 食料の確保**

本部長（市長）は、災害時の食料確保のため、平時より次の措置を講じておくものとする。

- (1) 市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、町会及び町内会を通じて啓発する。
- (2) 市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。特に、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
- (3) 流通備蓄の実効性を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。
- (4) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2. 食料の調達

本部長（市長）は、次により食料を調達する。

(1) 食料調達配分計画の作成

ア. 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）は、関係各班と連携し、避難者の収容状況及び被害者実態調査結果等を基に、食料の品目及び必要量を把握し、食料調達・配分計画を作成する。

イ. 食料調達・配分計画は、次の事項を明確にするものとする。

- (ア) 調達する食料の品目及び数量
- (イ) 調達した食料の集積場所及び配分先
- (ウ) 調達した食料の配分先毎の品目及び数量

(2) 調達

ア. 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）は、食料調達・配分計画に基づき、契約班長（契約課長）に対して食料の調達を依頼する。

イ. 契約班長（契約課長）は次により食料の調達を行う。

(ア) 関係業者からの調達

市内の関係業者から食料の調達を行う。

(イ) 応援協定締結事業者・団体からの調達

市内の関係業者からの調達が困難な場合は、災害時における応援協定締結事業者・団体に対して食料供給を要請する。

(ウ) 県等からの調達

上記（ア）（イ）の方法によっても食料の調達が困難な場合は、次のとおり県等から食料を調達する。

a. 応急用食料の調達

給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事（東青農林水産事務所）に提出する。

ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

b. 災害救助用米穀の調達

本部長（市長）は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産大臣に連絡する。

c. 米穀の調達先は、次のとおりである。

(a) 農林水産省指定倉庫一覧 （資料 54）

(b) 米穀・パン卸売業者等一覧 （資料 55）

d. その他の食品及び調味料の調達

(a) パン、おにぎり、即席めん等の調達

本部長（市長）は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

(b) 副食、調味料の調達

副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあつせんを要請する。

3. 調達、供給食料の集積場所

- (1) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び浪岡地域づくり振興班（地域づくり振興課長）は、集積場所に仕分け、配分を行うための要員を配置する。
- (2) 調達した食料の集積場所は、次のとおりとする。ただし、当該施設が被災し使用できない場合又は当該施設のみでは不足する場合には、地域班長（中央市民センター館長）、市場班長（中央卸売市場管理課長）及び浪岡教育班長（教育課長）は速やかに代替施設を確保する。

施設名		面積(m ²)	管理責任者	所在地	電話番号
中央卸売市場	—	—	課長	青森市卸町 1-1	017-738-1101
中央市民センター	集会室	134.6	館長	青森市松原一丁目 6-15	017-734-0163
中世の館	—	—	館長	青森市浪岡浪岡 字岡田 43	0172-62-1020

第4. 炊き出し及びその他の食品の配分

本部長（市長）は、次により炊き出し及びその他の食料の配分を行う。

- (1) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び浪岡地域づくり振興班（地域づくり振興課長）は、物資集積場所において炊き出しに必要な食品等（米穀、調味料等）及び各指定避難所へ輸送する食料の仕分け作業を実施する。
- (2) 学校給食班長（学校給食課長）は、集積場所において炊き出しに必要な食品等を生活福祉班長から一括配分を受けた後、指定避難所又はその近くの適当な場所を選定して炊き出しを実施する。

なお、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ当該施設を活用する。

また、炊き出しを実施するに当たっては、町会及び町内会、自主防災組織、婦人会、赤十字奉仕団等各種団体の協力を得て行う。

- (3) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び浪岡地域づくり振興班（地域づくり振興課長）は、集積場所から食料を各指定避難所へ搬送し、避難所配置職員、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティアなどと協力して避難者へ配分するものとし、指定避難所に出向くことの困難な障害者、高齢者等に対しては巡回配布の方法により行うようにする。

なお、避難者に配分する食料は、現に食し得る状態にあるものとし、原材料（米穀、醤油等）として供給することは避ける。

- (4) 学校給食班長（学校給食課長）は、炊き出し現場から炊き出した食料を各指定避難所へ搬送し、避難所配置職員、町会及び町内会、自主防災組織、災害ボランティア等と協力して避難者へ配分するものとし、指定避難所に出向くことの困難な障害者、高齢者

等に対しては、巡回配布の方法により行うようにする。

(5) 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

(6) 食料の配分にあたっては、健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら炊き出し及びその他の食料の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食料の給与の実施、又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村長への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

○ 防災活動拠点施設別防災資機材等整備状況	(資料・様式編／資料23)
○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	(資料・様式編／資料46)
○ 炊き出し実施場所一覧	(資料・様式編／資料52)
○ 炊き出し協力要請団体	(資料・様式編／資料53)
○ 農林水産省指定倉庫一覧	(資料・様式編／資料54)
○ 米穀・パン卸売業者等一覧	(資料・様式編／資料55)
○ 炊き出し給与状況	(資料・様式編／様式46)
○ 給食者名簿	(資料・様式編／様式47)

第14節 給 水

風水害等による災害により、水道施設の破損または井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して、給水するための応急措置をするものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	契 約 班	・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
保 健 部	保 健 班	・ 飲料水の衛生対策に関すること。
農 林 水 産 部	農 地 林 務 班	・ ため池の水量調査及び利活用に関すること。
企 業 部	水 道 総 務 班	・ 企業部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 ・ 企業部の管理に係る施設・設備（管理班の管理に係るものを除く。）の応急対策に関すること。 ・ 日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関すること。 ・ 調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・ 水道施設の総合対策に関すること。 ・ 水道に係る資機材の調達に関すること。 ・ 水道に係る情報の収集及び広報に関すること。
	営 業 班	・ 給水その他の実施事項の応援に関すること。
	上 水 道 整 備 班	・ 所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。 ・ 給水その他の実施事項の応援に関すること。
	浄 水 班	・ 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 ・ 水質検査に関すること。 ・ 水源の被害調査に関すること。 ・ 給水その他の実施事項の応援に関すること。
	施 設 班	・ 所管施設の被害調査に関すること。 ・ 水道施設の応急対策に関すること。 ・ 給水活動に関すること。 ・ 災害時における通信連絡の応援に関すること。 ・ 水道部に係る無線通信の統制に関すること。 ・ 調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・ 配管図面の準備に関すること。 ・ 水源の被害調査に関すること。 ・ 津軽広域水道企業団等との連絡調整に関すること。

	給 排 水 班	・指定工事業者への連絡に関する事。 ・給水その他の実施事項の応援に関する事。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・配管図面の準備に関する事。
	上 下 水 道 班	・水道総務班及び浪岡振興部浪岡総務班との連絡調整に関する事。 ・浪岡地域における上水道に係る情報の収集及び広報に関する事。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関する事。 ・津軽広域水道企業団等との連絡調整に関する事。

第2．飲料水の供給方法等

（1）給水対象者及び供給量

水道、井戸等の水道施設が破壊され、断減水、枯渇または汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水が必要とする施設への給水確保について配慮する。

（2）給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

（3）給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア．浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

（給水可能配水池 4箇所 29,460 m³）

イ．配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

（給水可能施設 3箇所 500 m³）

ウ．給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

（給水タンク車（容量2 m³）2台、給水タンク（容量1 m³）28基、給水袋（5 L・6 L・10 L）16,150袋・7,800袋・4,830袋

○ 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧 （資料56）

第3．給水資機材の調達等

（1）給水資機材の調達

ア．地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ．地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

○ 給水資機材保有状況 （資料21）

(2) 応急給水基地

飲料水の応急給水基地は、次のとおりである。

- 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧 (資料 56)

第4. 水道施設の応急措置

災害により水道施設が被害を受けた場合、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、次により飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項

- ア. 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
- イ. 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事または保守点検
- ウ. 井戸水の滅菌使用その他飲料水の最低量確保

第5. 応援協力関係

(1) 本部長（市長）は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請するとともに、必要に応じて災害時相互応援協定等に基づき、日本水道協会へ応援を要請する。

(2) 本部長（市長）は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、必要に応じて、災害時相互応援協定に基づく協定締結団体の応援や、知事への自衛隊の災害派遣を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ 給水資機材保有状況 | (資料・様式編／資料 2 1) |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料 4 6) |
| ○ 飲料水の補給用水源・応急給水基地一覧 | (資料・様式編／資料 5 6) |
| ○ 生活用水提供事業所一覧 | (資料・様式編／資料 5 7) |
| ○ 飲料水の供給簿 | (資料・様式編／様式 4 8) |

第15節 応急住宅供給

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自ら資力により住宅を確保することができない者及び被害住家の応急修理をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修理は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	管 財 班	・ 市有財産（未利用地等）の応急利用に関すること。
	契 約 班	・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。 ・ 応急復旧工事の請負契約に関すること。
都 市 整 備 部	住 宅 政 策 班	・ 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 応急仮設住宅の設置に必要な調査及び建設に関すること。 ・ 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅の管理に関すること。 ・ 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること。
	建 築 指 導 班	・ 公共建築物及び住宅の応急修理に必要な調査に関すること。 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅資金融資のあっせんに関すること。 ・ 所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。
	建 築 営 繕 班	・ 公共建築物及び住宅の応急修理に関すること。 ・ 契約班の応援（応急対策用建築資材の確保）に関すること。

第2. 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存住宅ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、建設型応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

第3. 応急仮設住宅の建設及び供与**1. 建設場所**

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リスト等から次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- (1) 二次災害の発生のおそれのない場所
- (2) 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- (3) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- (4) 被災者の生業の見通しがたつ場所

2. 建設方法

建設は、直接または建設業者に請け負わせて行う。

3. 供与**(1) 対象者**

災害により、住家が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

(2) 管理及び処分

ア．応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の居住へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

イ．応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは処分する。

4. 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置に配慮する。

5. 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

市は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第4. 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

1. 対象者

災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

2. 応急修理の方法

- (1) 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。
- (2) 応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

第5. 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保**1. 業者への請負**

応急仮設住宅の建築は、住宅政策班（住宅政策課）が担当し、契約方式は、リース方式（賃貸借契約）又は買取り方式（売買契約）とする。なお、緊急に必要なものについては、地方自治法上、随意契約が認められている。

2. 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

3. 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、市内の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

第6. 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

第 7. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は住家の応急修理が困難な場合、これらの実施又はこれに要する人員及び建築資材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第 8. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

（資料）

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | （資料・様式編／資料 4 6） |
| ○ 指定避難所一覧【目的別】 | （資料・様式編／資料 5 1） |
| ○ 建築技術者確保に係る関係団体 | （資料・様式編／資料 5 8） |
| ○ 応急仮設住宅台帳 | （資料・様式編／様式 5 2） |
| ○ 住宅応急修理記録簿 | （資料・様式編／様式 5 3） |

第16節 遺体の搜索、処理、埋火葬

被災地の住民が風水害等による災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、青森警察署及び青森南警察署の協力を得て、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された市町村長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危 機 管 理 班	・救出及び遺体搜索班の編成に関すること。
	人 事 班	・応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・労務要員の雇用及び配分の総括に関すること。
	管 財 班	・車両の確保及び配車に関すること。 ・労務要員の輸送に関すること。 ・久栗坂財産区火葬場の使用に関すること。
市 民 部	市 民 班	・埋火葬許可証の交付に関すること。 ・被害者等の住所・氏名・生年月日・性別の把握に関すること。
	生 活 安 心 班	・遺体の火葬及び埋葬に関すること。
保 健 部	保 健 班	・感染症（一類～三類及び新型インフルエンザ等）に汚染された遺体の移動制限等に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における埋火葬許可証の交付に関すること。 ・浪岡地域における防疫（感染症予防措置及び発生動向調査）に関すること。
	浪 岡 健 康 福 祉 班	・健康福祉部及び市民病院部との連絡調整に関すること。
市 民 病 院 部	医 療 看 護 班	・遺体の処理（検案等）に関すること。
	浪 岡 医 療 看 護 班	・浪岡地域における遺体の処理（検案等）に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
教 育 部	文化学習活動推進班	・文化スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	浪岡教育班	・浪岡教育班の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。
企 業 部	管 理 班	・バス緊急輸送の確保に関すること。

第2. 遺体の搜索

1. 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

- （1）行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合
- （2）災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合
- （3）災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

2. 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、警察官、消防職員、消防団員等により搜索班を編成し、実施するが、海上漂流遺体については青森海上保安部に搜索を要請する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

3. 事務処理

災害時において遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- （1）実施責任者
- （2）遺体発見者
- （3）搜索年月日
- （4）搜索地域
- （5）搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
- （6）費用

第3. 遺体の処理

1. 対象

遺体の処理は、後記第4「遺体の埋火葬」に準じる。

2. 遺体の処理の方法

- (1) 青森警察署及び青森南警察署は、医師の協力等を得て、遺体の検視・遺体調査、身元確認を行う。
- (2) 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
- (3) 市は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- (4) 大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、市は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

また、市は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

【遺体安置所】

名 称	所 在 地	面 積	管 理 者	電話番号
青森市屋内グラウンド	青森市浜田字豊田 123-6	5,845 m ² (主運動場)	青 森 市	017-718-1428

3. 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 死亡年月日
- (3) 死亡原因
- (4) 遺体発見場所及び日時
- (5) 死亡者及び遺族の住所氏名
- (6) 洗浄等の処理状況
- (7) 一時収容場所及び収容期間
- (8) 費用

第4. 遺体の埋火葬**1. 対象**

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- (1) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき。
- (2) 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。
- (3) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つば等が入手できないとき。
- (4) 埋火葬すべき遺族がいないか、又は遺族がいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。

2. 埋火葬の方法

- (1) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺または骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時的に保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

3. 火葬及び埋蔵予定場所

火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおりとする。

(1) 火葬場

名 称	所 在 地	管 理 者	電話番号
青森市斎場	青森市新町野字菅谷 138-1	青森市	017-738-3206
青森市浪岡斎園	青森市浪岡杉沢字山元 434	青森市	0172-62-1130

(2) 埋蔵予定場所

名 称	所 在 地	管 理 者	電話番号
青森市三内霊園	青森市三内字沢部 353	青森市	017-766-0609
青森市月見野霊園	青森市駒込字月見野 281	青森市	017-743-3213
青森市八甲田霊園	青森市大別内字葛野 116-2	青森市	017-729-2510
青森市浪岡墓園	青森市浪岡五本松字平野 207-26	青森市	0172-62-1140

4. 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

- (1) 実施責任者
- (2) 埋火葬年月日
- (3) 死亡者の住所、氏名
- (4) 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (5) 埋火葬品等の支給状況
- (6) 費用

第5. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

第6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら遺体の搜索、処理及び埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

第7. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

（資料）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | （資料・様式編／資料46） |
| ○ 遺体の埋火葬予定場所の設備等 | （資料・様式編／資料59） |
| ○ 遺体の搜索状況記録簿 | （資料・様式編／様式54） |
| ○ 遺体処理台帳 | （資料・様式編／様式55） |
| ○ 埋葬台帳 | （資料・様式編／様式56） |

第17節 障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、災害の拡大防止及び緊急通行車両の通行の確保のため、障害物を除去するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行うものとする。
- (3) 海上における障害物の除去は、第二管区海上保安部（青森海上保安部）及び港湾・漁港管理者が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	人 事 班	・ 応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・ 労務要員の雇用及び配分の総括に関すること。
	契 約 班	・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
環 境 部	廃 棄 物 ・ リサイクル班	・ ごみ焼却施設及びごみ埋立地の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 廃棄物処理及び清掃に関すること。 ・ 廃棄物収集車の確保と借上げに関すること。 ・ 障害物集積場所の管理、運営に関すること。 ・ 工作物等の保管に関すること。 ・ 処分手数料の減免に関すること。 ・ 一般廃棄物処理業者との連絡調整に関すること。 ・ 産業廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・ 水難救助及び河川漂流物に関すること。 ・ 海上漂流物に関すること。
	道 路 維 持 班	・ 道路障害物の除去に関すること。 ・ 道路障害物除去班の編成に関すること。 ・ 各道路管理者との連絡調整に関すること。
	建 築 営 繕 班	・ 契約班の応援（応急対策用建築資材の確保）に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
浪岡振興部	浪岡市民班	・浪岡地域における廃棄物、し尿の処理及び清掃に関すること。 ・浪岡地域における廃棄物及びし尿収集車の確保と借上げに関すること。 ・黒石地区清掃施設組合との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における障害物集積場所の管理、運営に関すること。 ・浪岡地域における工作物等の保管に関すること。 ・浪岡地域における処分手数料の減免に関すること。
	浪岡都市整備班	・浪岡地域における道路障害物の除去に関すること。 ・浪岡地域における道路障害物除去班の編成に関すること。 ・浪岡地域における各道路管理者との連絡調整に関すること。

第2. 障害物の除去

1. 住家等における障害物の除去

（1）対象者

災害により、住家等が半壊または床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

（2）障害物除去の方法

ア．障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

イ．除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

2. 道路、河川、鉄道における障害物の除去

（1）道路における障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要請する。

（2）県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（（3）及び（4）において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（3）道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

（4）国は道路管理者等である県及び市に対し、県は道路管理者等である市に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう

にするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

(5) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

(6) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

(7) 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3. 海上における障害物の除去

(1) 第二管区海上保安部（青森海上保安部）及び港湾・漁港管理者は、港内又は海上に漂流物、沈没物、軽石、その他の航路障害物がある場合は、直ちに必要な応急措置（航行警報、安全通信の放送、応急標識の設置等）をとるとともに、その物件の所有者又は占有者に対し、その場所が港内又は港の境界付近のときは除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。

(2) 港湾・漁港管理者は、船舶の航行が危険と認められる場合は、国に報告する。なお、所有者又は占有者が不明の場合は、関係機関が連携し、除去する。

第3. 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

(1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所とし、その場所は次のとおりである。

集積地	管理責任者	所在地	電話番号	対象物
青森市清掃工場	場 長	青森市鶴ヶ坂字早稲田 241-1	017-757-8840	可燃物、不燃物
一般廃棄物最終処分場	場 長	青森市岩渡字熊沢 250	017-787-2108	不燃物、粗大ごみ
環境管理センター ごみ処理施設	黒石地区清掃施設 組合事務局長	黒石市竹鼻字南野田 62-1	0172-53-1222	可燃物、不燃物、 粗大ごみ

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

第4. 資機材等の調達

本部長（市長）は、障害物の除去に必要な資機材等は次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、市所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。
 - 障害物除去機械・器具等一覧 (資料 60)

第5. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | (資料・様式編／資料 4 6) |
| ○ 障害物除去機械・器具等一覧 | (資料・様式編／資料 6 0) |
| ○ 障害物除去の状況 | (資料・様式編／様式 5 7) |

第18節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失、又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給(貸)与するために応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

生活必需品等の確保・調達及び被災者に対する給(貸)与は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合または災害救助法以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は、知事及び知事から委託を受けた市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・危機管理班の応援に関すること。
	危 機 管 理 班	・食料、生活必需物資の備蓄及び防災資器材の整備に関すること。
	契 約 班	・食料品等応援物資の調達に係る契約等に関すること。
福 祉 部	生 活 福 祉 班	・被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関すること。 ・救援物品の受領、保管及び配分に関すること。
経 済 部	経 済 政 策 班	・燃料、雑貨等生活必需品の需給調整に関すること。 ・契約班の応援（燃料、雑貨等生活必需品の確保）に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪岡地域づくり 振 興 班	・浪岡地域における被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与に関すること。 ・浪岡地域における救援物品の受領、保管及び配分に関すること。
教 育 部	地 域 班	・食料等集積場所の確保に関すること。
	浪 岡 教 育 班	・浪岡地区における食料等集積場所の確保に関すること。

第2. 確保

- （1）本部長（市長）は、市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- （2）本部長（市長）は、市民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通備蓄に努める。
- （3）本部長（市長）は、流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。

- (4) 本部長（市長）は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3. 調達

1. 調達担当

生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び浪岡地域づくり振興班長（地域づくり振興課長）は、「生活必需物資等調達計画」に基づき、契約班長（契約課長）に対して物資の調達を依頼する。

2. 調達方法

市内の災害時応援協定締結業者等業者等から調達するものとするが、当該業者が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

3. 調達物資の集積場所

- (1) 生活福祉班長（生活福祉一・二課長）及び浪岡地域づくり振興班長（地域づくり振興課長）は、各集積場所に責任者及び調達物資の受領、仕分け、配分を行うための要員を配置する。
- (2) 調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりとする。

施設名		面積 (㎡)	管 理 責任者	対象地域	所在地	電話番号
中央市民センター	中会議室(2)	106.1	館 長	中部地域	青森市松原一丁目 6-15	017- 734-0163
東部市民センター	大会議室	123.5	館 長	東部地域	青森市原別三丁目 8-1	017- 736-6255
西部市民センター	図書室	27	館 長	西部地域	青森市新城字平岡 163-22	017- 788-2491
荒川市民センター	会議室A	103	館 長	南部地域	青森市荒川字柴田 129-1	017- 739-2343
油川市民センター	コミュニティ 活動室	116	館 長	北部地域	青森市羽白字池上 197-1	017- 788-1201
横内市民センター	小会議室	76.5	館 長	南部地域	青森市横内字亀井 28-2	017- 738-8723
浪岡総合保健福祉 センター	機能回復訓練室	130.5	館 長	浪岡全域	青森市浪岡浪岡字稲村 274	0172- 62-1111

第4. 給(貸)与

1. 給(貸)与担当等

- (1) 給(貸)与担当は、生活福祉班(生活福祉一・二課)及び浪岡地域づくり振興班(地域づくり振興課)とする。
- (2) 生活福祉班(生活福祉一・二課)及び浪岡地域づくり振興班(地域づくり振興課)の構成は、5名(配分責任者1名、配分員4名)を基準とする。

2. 対象者

災害により、住家が全壊(焼)、流出、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

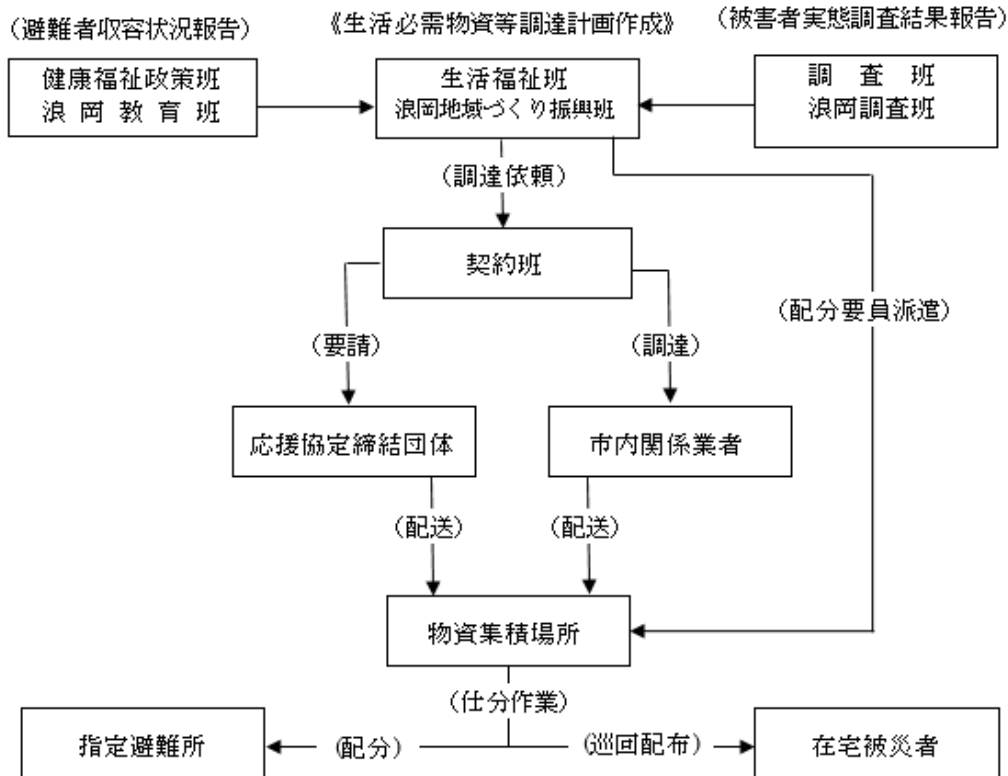
3. 給(貸)与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

- (1) 寝具
- (2) 外衣
- (3) 肌着
- (4) 身廻品
- (5) 炊事道具
- (6) 食器
- (7) 日用品
- (8) 光熱材料
- (9) 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

4. 配分方法

本部長(市長)は、指定避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのご程度の生活必需品等を給(貸)与する。



第 5. 応援協力関係

本部長（市長）は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の調達等について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第 6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

(資料)	
○ 生活必需物資等備蓄状況	(資料・様式編／資料 7)
○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	(資料・様式編／資料 4 6)
○ 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）	(資料・様式編／資料 4 7)
○ 世帯構成員別被害状況	(資料・様式編／様式 4 9)
○ 物品購入（配分）計画書	(資料・様式編／様式 5 0)
○ 物資の給与状況	(資料・様式編／様式 5 1)

第19節 医療、助産及び保健

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の外国人住民・訪日外国人旅行者を含む市民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた市町村長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 診療可能な医療機関の市民へ広報に関する事。
保 健 部	保 健 班	・ 医療施設からの被害情報の収集及び連絡調整に関する事。 ・ 医師会、歯科医師会等への応援要請に関する事。 ・ 医療、助産及び保健に関する事。 ・ 救護班の編成及び医療救護活動の実施に関する事。 ・ 救護所の開設及び運営に関する事。 ・ 負傷者の把握に関する事。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 健 康 福 祉 班	・ 浪岡地域における負傷者の把握に関する事。 ・ 浪岡地域における医療施設からの被害情報の収集及び連絡調整に関する事。 ・ 浪岡地域における医療、助産及び保健に関する事。
市民病院部	医 療 看 護 班	・ 傷病者等の医療救護及び看護に関する事。 ・ 助産に関する事。 ・ 保健部保健班の応援に関する事。 ・ 救護所への医師等の派遣に関する事。
	病 院 総 務 班	・ 医療用薬品、資材の調達・あっせんの助言に関する事。
	医 事 班	・ 福祉部福祉政策班及び保健部保健班の応援（医療関係）に関する事。
	浪 岡 医 療 看 護 班	・ 浪岡地域における傷病者等の医療救護及び看護に関する事。 ・ 浪岡地域における助産に関する事。 ・ 保健部保健班の応援に関する事。 ・ 救護所への医師等の派遣に関する事。
	浪 岡 病 院 総 務 班	・ 浪岡地域における医療用薬品、資材の調達・あっせんに関する事。 ・ 浪岡振興部浪岡健康福祉班の応援（医療関係）に関する事。

第2. 医療、助産及び保健の実施

1. 対象者

- (1) 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- (2) 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- (3) 保健の対象者
 - ア. 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
 - イ. 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - ウ. 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
 - エ. 指定避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

2. 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所
- (5) 看護、介護
- (6) 助産（分べん介助等）
- (7) 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- (8) 栄養相談指導

3. 実施方法

(1) 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグ（負傷程度による治療優先度を示す認識票）を有効に活用しながら負傷程度を識別し、医療を実施するが、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班等では医療を実施できない場合には、病院または診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

(2) 助産

上記（1）に準じる。

(3) 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 各フェーズにおける保健医療チーム活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期（48時間迄） ～ 移行期（約5日間迄）	急性期医療ニーズへの対応	DMAT活動拠点本部 （災害拠点病院等）
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応	・ 避難所 ・ 福祉避難所

第 19 節 医療、助産及び保健

青森県における大規模災害時の体制【超急性期（～48時間）～移行期（～約5日間）】

The diagram illustrates the organizational structure of the Disaster Medical Assistance Team (DMAT) system in Japan, organized into three main horizontal layers: National Level, Prefectural Level, and Local Level.

National Level:

- DMAT Headquarters:** Includes the Ministry of Health, Labour and Welfare (厚生労働省・DMAT事務局), the Self-Defense Forces (自衛隊), and other prefectural governments (他都道府県等).
- DMAT Dispatching:** A vertical arrow on the right indicates the flow of DMAT dispatching.
- DMAT Dispatching Committee:** A box labeled "DMAT派遣調整等" (DMAT Dispatching Adjustment, etc.) is located between the national and prefectural levels.
- DMAT Dispatching Committee:** A box labeled "DMAT派遣調整等" (DMAT Dispatching Adjustment, etc.) is located between the national and prefectural levels.
- DMAT Dispatching Committee:** A box labeled "DMAT派遣調整等" (DMAT Dispatching Adjustment, etc.) is located between the national and prefectural levels.

Prefectural Level:

- Prefectural DMAT Headquarters:** Includes the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部), the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部), and the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部).
- Prefectural DMAT Headquarters:** Includes the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部), the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部), and the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部).
- Prefectural DMAT Headquarters:** Includes the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部), the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部), and the Prefectural DMAT Headquarters (DMAT調整本部).

Local Level:

- Local DMAT Headquarters:** Includes the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部), the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部), and the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部).
- Local DMAT Headquarters:** Includes the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部), the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部), and the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部).
- Local DMAT Headquarters:** Includes the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部), the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部), and the Local DMAT Headquarters (DMAT調整本部).

～避難所等での健康管理及び精神、福祉支援ニーズへの対応が活動の中心～

The diagram illustrates the organizational structure and operational flow of disaster medical response in Japan, organized into three main horizontal sections: National Level, Prefectural Level, and Local Level.

National Level (Top):

- Disaster Response Headquarters (Disaster Response Chief):** The central authority, receiving reports and issuing instructions.
- Health Welfare Section (Health Welfare Chief):** Manages the national disaster medical response.
- Ministry of Health, Labour and Welfare (Minister):** Oversees the entire system.
- Other National Bodies:** Includes the National Council for Disaster Response, Self-Defense Forces, and other prefectural governments.
- Disaster Medical Response Coordinator (DMR Coordinator):** Coordinates the response across the country.
- DMR Coordinator's Office:** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.
- DMR Coordinator's Office (DMR Coordinator):** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.
- DMR Coordinator's Office (DMR Coordinator):** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.

Prefectural Level (Middle):

- Disaster Response Headquarters (Disaster Response Chief):** Manages the prefectural disaster medical response.
- Health Welfare Section (Health Welfare Chief):** Manages the prefectural disaster medical response.
- Ministry of Health, Labour and Welfare (Minister):** Oversees the entire system.
- Other National Bodies:** Includes the National Council for Disaster Response, Self-Defense Forces, and other prefectural governments.
- Disaster Medical Response Coordinator (DMR Coordinator):** Coordinates the response across the country.
- DMR Coordinator's Office:** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.
- DMR Coordinator's Office (DMR Coordinator):** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.
- DMR Coordinator's Office (DMR Coordinator):** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.

Local Level (Bottom):

- Disaster Response Headquarters (Disaster Response Chief):** Manages the local disaster medical response.
- Health Welfare Section (Health Welfare Chief):** Manages the local disaster medical response.
- Ministry of Health, Labour and Welfare (Minister):** Oversees the entire system.
- Other National Bodies:** Includes the National Council for Disaster Response, Self-Defense Forces, and other prefectural governments.
- Disaster Medical Response Coordinator (DMR Coordinator):** Coordinates the response across the country.
- DMR Coordinator's Office:** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.
- DMR Coordinator's Office (DMR Coordinator):** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.
- DMR Coordinator's Office (DMR Coordinator):** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.

Operational Flow (Right Side):

- Disaster Medical Response Coordinator (DMR Coordinator):** Coordinates the response across the country.
- DMR Coordinator's Office:** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.
- DMR Coordinator's Office (DMR Coordinator):** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.
- DMR Coordinator's Office (DMR Coordinator):** Includes the DMAT/STAC team, disaster relief for children and pregnant women, and the DMR Coordinator.

4. 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会はじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し行う。

【救護班の編成基準】

班 名	班 長 (医師)	班 員		
		看護師 保健師	助産師	事務員
第1班	1	数名	数名	1
第2班	1	数名	数名	1

5. 救護所の設置

救護所の設置場所は、次のほか、災害の状況により防災活動拠点施設または被災地（現地）に設置する。

設置施設名		収容可 能人員	管 理 責任者	所在地	電話番号
健康増進センター	会議室・健康教室	150 人	健康づ くり推 進課長	青森市佃二丁目 19-13	743-6111
浪岡総合保健福祉 センター	集団指導室	50 人	館 長	青森市浪岡浪岡 字稲村 274	0172-62-1113

第3. 医薬品等の調達及び供給

本部長（市長）は、次により医薬品等を調達する。

- （1）医薬品等の調達は、病院総務班（市民病院総務課）及び浪岡病院総務班（浪岡病院総務課）において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。
- （2）医薬品等が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達のあっせんを要請する。

第4. 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第21節輸送対策による。

第5. 医療機関等の状況

市内の医療機関及び助産所の状況は、次のとおりである。

- 主要医療機関 （資料61）

第6. 応援協力関係

本部長（市長）は、市内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMA T）や災害派遣精神医療チーム（DPA T）の派遣を含め応援を要請する。

また、市は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、市を応援する県保健医療福祉現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療福祉現地調整本部員等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整について県保健医療福祉現地調整本部及び県保健医療福祉調整本部にて行うこととする。

市は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努めるものとする。

第7. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。

（資料）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ○ 応援協定締結状況 | （資料・様式編／資料43） |
| ○ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等 | （資料・様式編／資料46） |
| ○ 主要医療機関 | （資料・様式編／資料61） |
| ○ 救護班活動状況 | （資料・様式編／様式58） |
| ○ 病院・診療所医療実施状況 | （資料・様式編／様式59） |
| ○ 助産台帳 | （資料・様式編／様式60） |

第20節 被災動物対策

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て青森市が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
保 健 部	保 健 班	・ 放置動物対策に関すること。

第2. 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。青森市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

1. 指定避難所における家庭動物の適正飼養

市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等必要な措置を講じる。

2. 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

第3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第21節 輸送対策

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた市町村長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・運輸通信（鉄道、バス、船舶、航空機、電話、郵便等）、電力及びガス関係の被害調査に関すること。
	危機管理班	・知事への防災ヘリコプター応援要請に関すること。 ・臨時ヘリポートの使用に関すること。
	人 事 班	・労務要員の雇用及び配分の総括に関すること。
	管 財 班	・車両の確保及び配車に関すること。 ・労務要員の輸送に関すること。
市 民 部	生活安心班	・交通関係機関との連絡に関すること。
経 済 部	交流推進班	・港湾及び空港を利用した輸送対策に関すること。
都市整備部	都 市 政 策 班	・鉄道施設の被害情報の収集に関すること。
	公 園 河 川 班	・港湾空港施設の被害情報の収集に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における交通関係機関との連絡に関すること。
企 業 部	管 理 班	・資機材及び燃料の確保に関すること。 ・所管施設・設備の被害調査及び応急対策に関すること。 ・バス緊急輸送の確保に関すること。 ・バス運行路線の確保及び配車に関すること。 ・運輸支局等関係機関との連絡に関すること。
消 防 部	警 防 班	・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。

第2. 実施内容

1. 車両及び船舶等の調達

市は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

なお、市有車両は、次のとおりである。

(1) 公共的団体の車両

名 称	所 在 地	電話番号	車 種	備 考
青森県トラック協会青森支部	青森市荒川字品川111-3	017-729-3000	トラック	応援協定
青森輸送事業協同組合	青森市荒川字品川111-3	017-729-2500	トラック	応援協定
弘南バス(株)青森営業所	青森市矢田前字弥生田32-1	017-726-7575	バ ス	
J Rバス東北(株)青森支店	青森市柳川一丁目2-23	017-723-1621	バ ス	
下北交通(株)	むつ市金曲1丁目8-12	0175-23-3111	バ ス	
十和田観光電鉄(株)青森総合営業所	青森市油川字岡田145-3	017-787-0601	バ ス	
日本通運(株)青森支店	青森市三内字丸山393-214	017-718-7684	トラック	
青森農業協同組合	青森市羽白字富田190-4	017-787-1001	トラック	

(2) 運送業者等営業用の車両

名 称	所 在 地	電話番号	車 種	備 考
赤帽青森県軽自動車運送協同組合	青森市古館字大柳84-21	017-741-3264	軽トラック	応援協定
(株)協和輸送	青森市浪岡北中野字北畠30	0172-62-3000	トラック	
山中運輸	青森市浪岡徳才子字山本 96-1	0172-62-7521	トラック	
浪岡集配センター	青森市浪岡高屋数字安田 25-2	0172-62-7217	トラック	
北彩観光(株)	青森市浪岡徳才子字山本 96-1	0172-62-1211	バス	

(3) その他の船舶

名 称	所 在 地	備 考
青森市水産振興センター	青森市清水字浜元 188-34	
青森県（青森港管理所）	青森市本町四丁目5-5	
青森海上保安部	青森市青柳一丁目1-2 青森港湾合同庁舎	
青森港湾事務所	青森市本町三丁目6-34	

2. 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難に係る輸送
- (2) 医療、助産及び保健に係る輸送
- (3) 負傷者等の救出に係る輸送
- (4) 飲料水供給に係る輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) 遺体の捜索に係る輸送

3. 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により実施する。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点（広域物資輸送拠点）、市が開設する二次物資拠点（地域内輸送拠点）を経て、各避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておく。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設し、効率的に運用できるよう、施設の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有し、運営に必要な人材や資機材等を運送事業者等と連携して確保するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

併せて、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(1) 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

(2) 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

(3) 船舶による輸送

車両の輸送に準じる。

なお、船舶の確保は次の順位により確保手続きをとる。

- a. 公共団体の船舶
- b. 海上運送業者の船舶
- c. その他自家用船舶

(4) 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプタ

一により航空輸送を行うほか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- a. 航空機使用の目的及びその状況
- b. 機種及び機数
- c. 期間及び活動内容
- d. 離着陸地点又は目標地点

また、ヘリコプター離着陸場所を次のとおり定めておく。

発着地点	所在地	面積	周囲の状況
青森県消防学校	青森市新城字天田内 183-3	104× 69m	近隣に青森厚生病院がある。
青森県立保健大学	青森市浜館字間瀬 58-1	140×150m	陸上競技場 市道沿い
瀬戸子グラウンド	青森市瀬戸子字神田 110-18	70×120m	高層建物は無 国道沿い
青森県総合学校教育センター	青森市大矢沢字野田 80-2	70×150m	陸上競技場 市道沿い
浅虫ヨットハーバー	青森市浅虫字蛸谷 352	60× 90m	船舶陸揚場
浪岡総合公園グラウンド	青森市浪岡大字浪岡字 稲盛 6	120× 80m	隣接地に中学校がある

(5) 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

4. 緊急通行車両の確認

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について、県公安委員会に事前に届出しておく。

併せて、輸送協定を締結した民間事業者等に対して、緊急通行車両の事前届出制度について周知及び普及を行う。

第3. 応援協力関係

本部長（市長）は、青森市内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

第 4. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

(資料)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○ 応援協定締結状況 | (資料・様式編／資料 4 3) |
| ○ 緊急通行車両事前届出状況 | (資料・様式編／資料 6 2) |
| ○ 市有車両保有状況 | (資料・様式編／資料 6 3) |
| ○ 輸送記録簿 | (資料・様式編／様式 6 1) |

第22節 労務供給

風水害等の災害時において、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）が行うものとする。
- (2) 市が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	人 事 班	・ 応援職員の要請及び連絡調整に関すること。 ・ 労務要員の雇用及び配分の総括に関すること。 ・ 公務災害補償に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・ 町会等に対する各種連絡等に関すること。
福 祉 部	福 祉 政 策 班	・ 日本赤十字社青森県支部、赤十字奉仕団及び青森市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 危機管理班、市民病院部浪岡病院総務班及び教育部浪岡教育班との連絡調整に関すること。 ・ 浪岡振興部の総括に関すること。
	浪岡地域づくり 振 興 班	・ 浪岡地域における町会、女性団体等に対する各種連絡等に関すること。
教 育 部	文化学習活動 推 進 班	・ 社会教育関係団体の協力要請に関すること。
	浪 岡 教 育 班	・ 浪岡地域における社会教育関係団体の協力要請に関すること。

第2. 実施内容

本部長（市長）は、次により労務を確保するものとする。

1. 労務の確保

災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の活用を図る。

2. 奉仕団の編成及び従事作業

(1) 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の各種団体をもって編成する。

(2) 奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- ア. 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- イ. 清掃、防疫
- ウ. 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧作業現場における軽易な作業
- オ・軽易な事務の補助

(3) 奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、市長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

(4) 日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況

市内における日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況は、炊き出し協力要請団体一覧のほか、市ホームページ掲載のとおりである。

- 炊き出し協力要請団体一覧 (資料 53)

3. 労務者の雇用

(1) 労務者が行う応急対応の内容

- ア. 被災者の避難支援
- イ. 医療救護における移送
- ウ. 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- エ. 飲料水の供給（供給する機械等を操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- オ. 救援用物資の整理、輸送及び配分
- カ. 遺体の搜索及び処理

(2) 労務者の雇用方法

- ア. 労務者の雇用は、原則としてハローワーク青森を通じて行う。
- イ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
 - ・ 労務者の雇用を要する目的
 - ・ 作業内容
 - ・ 所要人員
 - ・ 雇用を要する期間
 - ・ 従事する地域
 - ・ 輸送、宿泊等の方法
- ウ. 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名 称	管理者	所在地	室 名	収容可 能人員
青森市文化会館	(一財)青森市 文化観光振興財団	堤町一丁目 4-1	会議研修 用大広間	75 人
青森市総合福祉センター	青森市社会福祉協 議会	中央三丁目 16-1	集会室	142 人
健康の森花岡プラザ	(株)秋田東北ダ イケン	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	大広間	80 人
花岡農村環境改善センター	青森市	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	農 事 研修室	25 人

第 3．技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費		用
							実費弁償	損害補償	
1	災害応急対策作業 (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防制又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村長)	災害対策基本法 第 71 条第 1 項 (第 72 条第 2 項)	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付 (様式青森県災害救助法施行細則第 9 条、第 11 条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償	
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者 1 と同じ				
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法 第 7 条第 1 項	従事命令	輸送関係者 (1 の (6) ～ (10) に掲げる者)	公用令書を交付	県施行規則に定める額を支給		
		東北運輸局長	災害救助法 第 7 条第 2 項	協力命令	1 と同じ	1 と同じ			
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法 第 65 条第 1 項	従事	市の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者				市条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官 海上保安官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第 65 条第 2 項 災害対策基本法 第 65 条第 3 項						
4	消防作業	消防団員 消防団員	消防法 第 29 条第 5 項	従事	火災の現場付近にある者				3 と同じ
5	水防作業	水防団員 水防機関の長	水防法第 24 条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者				3 と同じ

第4. 労務の配分計画等**1. 労務配分担当**

労務配分担当は、人事班長（人事課長）とする。

2. 労務配分方法

- （1）各応急対策計画の実施担当班長は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、人事班長（人事課長）に労務供給の要請を行う。
- （2）人事班長（人事課長）は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

第5. 応援協力関係**1. 職員の派遣要請及びあっせん要求**

- （1）本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。
- （2）本部長（市長）は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

2. 応援協力

本部長（市長）は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第6. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

（資料）

- | | |
|----------------|---------------|
| ○ 炊き出し協力要請団体一覧 | （資料・様式編／資料53） |
| ○ 労務者雇用台帳 | （資料・様式編／様式35） |

第23節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等の災害時において、市の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を整備するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、青森市社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
福 祉 部	福 祉 政 策 班	・ボランティアの受入れに関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 健 康 福 祉 班	・浪岡地域におけるボランティアの受入れに関すること。

第2. 災害ボランティアセンターの設置

1. 災害ボランティアセンターの設置

市は、災害が発生し、青森市社会福祉協議会等関係機関と協議して、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。センターの設置場所等は、次のとおりとする。

設置場所	住 所	電 話
青森市福祉増進センター （しあわせプラザ）	青森市本町4丁目1-3	017-723-1340
青森市浪岡総合保健福祉センター	青森市浪岡浪岡字稲村274	0172-62-1113

2. センターの役割

- （1）青森市災害対策本部との連絡調整を行う。
- （2）被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。

- (3) 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- (4) 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- (5) 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- (6) 防災ボランティア活動用資材や食料等（炊き出しを含む）の調達を行う。
- (7) 防災ボランティアの集合・待機場所となる屋内施設を確保する。当該施設では、活動前における活動内容に係る説明や、活動後における消毒等を実施するスペースが必要になるほか仮設トイレの設置場所や十分な駐車スペースがあることが望ましいことに留意が必要である。

3. 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う市及び県など関係機関へ情報提供する。

4. センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

5. その他

災害時において、センターが速やかにかつ効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

第3. 応援協力関係

1. 市は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
2. 市は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
3. 市等の関係機関は、自主性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、支援力を向上させる。また、地方公共団体、住民、他の支援団体と相互理解を図り、連携・協働して活動できる環境を整備するよう努める。
4. 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第4. その他

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務をセンターに委託した場合の
人件費、旅費については、災害救助法の国庫負担の対象とできることに留意する。

第24節 防 疫

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	契 約 班	・災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
企 画 部	広 報 広 聴 班	・災害の広報に関すること。
保 健 部	保 健 班	・感染症発生状況調査に関すること。 ・被災地における感染症の予防に関すること。 ・感染症及び食中毒の原因検査に関すること。 ・保健・衛生団体との連絡調整に関すること。 ・臨時の予防接種に関すること。 ・飲料水の衛生対策に関すること。 ・避難所等における衛生保持に関すること。 ・被災地における生活環境の衛生に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関すること。
	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における防疫（感染症の予防及び発生動向調査）に関すること。 ・浪岡地域における避難所等における衛生保持に関すること。 ・浪岡地域における衛生関係団体との連絡調整に関すること。
	浪 岡 健 康 福 祉 班	・浪岡地域における保健衛生団体との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における臨時の予防接種に関すること。
企 業 部	浄 水 班	・水質検査に関すること。
	施 設 班	・調査及び応急対策車両の配車並びに給水活動に関すること。

第2. 災害防疫実施要綱

本部長（市長）は、次により防疫措置を講じる。

1. 防疫班の編成

- （1）保健班長（保健予防課長）及び浪岡市民班長（浪岡振興部市民課長）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり市職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

区 分	人 員		事 務 内 容
	班長	班員	
防 疫 班	2	4	感染症予防のための防疫措置
計 画 班	1	2	車両及び薬剤の調達、情報の収集及び薬剤の配布計画の作成
配 布 班	1	2	配布計画に基づき、被災区域を巡回し、必要に応じて消毒方法の指導及び薬剤の配布または当該町会長及び町内会長に薬剤の必要量を一括配布する。
備 考			・班数及び人員は、災害の規模に応じ増強するものとする。 ・患者の収容に当たっては特別班を編成する。 ・各班は状況に応じては共同作業を実施するものとする。

2. 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て、市民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

3. 消毒方法

- （1）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。
- （2）薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
- （3）冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

4. ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

5. 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

6. 生活の用に供される水の供給

- (1) 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。
- (2) 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の状態であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

7. 患者等に対する措置

- (1) 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに東津軽保健所へ連絡する。
- (2) 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
- (3) 感染症指定医療機関は次のとおりとする。

感染症指定医療機関	所在地	備考
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町 53	第2種
八戸市立市民病院	八戸市田向 3-1-1	第2種
十和田市立中央病院	十和田市十二番町 14-8	第2種
むつ総合病院	むつ市小川町 1-2-8	第2種

8. 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、学校の体育館等が指定されていることが多く、多数の避難者を収容するため衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て、防疫の徹底を図る。

9. 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を開始したときは、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告する。

(3) 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに東津軽保健所を経由して知事に報告する。

(4) 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに東津軽保健所を經由して知事に報告する。

10. 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

- (1) 被害状況報告書
- (2) 防疫活動状況の報告
- (3) 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- (4) 消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類
- (6) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (7) 患者台帳
- (8) 防疫作業日誌

11. 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

12. 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、市内の関係業者より調達するものとするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

13. その他

災害防疫に関し必要な事項については、本計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」による。

第 3. 応援協力関係

- (1) 本部長（市長）は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 本部長（市長）は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

(資料)

- 応援協定締結状況協定 (資料・様式編／資料 4 3)

第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
環 境 部	環 境 政 策 班	・ 環境部関連の被害調査及び被害報告に関すること。
	環 境 保 全 班	・ 有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。
	廃 棄 物 ・ リサイクル班	・ ごみ焼却施設、ごみ埋立地の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 ・ 廃棄物収集車の確保と借上げに関すること。 ・ 産業廃棄物処理施設の被害状況調査に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 浪岡地域における市民への広報に関すること。
	浪 岡 市 民 班	・ 浪岡地域における廃棄物及びし尿収集車の確保と借上げに関すること。 ・ 浪岡地域における廃棄物、し尿の処理及び清掃に関すること。
広 域 事 務 部	広 域 総 務 班	・ し尿処理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ し尿処理施設維持管理に関すること。

第2. 応急清掃

本部長（市長）は、次により応急清掃を実施する。

1. ごみの処理

（1）ごみの収集及び運搬

市の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、

第1章 災害応急対策計画

第25節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害が甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

(2) ごみの処分

ア. 可燃性のごみは、次のごみ処理施設において焼却処分する。

名 称	公称能力	処理方式	管 理 責任者	所 在	電話番号
青森市清掃工場	300t/日 (一次・二次破 砕選別方式 39.8t/5H)	流動床式 ガス化溶 融炉方式	場 長	青森市鶴ヶ坂字早 稲田 241-1	017-757-8840
環境管理センター ごみ処理施設	120t/日 (破砕圧縮機 40t/5H)	全 連 続 燃 焼 式	黒石地区清掃 施設組合事務 局 長	黒石市竹鼻字南野田 62-1	0172-53-1222

イ. 焼却施設を有する事業所及び指定避難所は、その施設を利用して処分する。

ウ. 不燃性のもので再資源化ができないごみは、市等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

名 称	管理責任者	所 在	電話番号	備 考
一般廃棄物最終処分場	場 長	青森市岩渡字熊沢 250	017-787-2108	
沖浦埋立処分地	黒石地区清掃施設 組合事務局長	黒石市沖浦字長沢 出口地内	0172-53-1222	

エ. 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他市町村等のごみ処理施設及び最終処分場へ委託して処分する。

2. し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

- (1) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- (2) し尿の収集は、各戸のトイレが使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- (3) 収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

【青森地区】

【浪岡地区】

項 目	あおひらクリーンセンター	環境管理センターし尿処理施設
設 置 者	青森地域広域事務組合	黒石地区清掃施設組合
設 置 場 所	青森市鶴ヶ坂字田川 61	黒石市竹鼻字南野田 62-1
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式+高度処理	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
公 称 能 力	202kl/日	120kl/日
電 話 番 号	017-788-1738	0172-53-1222

3. 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、市、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、ごみ処理清掃班及びし尿処理班を編成し実施する。

4. 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、東津軽保健所に相談した上で適切な方法で搬送する。

5. 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第3. 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、市所有のもののほか、市内関係業者所有のものを借り上げるものとする。市及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

- 「ごみ・し尿」清掃資機材保有状況（資料64）

第4. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町村への応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

第 5. 環境汚染防止

本部長（市長）は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

（資料）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 応援協定締結状況 | （資料・様式編／資料 4 3） |
| ○ 「ごみ・し尿」清掃資機材保有状況 | （資料・様式編／資料 6 4） |

第26節 被災宅地の危険度判定

風水害等による宅地や擁壁等の被災に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るため、被災宅地危険度判定を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

風水害等による被災宅地や擁壁等の危険度判定調査については、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
税 務 部	調 査 班	・被害届の受付に関すること。
都 市 整 備 部	建 築 指 導 班	・被災宅地の危険度判定に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 調 査 班	・税務部調査班の応援に関すること。 ・浪岡地域における被害届の受付に関すること。

第2. 実施内容

1. 被災宅地危険度判定制度

被災宅地危険度判定士が宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握し、判定結果を表示することにより、宅地の所有者や近隣住民等の注意を喚起し、宅地の二次災害を軽減・防止する。

2. 被災者への説明

市は、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

第3. 応援協力関係

- （1）市は、自ら又は市内の被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他市町村へ応援を要請する。
- （2）応援の要請を受けた関係機関は、これに積極的に協力する。

（資料）

○ 被災宅地危険度判定結果（ステッカー）	（資料・様式編／様式66）
----------------------	---------------

第27節 金融機関対策

風水害等の災害時において、広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により、被災住民の当面の生活資金を確保するため、応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・ 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
税 務 部	調 査 班	・ 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
経 済 部	経 済 政 策 班	・ 商工業関係の被害証明に関すること。 ・ 商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること。
農 林 水 産 部	農 業 政 策 班	・ 農林業関係被災者への融資のあっせんに関すること。 ・ 農林業関係の被害証明に関すること。
	水 産 振 興 セ ン タ ー 班	・ 水産業関係被災者への融資のあっせんに関すること。 ・ 水産業関係の被害証明に関すること。
都 市 整 備 部	建 築 指 導 班	・ 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅資金融資のあっせんに関すること。 ・ 罹災証明の発行に係る調査班の応援に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 調 査 班	・ 税務部調査班の応援に関すること。 ・ 浪岡地域における被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること。
	浪 岡 健 康 福 祉 班	・ 浪岡地区における災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。
消 防 部	警 防 班	・ 罹災証明に関すること。

第2. 応援協力関係

本部長（市長）は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第28節 文教対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 市立学校等の応急の教育対策は、本部長（市長）（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ。）が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
教 育 部	教 育 総 務 班	・教育部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 ・教育部の管理に係る施設・設備の応急対策に関すること。 ・総務部契約班の応援（学用品の調達）に関すること。 ・学用品の給与に関すること。
	文化学習活動 推 進 班	・社会教育関係団体の協力要請に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	地 域 班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	文 化 遺 産 班	・文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
	学 務 班	・各学校の緊急対応の状況調査に関すること。 ・被災児童生徒等の被災状況の調査に関すること。 ・学校職員の被災状況の調査に関すること。 ・教科書の給付に関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・被災児童生徒等の救護対策に関すること。 ・被災児童生徒等の保健及び衛生に関すること。
	学 校 給 食 班	・学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・学校給食の確保に関すること。 ・炊き出しの実施及び協力に関すること。
	指 導 班	・学校の応急対策に関する掌握と指導に関すること。 ・応急の教育に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。

	浪岡教育班	・浪岡教育班の管理に係る施設・設備の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 ・総務部契約班の応援（学用品の調達）に関すること。 ・浪岡地域における学用品の給与に関すること。 ・浪岡地域における各学校の緊急対応の状況調査に関すること。 ・浪岡地域における被災児童生徒等の被災状況の調査に関すること。 ・浪岡地域における学校職員の被災状況の調査に関すること。 ・浪岡地域における教科書の給付に関すること。
	支援班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・他の班の実施事項の応援に関すること。
広域事務部	広域総務班	・資機材の調達に関すること。

第2. 実施内容

1. 災害に関する気象警報・注意報及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

校長（園長を含む。以下同じ。）は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の指示を行う。

2. 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

市教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

- （1）校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- （2）校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下（4）及び（5）の授業についても同様とする。）
- （3）校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校し、自宅学習の指導をする。
- （4）校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。
- （5）校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、市内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお各学校の代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

第1章 災害応急対策計画

第28節 文教対策

学校名	児童生徒数(人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力(人)
野内小学校	76	東部市民センター	原別三丁目 8-1	246
原別小学校	406	東部市民センター 市民体育館	原別三丁目 8-1 合浦二丁目 9-1	246 1, 173
東陽小学校	96	東部市民センター 市民体育館	原別三丁目 8-1 合浦二丁目 9-1	246 1, 173
東中学校	314	東部市民センター スポーツ会館	原別三丁目 8-1 合浦一丁目 13-1	246 1, 065
小柳小学校	500	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1, 173
造道小学校	486	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1, 173
造道中学校	573	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1, 065
浪打小学校	353	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1, 173
浪打中学校	247	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1, 065
佃小学校	543	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1, 173
佃中学校	511	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1, 065
合浦小学校	119	市民体育館	合浦二丁目 9-1	1, 173
堤小学校	436	中央市民センター	松原一丁目 6-15	465
菟町小学校	44	文化会館	堤町一丁目 4-1	2, 700
橋本小学校	42	文化会館	堤町一丁目 4-1	2, 700
浦町小学校	333	文化会館	堤町一丁目 4-1	2, 700
浦町中学校	495	中央市民センター	松原一丁目 6-15	465
長島小学校	160	市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
古川小学校	137	市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
古川中学校	359	市民美術展示館 沖館市民センター	新町二丁目 7-1 沖館一丁目 1-11	440 227
千刈小学校	311	市民美術展示館 沖館市民センター	新町二丁目 7-1 沖館一丁目 1-11	440 227
篠田小学校	321	篠田福祉館 中央市民センター相野分館 中央市民センター西滝分館	篠田二丁目 20-25 富田二丁目 14-12 富田二丁目 3-33	50 56 46
沖館小学校	671	沖館市民センター 西部市民センター 油川市民センター	沖館一丁目 1-11 新城字平岡 163-22 羽白字池上 197-1	227 216 215
沖館中学校	535	沖館市民センター 西部市民センター 油川市民センター	沖館一丁目 1-11 新城字平岡 163-22 羽白字池上 197-1	227 216 215

第1章 災害応急対策計画

第28節 文教対策

学校名	児童生徒数 (人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力 (人)
油川小学校	559	沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
油川中学校	346	沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
北小学校	63	北部地区農村環境改善センター	奥内字宮田 41-3	216
北中学校	134	北部地区農村環境改善センター	奥内字宮田 41-3	216
浜田小学校	687	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
南中学校	705	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
大野小学校	589	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
金沢小学校	512	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
甲田小学校	188	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		市民美術展示館	新町二丁目 7-1	440
甲田中学校	380	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
浪館小学校	352	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
泉川小学校	701	大野市民センター	大野字若宮 76	228
		中央市民センター安田分館	安田字近野 370-4	135
		中央市民センター細越分館	細越字栄山 469-6	121
西中学校	489	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
三内小学校	322	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
三内西小学校	431	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
三内中学校	408	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
新城小学校	317	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
新城中央小学校	554	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215

学校名	児童生徒数(人)	代替予定施設	代替予定施設所在地	収容能力(人)
新城中学校	521	西部市民センター	新城字平岡 163-22	216
		沖館市民センター	沖館一丁目 1-11	227
		油川市民センター	羽白字池上 197-1	215
戸山西小学校	398	戸山市民センター	駒込字蛭沢 48-190	283
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
戸山中学校	240	戸山市民センター	駒込字蛭沢 48-190	283
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
浜館小学校	365	スポーツ会館	合浦一丁目 13-1	1,065
筒井小学校	446	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
筒井南小学校	386	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
筒井中学校	581	文化会館	堤町一丁目 4-1	2,700
幸畑小学校	297	幸畑福祉館	幸畑二丁目 2-2	43
		中央市民センター田茂木野分館	田茂木野字阿部野 77	103
		横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
横内小学校	296	横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
横内中学校	260	横内市民センター	横内字亀井 28-2	763
荒川小学校	240	荒川市民センター	荒川字柴田 129-1	290
荒川中学校	170	荒川市民センター	荒川字柴田 129-1	290
高田小学校	50	中央市民センター高田分館	高田字日野 229-1	132
浪岡北小学校	351	中世の館	浪岡浪岡字岡田 43	195
浪岡南小学校	234	浪岡中央公民館	浪岡浪岡字稲村 101-1	134
女鹿沢小学校	146	健康の森花岡プラザ	浪岡女鹿沢字野尻 14-1	139
浪岡野沢小学校	69	浪岡野沢公民館	浪岡樽沢字村元 313-4	85
本郷小学校	49	浪岡本郷公民館	浪岡本郷字岸田 21-5	213
浪岡中学校	435	浪岡中央公民館	浪岡浪岡字稲村 101-1	134

(6) 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記(1)から(5)までに準じて授業を行う。

3. 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休業等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

(1) 市立学校等

市教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに市教育委員会に報告する。

(2) 私立学校等

校長が、各学校等が定めた基準により行う。

4. 学用品の調達及び給与

本部長（市長）は、児童生徒等が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）

(2) 学用品の種類等

ア. 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

イ. 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

(3) 学用品の調達

市教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

ア. 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

イ. 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、市内の業者等から調達する。なお、市教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

(4) 給与の方法

ア. 市教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

イ. 校長は、配付計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付する。

5. 被災した児童生徒の健康管理

被災した児童生徒の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に、精神的に不安定になっている児童生徒に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

6. 学校給食対策

- (1) 校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、本部長（市長）と協議し、速やかに復旧措置を講じる。
- (2) 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話 017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

7. 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

8. 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

- (1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。
- (3) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び市教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

第3. 教育施設の現況

1. 学校施設の状況

- 教育施設一覧【小学校・中学校施設の状況】（資料・様式編／資料65）

2. 学校以外の教育施設の状況

- 教育施設一覧【学校以外の教育施設の状況】（資料・様式編／資料65）

第4. 応援協力関係

1. 教育施設及び教職員の確保

- (1) 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。
- (2) 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県（総務学事課）へ応援を要請する。

2. 教科書・学用品等の給与

本部長（市長）は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

第 5. 災害救助法との関係

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)

○ 教育施設一覧	(資料・様式編／資料 6 5)
○ 学用品給与調	(資料・様式編／様式 6 2)
○ 学用品購入（配分）計画書	(資料・様式編／様式 6 3)
○ 学用品の給与状況	(資料・様式編／様式 6 4)

第29節 警備対策

風水害等の災害時において市民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

災害時における警備対策は、青森警察署長並びに青森南警察署長が、市、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
市 民 部	市民協働推進班	・町会等に対する各種連絡等に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪岡地域づくり 振 興 班	・浪岡地域における町会、女性団体等に対する各種連絡等に関すること。
消 防 部	警 防 班	・消防団の運用に関すること。
	消 防 班	・被災者の救出、救護及び捜索に関すること。

第2. 災害時における措置等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア．青森警察署並びに青森南警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ．災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ．暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第30節 交通対策

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行うものとする。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森警察署長並びに青森南警察署長が道路管理者等と連携して実施する。
- (3) 海上における交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森海上保安部長が港湾管理者等と連携して実施する。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
市 民 部	生 活 安 心 班	・災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六條に規定する災害時における交通の規制等に関すること。 ・交通関係機関との連絡に関すること。
都 市 整 備 部	道 路 維 持 班	・市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・道路障害物の除去に関すること。 ・各道路管理者との連絡及び調整に関すること。 ・避難道路の選定及び確保に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 市 民 班	・浪岡地域における交通規制に関すること。 ・浪岡地域における避難道路の選定及び確保に関すること。 ・浪岡地域における交通関係機関との連絡に関すること。
	浪 岡 都 市 整 備 班	・浪岡地域における市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・浪岡地域における道路障害物の除去に関すること。 ・浪岡地域における各道路管理者との連絡及び調整に関すること。 ・避難道路の選定及び確保に関すること。

第2. 陸上交通に係る実施内容**1. 道路等の被害状況等の把握**

- (1) 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
- (2) 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

2. 道路の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
- (2) 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- (3) 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
- (4) 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命じる。

3. 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すとともに、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

4. 応援協力関係

市は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請する。

第3. 海上交通規制

1. 港湾施設等の保全

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、航路啓開を行うとともに、防潮堤・岸壁・物揚場等の工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。

2. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資器材について応援を要請する。

第31節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことができない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

- （1） 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行うものとする。
- （2） 本部長（市長）は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	・ 運輸通信（鉄道、バス、船舶、航空機、電話、郵便等）、電力及びガス関係の被害調査に関すること。
	危機管理班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。 ・ 他の市町村長等への応援要請及び連絡（給水等を除く。）に関すること。

第2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

〔I. 電力施設応急措置〕

1. 実施担当

東北電力ネットワーク㈱青森電力センター

2. 災害対策本部の設置

- （1） 災害により、電力施設に被害が発生し、又はその恐れがあるときは「青森営業所非常災害対策実施基準」に基づき災害対策本部を設置する。
- （2） 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の基本的な方針を決定し、迅速的確な応急対策を実施する。
- （3） 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

3. 情報収集及び安全広報

- (1) 災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (2) 被害状況、復旧状況及び作業協力依頼について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関へ連絡するとともに市民へも周知させる。
- (3) 公衆感電事故を防止するため、特に次の事項について広報を行う。
 - ア. 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - イ. 電柱の倒壊折損、電柱の断線垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに東北電力ネットワーク(株)青森電力センターに通報すること。
 - ウ. 断線垂下している電線に絶対さわらぬこと。
 - エ. 送・配電線及びその他の電気工作物に接近している樹木を伐採するときは、速やかに東北電力ネットワーク(株)青森電力センターに連絡すること。

4. 応急復旧

- (1) 災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策を実施する。
- (2) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき、全組織が一体となり緊密な連絡と適切な復旧計画のもとに効率的に実施する。
- (3) 応急復旧は、人命にかかわる箇所、災害対策の中核となる官公署、報道機関及び避難所等を原則的に優先する。また、災害の状況及び復旧の難易等を勘案して電力供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。

[Ⅱ. ガス施設応急措置]

1. 実施担当 青森ガス(株)

2. ガス施設防災計画の細目

ガス施設の防災計画に関しては、青森ガス(株)がガス事業法のほか、関係法令に基づきその細則を定めるものとする。

3. ガス施設等の保安・復旧対策

- (1) 防護保全対策
 - ア. 見回り・巡視の実施励行
 - イ. 情報・連絡による区域別現況調査
 - ウ. 水災地域の整圧器の機能監視
 - エ. 河川等の水位状況調査
 - オ. 地下埋設工事における監督体制の確立と同工事関係機関との連携強化
 - カ. がけ崩れ等危険区域の警戒及び巡回調査の実施

キ．防護・応急復旧資機材等

(2) 災害防御体制等の確立

青森ガス㈱は、危険防止対策、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等の応援を要請する。

(3) 危険防止対策

ア．ガス供給施設周囲の保安管理

イ．ガス導管の損傷等により危険が予想される箇所への供給遮断

ウ．ガス導管内への流水防止のためのガスの供給遮断

エ．他工事関係危険個所の防護及びガスの供給遮断

オ．災害による事故が発生したときは、ガス中毒、ガス引火を考慮し、付近住民の避難を市長（本部長）に要請するほか、現場の状況に応じ適切な処置をとる。

(4) 応急復旧対策

供給施設等の災害復旧は、災害現場の状況に対応し、主として次の応急復旧対策にあたる。

ア．ガス供給上、災害現場の遮断区域を最小限に食い止めるための、バルブ操作又は圧送操作

イ．ガス導管内の排水作業の早期実施

ウ．ガス導管の折損又は漏えい箇所の復旧修理

エ．その他現場の状況による適切な措置

(5) 災害時における供給及びその対策

ア．災害発生時には、当面整圧所等の送出バルブを閉め、ガス漏えい等による災害防止を図るとともに、災害の状況によりテスト昇圧を行う。また、災害地域を分離し、平常の供給を開始するなど、適切な措置を講じる。

イ．導管については、全般的な復旧計画を立案し、導管の折損程度により応急復旧することとするが、特に緊急を要する公共施設に対しては、L P ガス等の供給により、熱源の確保にあたる。

(6) 安全広報

被害状況、復旧状況及び作業協力依頼について、市災害対策本部及び関係機関、報道機関へ連絡するとともに市民へも周知させる。

【Ⅲ. 上水道施設応急措置】

1. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	水 道 総 務 班	・企業部関係の被害調査及び被害報告に関すること。 ・企業部の管理に係る施設・設備（管理班の管理に係るものを除く。）の応急対策に関すること。 ・日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関すること。 ・調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・水道施設の総合対策に関すること。 ・水道に係る資機材の調達に関すること。 ・水道に係る情報の収集及び広報に関すること。
	営 業 班	・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	上水道整備班	・所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	浄 水 班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・飲料水の確保及び水量の調整に関すること。 ・水質検査に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。
	施 設 班	・所管施設の被害調査に関すること。 ・水道施設の応急対策に関すること。 ・給水活動に関すること。 ・災害時における通信連絡の応援に関すること。 ・水道部に係る無線通信の統制に関すること。 ・調査及び応急対策車両の配車に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。 ・水源の被害調査に関すること。 ・津軽広域水道企業団等との連絡調整に関すること。
	給 排 水 班	・指定工事業者への連絡に関すること。 ・給水その他の実施事項の応援に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。
	上 下 水 道 班	・水道総務班及び浪岡振興部浪岡総務班との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における上水道に係る情報の収集及び広報に関すること。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関すること。 ・津軽広域水道企業団等との連絡調整に関すること。

2. 復旧体制

本部長（市長）は、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

3. 施設の被害調査

- (1) 大規模な風水害等の災害発生時には、水道施設の被害状況を把握するため、各施設の調査点検を早急に実施する。
- (2) 給水、配水幹線及び地盤の軟弱な地域の給水管を重点的に巡回調査するとともに、地域住民からの漏水、断水等の通報があった場合は、無線などを活用し、連絡を密にして迅速に被害場所の現地調査を行うなど、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。

4. 応急対策

- (1) 災害時の停電に際しては、自家発電等により制御機器を操作し、速やかに応急給水を行う。
- (2) 配水管路の被害に対しては、速やかに応急復旧を行い、断水時間の短縮を図る。
- (3) 各施設の被害状況に応じて、仕切弁の閉止、塩素漏洩防止対策等の必要な措置を講じて、水の確保及び二次災害の防止を図る。
- (4) 飲料水を確保するため、被害状況に応じて配水池を緊急遮断し貯水池とし、これに給水設備を設置して運搬給水に備える。
- (5) 各家庭の飲料水の確保については、報道機関の協力を得て広報するとともに、広報車等により現状に即した広報活動を実施する。

5. 復旧作業等

- (1) 上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を策定し、復旧作業の順序を定めて応急復旧活動を実施する。
- (2) 復旧作業は、導水管の復旧を最優先とし、次いで配水管の順序とする。
- (3) 配水管は、その重要度（特に指定避難所、学校、病院などの公共施設の有無）、被害の程度、復旧作業の能力などの諸条件を考慮して作業の順序を定める。

6. 応援協力関係

本部長（市長）は、自ら早期復旧活動が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請するとともに、必要に応じて災害時相互応援協定等に基づき、日本水道協会へ応援を要請する。

〔Ⅳ. 下水道施設応急措置〕

1. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 業 部	水道部総務班	・下水道施設の総合対策に関すること。 ・下水道に係る資機材の調達に関すること。 ・下水道に係る情報の収集及び広報に関すること。
	下水道整備班	・所管工事現場の被害状況調査及び二次災害防止に関すること。
	下水道施設班	・所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・配管図面の準備に関すること。
	上下水道班	・水道総務班及び浪岡振興部浪岡総務班との連絡調整に関すること。 ・浪岡地域における下水道及び農業集落排水施設に係る情報の収集及び広報に関すること。 ・企業部各班（管理班を除く。）の実施事項の応援に関すること。

2. 復旧体制

本部長（市長）は、被災施設の機能回復を図るため、復旧計画を早急に策定し、工事施工業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

3. 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被害状況を把握するため、異常豪雨、河川のはん濫等の直後は、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点的に調査するものとする。

- （1）施設建物の被害状況
- （2）管渠の接続及び沈下状況
- （3）マンホール、枳等の接続状況
- （4）管渠の堆積土砂の状況
- （5）地盤沈下の状況

4. 応急対策

- （1）集中豪雨、河川のはん濫等の水害時には、低地域の排水施設を巡回点検し、浸水防止を図るとともに、各下水路の堆積土砂、流木等の除去を行い、水路の有効断面の確保を図り、必要に応じて、樋門操作により浸水防止を図る。
- （2）その他大規模な災害時には、施設及び管渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに技術者等の確保を行い、市内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

また、施設の被害状況について、広報車及び報道機関等を利用し、市民に広報するとともに、使用上の注意事項及び制限について広報し、施設復旧までの協力を呼びかける。

5. 復旧作業等

- (1) 下水道施設の被害状況に応じた復旧計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。
- (2) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障を生ずることのないよう、被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せる仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講ずる。必要によっては、廃棄物・リサイクル班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い環境衛生の確保を図る。
- (3) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ、次の事項を基本として、速やかに復旧方針を決定し、動員計画を立て、市内関係業者の資機材及び技術者等の応援を得て早期に復旧を図るものとする。
 - ア. 幹線の被害は、箇所及び程度に応じて応急復旧または本復旧するものとする。
 - イ. 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

6. 応援協力関係

本部長（市長）は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行う。

〔V. 電気通信設備応急措置〕

1. 実施担当 東日本電信電話㈱青森支店

2. 体制の確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又はそのおそれがあるときは、東日本電信電話㈱青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室または災害対策本部を設置する。

3. 情報収集及び連絡

- (1) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。
- (2) 電気通信設備の被害、通信障害の状況やその原因及び復旧状況は、速やかに市災害対策本部、関係機関及び報道機関等へ通報する。

4. 災害対策用機器及び車両の確保

災害発生時において、通信サービスを確保し、又は電気通信設備の被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる災害対策用機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用交換装置

- (4) 非常用伝送装置
- (5) 非常用電源装置
- (6) 応急ケーブル
- (7) 災害対策指揮車
- (8) 雪上車及び特殊車両
- (9) その他応急復旧用諸装置

5. 要員及び災害対策用資機材等の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、電気通信設備の被害を防御し、または被害の拡大を防止するため、平時から出動要員及び次に掲げる災害対策用資機材等を確保する。

- (1) 災害対策用資機材、消耗品
- (2) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品

6. 電気通信設備及び災害対策用資機材等の整備・点検

平時から電気通信設備の防水、防風、防雪、防火及び耐震対策を実施するとともに、次に掲げる災害対策用資機材等の数量の把握及び必要な整備・点検を行う。

- (1) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
- (2) 予備電源設備及び燃料、冷却水等
- (3) その他防災上必要な設備及び器具等

7. 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備が被害を受けた場合は、当該設備及び回線の復旧に関し、応急の措置を行う。

8. 通信そ通に対する応急措置

災害により、電気通信サービスが停止し、又は通信が著しくふくそうした場合は、臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。

9. 通信の優先利用

災害が発生した場合は、災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

10. 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

11. 災害対策機器による通信の確保

12. 災害用伝言ダイヤルの運用

13. 特設公衆電話の設置**14. 広報**

災害が発生した場合は、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）をするなど、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

〔Ⅵ. 放送施設応急措置〕**1. 実施担当**

- (1) 日本放送協会青森放送局
- (2) 青森放送(株)
- (3) (株)青森テレビ
- (4) 青森朝日放送(株)
- (5) (株)エフエム青森
- (6) 青森ケーブルテレビ(株)

2. 実施内容**(1) 放送施設対策**

災害時において、放送施設に障害が発生し、平常時の運用が困難となったときは、原則として、次の措置により放送送出の確保に努める。

ア. 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により、一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ. 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ. 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能になったときは、他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

(2) 受信対策

日本放送協会は、災害時における受信の維持・確保のため、次の対策を講じる。

ア. 受信設備の復旧

被災した受信設備の取り扱いについて告知放送するとともに、受信設備応急復旧班を組織し、受信相談、被災受信設備の復旧を行う。

イ. 指定避難所等での放送受信の確保

指定避難所その他有効な場所での災害関連放送の受信を確保するため、受信機の貸与・設置などの対策を講じる。

(資料)

○ 応援協定締結状況

(資料・様式編／資料 4 3)

第32節 石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、市民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

本部長（市長）は、災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの市民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等について、県石油商業協同組合各支部等と連携して行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	契 約 班	・ 災害対策用物品、資機材の調達に係る契約等に関すること。
経 済 部	経 済 政 策 班	・ 燃料、雑貨等生活必需品の需給調整に関すること。 ・ 契約班の応援（燃料、雑貨等生活必需品の確保）に関すること。
市民病院部	病 院 総 務 班	・ 医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関すること。
	浪岡病院総務班	・ 浪岡地域における医療用薬品、資材の調達・斡旋の助言に関すること。
企 業 部	水 道 総 務 班	・ 資機材の調達に関すること。
	管 理 班	・ 資機材及び燃料の確保に関すること。

第2. 実施内容

- （1）国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油類燃料の調達・供給体制の整備を図る。
- （2）本部長（市長）は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業協同組合各支部等と調整しても調達できない場合は、近隣の県石油商業組合各支部に対して石油燃料確保に係る調整を依頼する。当該調整によっても確保できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

第3. 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第33節 広域応援

風水害等の災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・他の市町村長等への応援要請及び連絡（給水等を除く。）に関する事。 ・知事への応援要請（給水等を除く。）に関する事。 ・その他行政機関への応援要請に関する事。
企 業 部	水道総務班	・日本水道協会等関係機関との連絡及び各班との連絡調整に関する事。 ・水道施設及び下水道施設の総合対策に関する事。 ・資機材の調達に関する事。 ・給水車の借り上げに関する事。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・応援協定に基づく応援要請に関する事。
	警 防 班	・緊急消防援助隊に関する事。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関する事。
各 部	各 班	・個別応援協定に基づく応援要請に関する事。

第2. 応援の要請等

（1）本部長（市長）は、市内において大規模災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。

（ア）消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」による。

（イ）消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づ

き、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。

(ウ) 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救護本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。

(2) 本部長（市長）は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。

(3) 本部長（市長）は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努め、応援機関の活動拠点の整備、庁舎全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の応援の受入体制を確立しておく。また、応援職員の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介可能なホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努め、実際に宿泊場所の確保が困難となった場合は、当該施設等の確保に配慮するものとする。

(4) 本部長（市長）は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

(5) 協定の締結状況

○ 応援協定締結状況 （資料 43）

第3. 防災関係機関等との応援協力

本部長（市長）は、災害時において応急活動、復旧活動が円滑に行われるよう、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

○ 応援協定締結状況 （資料 43）

(資料)

○ 応援協定締結状況 （資料・様式編／資料 4 3）

○ 国土交通省による災害における自治体等への応援・支援メニュー（資料・様式編／資料 4 4）

第34節 自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・ 知事への自衛隊災害派遣要請に関すること。 ・ 自衛隊との連絡調整に関すること。 ・ 派遣部隊の受け入れ体制の整備に関すること。 ・ 派遣部隊の撤収に関すること。

第2. 災害派遣の要件等

1. 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

2. 派遣活動

派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- （1）被害状況の把握
- （2）避難の援助
- （3）遭難者等の捜索救助
- （4）水防活動
- （5）消防活動
- （6）道路又は水路の啓開、障害物の撤去
- （7）応急医療、救護及び防疫
- （8）人員及び物資の緊急輸送
- （9）炊飯及び給水
- （10）救援物資の無償貸付、譲与
- （11）危険物の保安又は除去
- （12）その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

第3. 災害派遣の要請手続**1. 要請連絡先**

本部長（市長）は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- （1）災害全般 知事
- （2）海上災害 第二管区海上保安本部長
- （3）航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（青森駐屯地）の長等に通報する。

また、本部長（市長）は、知事への要求が出来ない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

【派遣要請先】

位 置	派遣要請先	
青森市	陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
むつ市	海上自衛隊大湊地区総監	0175-24-1111
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

2. 本部長（市長）の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

- （1）市長（本部長）は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。
- （2）本部長（市長）は、知事へ要求できない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、本部長（市長）は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- （3）派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。
 - ア．災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ．派遣を希望する期間
 - ウ．派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
 - エ．派遣を希望する区域及び活動内容
 - オ．その他参考となるべき事項

3. 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

第4. 派遣部隊の受入体制の整備

本部長（市長）は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- （1）派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- （2）派遣部隊との連絡責任者の決定
- （3）宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
- （4）使用資機材等の準備
- （5）駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定
 - ア．ヘリコプター離着陸場所
第21節「輸送対策」参照
 - イ．車両駐車地区
駐屯地内または派遣部隊の指揮官と協議のうえ選定した場所
- （6）その他必要な事項

第5. 派遣部隊の撤収

本部長（市長）は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

第6. 経費の負担

本部長（市長）が負担する経費は、次を基準とする。

- （1）派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- （2）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- （3）派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- （4）県が管理する有料道路の通行料

第 7. その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、本部長（市長）は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

(資料)	
○ 災害派遣に関する申し出について／自衛隊災害派遣要請	(資料・様式編／様式 36)
○ 災害派遣に関する申し出について／自衛隊撤収要請	(資料・様式編／様式 37)

第35節 航空機運用

県は、大規模災害時において、航空機（ヘリコプター及び固定翼機）及び無人航空機を保有する防災関係機関相互の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要な情報提供を行う。

第1. 実施責任者等

1. 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、本部長（市長）及び消防長が行う。

県災害対策本部（対策班航空機運用調整チーム）は、安全かつ迅速・的確な応急対策活動等を実施する。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・ 知事への防災ヘリコプター応援要請に関すること。 ・ 臨時ヘリポートの使用に関すること。
消 防 部	警 防 班	・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。

第2. 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

1 ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

（1）情報収集活動

ア 被害状況の把握と伝達

イ 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供

（2）捜索・救助・救出活動

（3）搬送活動

ア 救急患者等の搬送（転院搬送を含む。）

イ 救援隊・医師等の人員搬送

ウ 被災地への救援物資の搬送（医薬品等を含む。）

エ 応急復旧用資機材等の搬送

オ 孤立地域からの被災者の搬送

- (4) 広報活動
 - ア 避難指示等の広報（避難誘導を含む。）
 - イ 民心安定のための広報
- (5) その他の活動
 - ア 林野火災等の空中消火
 - イ その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

- (1) 情報収集活動
 - 被害状況の把握と伝達
- (2) 搬送活動
 - ア 救急患者の県外医療機関への搬送
 - イ 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送

3 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

- (1) ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保
- (2) ヘリコプターの安全な活動のための情報提供
- (3) ヘリコプターの離着陸に係る調整支援（搭乗人員の確認、掌握、誘導）
- (4) ヘリポート運営支援（立入制限、散水、人員等の統制、給油等）
- (5) その他必要な活動（管理施設の提供等）

第3. 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- (1) 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制を確保する。
- (2) 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (3) 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、航空支援員の派遣要請を市町村等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。

※「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員候補者名簿に登録された者をいう。

第4. 県防災ヘリコプターの運航

1 運航要請の要件

(1) 公共性

災害等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること

(2) 緊急性

差し迫った必要性があること

(3) 非代替性

県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

2 活動内容

(1) 災害応急対策活動

ア 被害状況の偵察、情報収集等

イ 救援物資、人員等の搬送

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達及び災害広報等

(2) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

イ 偵察、情報収集等

ウ 消防隊員、資機材等の搬送等

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助等

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助

ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

(4) 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

第5. 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

(1) 転院搬送

番号	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者の状況	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同伴者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整

7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
9	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
10	依頼責任者氏名・ 連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と 連絡先
11	搬送先責任者氏名・ 連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(2) 救助事案

番号	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、経度緯度）
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者の情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	搬送先	孤立地域から転送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	依頼責任者氏名・ 連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と 連絡先
9	搬送先責任者氏名・ 連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

(3) 火災事案

番号	項目	内容
1	発生場所	住所・目標（UTM、経度緯度）
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水（場所： ）
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者（消防等）
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離（視程）、風速
8	現場指揮者（依頼責任者） との連絡手段及び連絡先	ヘリとの連絡担当者、連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名（相互の呼び出しを通報）

第 6. 受入態勢

本部長（市長）又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

- （１）離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- （２）傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- （３）空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- （４）その他必要な事項

（資料）

- 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書 （資料・様式編／様式 38）

第2章 雪害、事故災害対策計画

雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりとする。

第1節 雪害対策**第1. 予防対策**

[担当 福祉部・都市整備部・浪岡振興部ほか]

積雪時における雪害を未然に防止し、または拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、市は「青森市雪対策基本計画」に基づき、関係機関と連携し、次により道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林水産業の生産条件の確保等を図るものとする。

なお、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがあると判断する場合には、副市長を本部長とする青森市豪雪対策本部を設置し、また、雪による市民生活への深刻な影響が発生した場合には、青森市地域防災計画に基づき、市長を本部長とする青森市豪雪災害対策本部を設置し、豪雪時における体制の確立を図るものとする。

1. 雪害に強いまちづくり

- (1) 市の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による地域の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (3) 消防機関、福祉関係機関、町内会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。また、必要によっては、除雪業者のあつせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、市民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。
- (6) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、スクレーパー、食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
- (7) 県公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。
- (8) 市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め等を行うよう努めるものとする。
- (9) 集中的な大雪が予想される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むよう努めるものとする。また、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

- (10) 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するよう努めるものとする。
- (11) 集中的な大雪に対しては、国、県、市及び高速道路事業者は人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、その旨を周知するとともに、集中的な除雪作業に努めるものとする。
- (12) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県及び市は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 搜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の搜索、救助・救急活動に備えた、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。
- (3) 国・県・市及び高速道路事業者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

5. 道路交通対策

除雪機械の確保と消融雪施設等の計画的な整備を行うとともに、毎年、降雪期前に関係機関と協議のうえ、青森市市民とともに進める雪処理に関する条例（平成 17 年青森市条例第 144 号）に基づき、「青森市除排雪事業実施計画」を策定し、市及び防災関係機関、市民、事業者が相互に連携しながら、生活道路を含めた面的雪処理を適時適切に実施する。

なお、除排雪の実施に当たっては、青森市除排雪対策本部（本部長：都市整備部長）または青森市豪雪対策本部（本部長：副市長）を設置し、その運営については、「青森市除排雪事業実施計画」に定める。

6. 交通、通信等の確保

市及び防災関係機関等は、地域経済活動及び市民生活の基幹的役割を果たす交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

7. 上下水道施設の確保

- (1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (2) 上水道にあつては、水源地、消火栓等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起する。

8. 農林水産業の生産条件の確保

- (1) 果樹等の枝折れ防止
果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。
- (2) ビニールハウスの破損防止
積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。
- (3) 越冬作物等の被害防止
積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。
- (4) 越冬飼料の確保
冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足や値上がりに対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。
- (5) 牛乳輸送の円滑化
牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。
- (6) 農畜作物の滞貨防止
豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。
- (7) 春季消雪の促進
春季農作業を計画的に進めるために積雪調査を行い、その実態を把握するように指導し、必要に応じて消雪指導を行う。
- (8) 漁業遭難の防止
冬期出漁による遭難を防止するため、関係機関の連絡、指導を強化し、風雪時における漁業遭難防止の徹底を図る。

9. 生活環境施設の整備

積雪による市民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

10. 地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するため、治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

11. 市と市民等の連携

雪害を防止するために、市民一人一人の克雪意識の啓発を図るとともに、市と市民が一体となって雪に取り組む体制の確立に努める。

12. 文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、町会及び町内会等と連携した除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

(3) 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じる。

(4) 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画的に実施する。

13. 防雪対策

(1) なだれ災害予防対策

ア. なだれ防止施設の整備

(ア) 道路のなだれ防止施設の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止施設を整備する。

(イ) なだれ防止林の造成

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。

(ウ) 集落を保全するなだれ防止施設の整備

なだれ災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所については、なだれ予防柵等のなだれ防止施設を整備する。

イ. なだれ危険箇所の警戒

(ア) 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

(イ) 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知させるため、主要交通道路及び通学路等を重点として、必要な箇所に標識を設置する。

(ウ) 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等必要な事故防止措置を講じる。

(2) 地吹雪災害予防対策

ア. 道路の地吹雪対策施設の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域の道路に防雪柵、スノーシェルター、視線誘導標識等の吹きだまり対策施設、視程障害対策施設を整備する。

イ. 地吹雪多発地域の警戒

(ア) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。

(イ) 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオ等を通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(3) 着雪災害予防対策

ア. 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ. 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講じる。

ウ. 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、「8. 農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(4) 融雪災害防止対策

ア. 融雪出水対策

融雪出水対策は、総則・災害予防計画編／第2章／第5部／第8節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

イ. 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、総則・災害予防計画編／第2章／第5部／第10節「土砂災害予防対策」により実施する。

14. 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしを奨励する。また、市は雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努めるほか、除排雪の安全を確保するための装備を貸与する。雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。

15. 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、設備の充実・強化等を図る。

16. 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同訓練を実施する。

第2. 応急対策

豪雪時における産業の機能低下の防止及び市民生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除排雪対策等を行う。

1. 実施責任者

本部長（市長）は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、市民の生活確保のために市道等の除排雪を行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
総 務 部	危機管理班	・ 応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	管 財 班	・ 車両の確保及び配車に関すること。 ・ 労務要員の輸送に関すること。
税 務 部	調 査 班	・ 建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査に関すること。
水 道 部	水道総務班	・ 下水道に係る情報の収集及び広報に関すること。
	下水道施設班	・ 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。
福 祉 部	福祉政策班	・ 要配慮者の安全確保対策の総括に関すること。
都 市 整 備 部	建築指導班	・ 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること。 ・ 建築物等の応急危険度判定に関すること。
	公園河川班	・ 河川関係の被害調査及び応急対策に関すること。
	道路建設班	・ 公園河川班及び道路維持班の応援に関すること。
	道路維持班	・ 道路除排雪対策に関すること。 ・ 除排雪対策全般の企画及び運営に関すること。 ・ 融・流雪溝の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 各道路管理者との連絡及び調整に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 浪岡地域における被害状況の把握及び報告の総括に関すること。

	浪岡調査班	・財務部調査班の応援に関する事。
	浪岡健康福祉班	・浪岡地域における要配慮者の状況把握及び安全確保対策に関する事。
	浪岡都市整備班	・浪岡地域における河川関係の被害調査及び応急対策に関する事。 ・浪岡地域における道路除排雪対策に関する事。 ・浪岡地域における各道路管理者との連絡及び調整に関する事。 ・都市整備部との連絡調整に関する事。
企 業 部	管 理 班	・バス運行路線の確保に関する事。
各 部	各 班	・雪害応急対策に関する事。

3. 豪雪災害の基準

本部長（市長）は、青森地方気象台における積雪深が150cmを超え、さらに、それ以後の降雪量・積雪深の増加が見込まれる場合や、市全域にわたる道路交通の麻痺や建物の倒壊が生じ、高齢者世帯などにおいて日常生活が困難になる場合があるなど、雪による市民生活への深刻な影響が発生した場合には、市長を本部長とする「青森市豪雪災害対策本部」を設置し、全庁体制での雪対策を総合的に実施するとともに、関係機関との連携の強化を図るものとする。

4. 道路の交通確保

本部長（市長）は、次により道路交通を確保する。

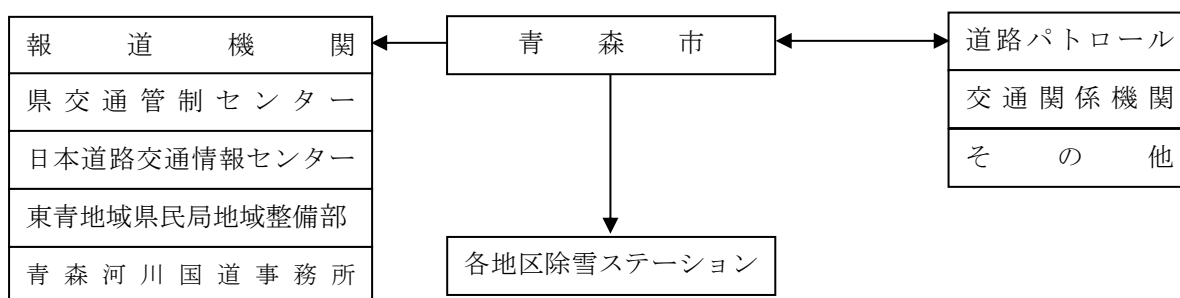
（1）情報の収集、連絡

ア．道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）、雪堆積場・雪寄せ場、雪盛り箇所等を把握する。

イ．本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集・伝達を行う。

ウ．異常事態が発生した場合は、速やかに報道機関、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、東青地域県民局地域整備部、青森河川国道事務所等に通報する。

【豪雪災害時における連絡系統図】



(2) 豪雪災害時における体制

青森市域管轄の東青地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、東青地域県民局地域整備部と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期する。

- ア. 道路及びこれに関する情報連絡体制の強化
- イ. 除雪機械及びオペレータの借上げ、応援に関する事前手配
- ウ. 除排雪作業の強化及び計画的検討
- エ. 除排雪時期の検討
- オ. パトロール強化及び写真その他資料の準備

(3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪災害となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその基準	除 雪 目 標
第1種	1,000 台以上／日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500~1,000 台／日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500 台未満／日	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

5. 消防救急医療業務体制の確保

消防救急、医療業務体制の確保については、消防計画等による。

6. 生活関連施設の確保

(1) 通学通園路の確保

豪雪時には、青森市は、市民と協力し通学通園路を確保する。

(2) 堆雪場の指定

堆雪場は、雪堆積場等一覧（資料・様式編／資料66）のとおりとする。

7. 鉄道交通の確保

(1) 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車両、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。

(2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

8. 通信、電力供給の確保

送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。また、本部長（市長）はそれぞれの事業者を除排雪状況等の情報を提供し、その対策に万全を期すよう働きかける。

9. 交通安全対策及び交通の円滑化対策

(1) 路上駐車車両は、除排雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。

また、青森警察署及び青森南警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。

(2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、青森警察署及び青森南警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

(3) 除(排)雪作業を実施する場合、青森警察署及び青森南警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除排雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制を予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

10. 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、障がい者、母子家庭等の除排雪困難者の屋根雪による家屋倒壊の危険性がある家屋を調査し、青森市社会福祉協議会や消防団、ボランティア等の協力を得て、屋根雪等の除排雪に努める。

11. 応援協力関係

本部長(市長)は、自ら除排雪の実施が困難な場合、除(排)雪の実施又はこれに要する除(排)雪機械及びオペレータの確保について県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」、「青森県消防相互応援協定」及びその他個別の消防相互応援協定に基づき、応援を要請するほか、県に自衛隊の災害派遣等について要請する。

(資料)

○ 雪堆積場等一覧 (資料・様式編/資料66)

第2節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生のおそれがある場合及び船舶からの油、危険物等の大量排出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

I. 海難対策**第1. 予防対策**

[担当 企画部・総務部・市民部・農林水産部・都市整備部・消防部]

海難の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、青森市は、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶所有者等及び漁業協同組合は、気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 災害発生事業所の措置
危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。
- (2) 本部長（市長）の措置
危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促

進に努める。また、災害時の医療活動に備え、資機材等の整備に努める。

5. 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）等の国の機関、県、県警察、民間救助・防災組織、関係事業者及び港湾管理者等と相互に連携し、大規模海難を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じた体制等の改善を行う。

第2. 応急対策

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

1. 実施責任者

海難による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、本部長（市長）が行う。

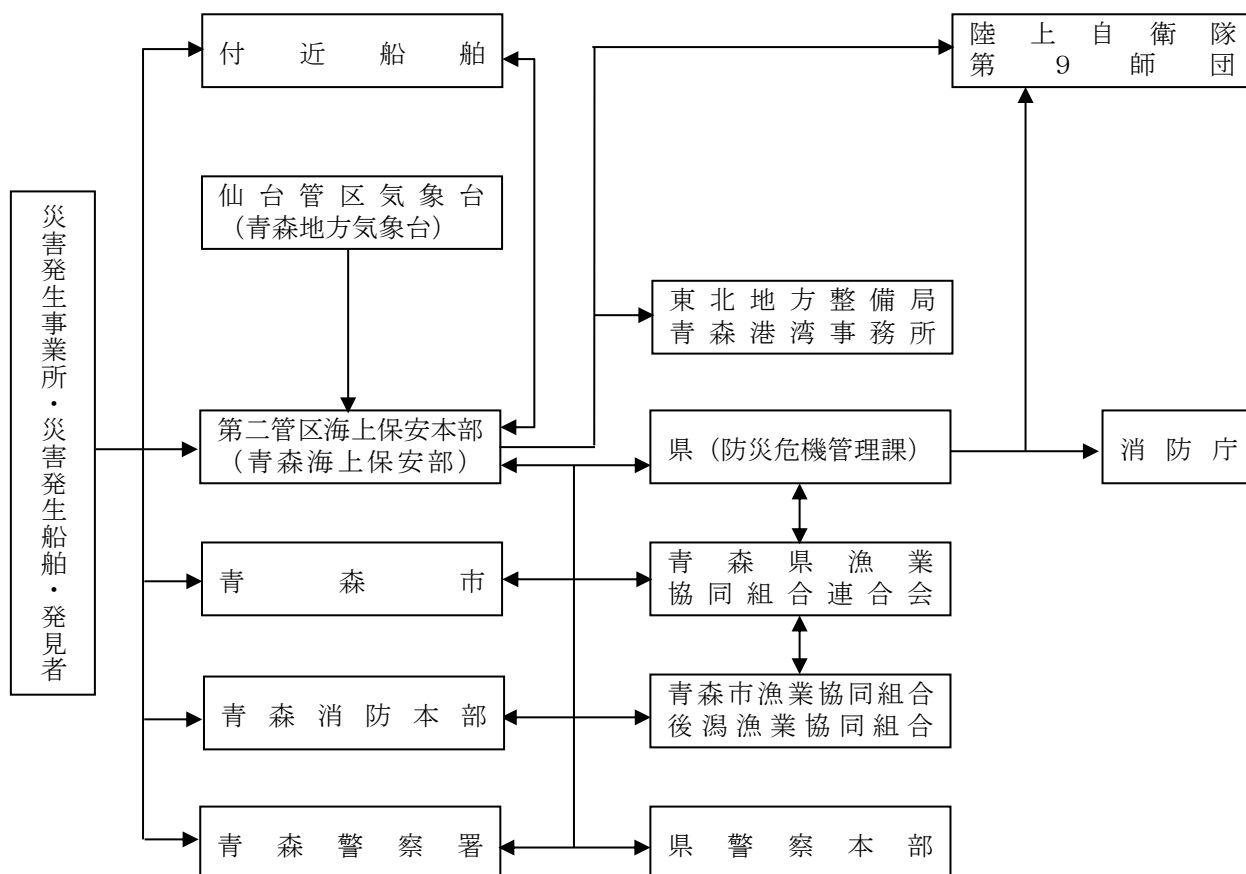
2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
市 民 部	生 活 安 心 班	・ 遺体の火葬及び埋葬に関すること。
環 境 部	環 境 保 全 班	・ 有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。 ・ 環境モニタリングの実施に関すること
農 林 水 産 部	水 産 振 興 セ ン タ ー 班	・ 関係機関（漁協）への連絡に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・ 関係各機関との連絡調整に関すること。 ・ 港湾空港施設の被害情報の収集に関すること。 ・ 海上漂流物に関すること。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予 防 班	・ 警報等の伝達に関すること。 ・ 消防等の広報に関すること。 ・ 写真等記録に関すること。 ・ 避難対策に関すること。
	警 防 班	・ 職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・ 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・ 消防水利の運用統制に関すること。 ・ 緊急消防援助隊に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。

	通信指令班	・消防隊の出動指令に関すること。 ・災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
	消防班	・消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・救助、救急活動に関すること。 ・被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。 ・災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
各部	各班	・海難応急対策に関すること。

3. 情報の収集・伝達

海難が発生し、または発生するおそれがある場合における情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



4. 活動体制の確立

市及び災害発生事業所は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5. 搜索活動

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、県及び青森警察署は、関係機関と緊密に協力の上、船舶及び航空機等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

6. 救助・救急活動

（1）災害発生事業所の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（2）本部長（市長）の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

（3）防災関係機関の措置

ア．第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置

被災者の救助・救急活動を行い、必要に応じ民間救助組織（青森県水難救済会）等と連携する。

イ．県及び青森警察署の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

7. 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」により実施する。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章／第21節「輸送対策」及び同章／第30節「交通対策」により実施する。

9. 災害広報・情報提供

災害広報については、第1章／第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

10. 応援協力関係

（1）市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、

「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

（2）自衛隊への災害派遣要請については、第1章第34節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

Ⅱ. 海上排出油等及び海上火災対策**第1. 予防対策**

〔担当 企画部・総務部・環境部・農林水産部・都市整備部・消防部〕

重油等の大量排出等による海洋汚染、火災、爆発等を未然に防止し、又は被害の軽減を図るため、青森市は、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶の安全性及び安全な運航の確保については、本節「Ⅰ海難対策」の「船舶の安全性及び安全な運航の確保」により実施する。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については、本節「Ⅰ海難対策」の「情報収集・連絡体制等の整備」により実施する。

3. 災害応急体制の整備

災害応急体制の整備については、本節「Ⅰ海難対策」の「災害応急体制の整備」により実施する。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急、医療及び消火活動体制の整備については、本節「Ⅰ海難対策」の「救助・救急、医療及び消火活動体制の整備」により実施する。

5. 排出油・漂着油防除体制等の整備

油等が大量に排出・漂着油等の事故が発生した場合に備えて、オイルフェンス等の防除資機材を整備する。

6. 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）等の国の機関、県、県警察、民間救助・防災組織、関係事業者及び港湾管理者等と相互に連携し、重油等の大量排出等による海洋汚染、火災、爆発等を想定した広域的、実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2. 応急対策

沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講じる。

1. 実施責任者

排出油防除、災害拡大防止の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、本部長（市長）が行うものとする。

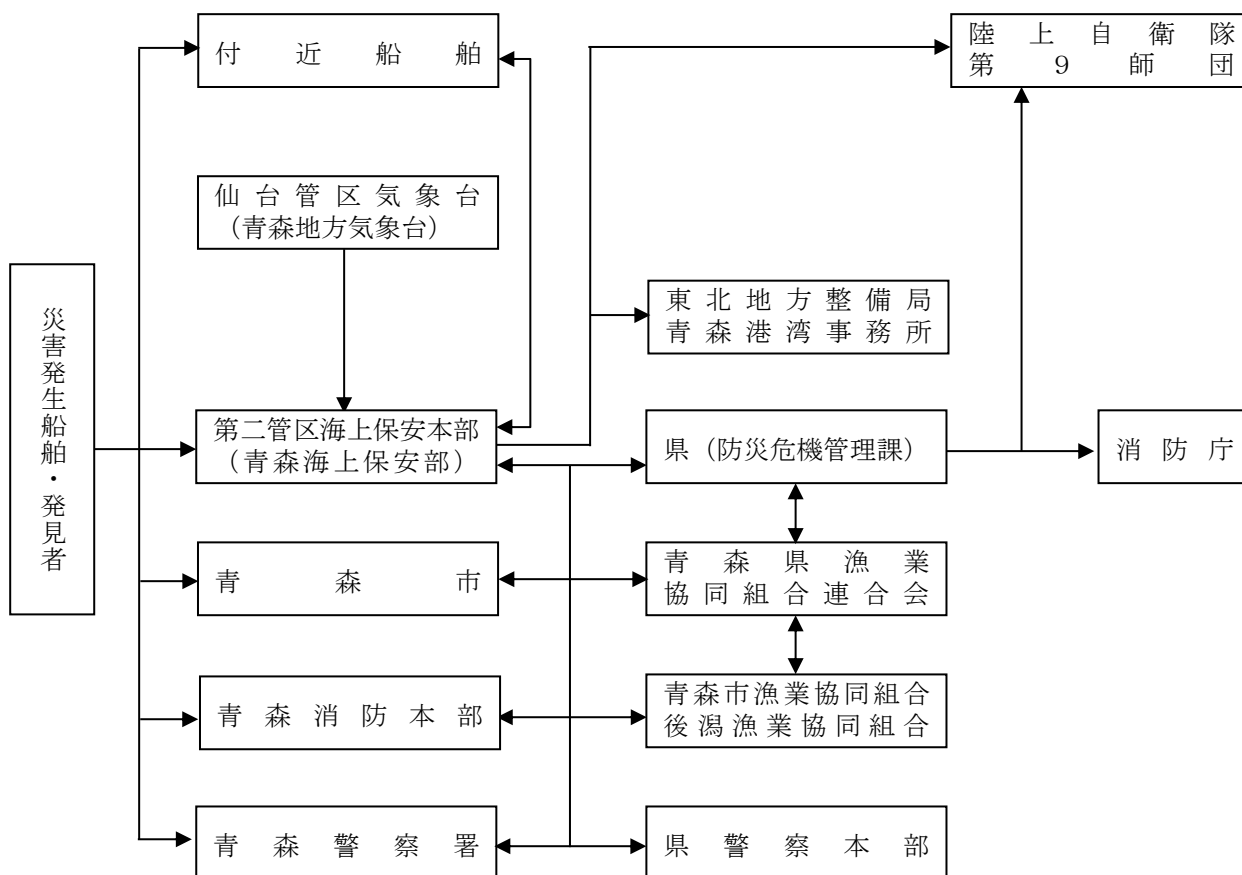
2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
環 境 部	環 境 保 全 班	・ 有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。 ・ 環境モニタリングの実施に関すること
農 林 水 産 部	水 産 振 興 セ ン タ ー 班	・ 関係機関（漁協）への連絡に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・ 関係各機関との連絡調整に関すること。 ・ 港湾空港施設の被害情報の収集に関すること。 ・ 海上漂流物に関すること。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予 防 班	・ 警報等の伝達に関すること。 ・ 消防等の広報に関すること。 ・ 写真等記録に関すること。 ・ 避難対策に関すること。
	警 防 班	・ 職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・ 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・ 消防水利の運用統制に関すること。 ・ 緊急消防援助隊に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通 信 指 令 班	・ 消防隊の出動指令に関すること。 ・ 災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
	消 防 班	・ 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・ 救助、救急活動に関すること。 ・ 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・ 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
各 部	各 班	・ 海難応急対策に関すること。

3. 情報の収集・伝達

沿岸海域において油等の漏えい、排出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。



4. 活動体制の確立

市は、県と協力して、初災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5. 搜索活動

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、県及び青森警察署は、関係機関と緊密に協力の上、船舶及び航空機等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

6. 救助・救急活動

（1）災害発生事業所の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（2）本部長（市長）の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

（3）防災関係機関の措置

ア．第二管区海上保安本部（青森海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行う。

イ．県及び青森警察署は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

7. 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」により実施する。

8. 油等の大量排出に対する応急対策活動

沿岸海域において、油等が大量に排出・漂着等した場合や海上火災があった場合の応急対策は次により実施する。

(1) 災害発生事業所（船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。）の措置

ア. 所轄消防機関、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、又は市等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意を喚起する。

また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ. 自衛消防隊、その他の要員により、次の排出油等の防除活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業に応援協力を求める。

(ア) 大量油の排出があった場合

- a オイルフェンスの展張その他排出した油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所を修理するとともに、さらなる残油の排出を防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を抜き取る、又は他の損傷していないタンクへ移し替える。
- d 排出した油の回収作業を行う。
- e 排出した油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。
- f 油処理剤を散布し、排出油の処理を行う。（なお、油処理剤の使用については、十分留意する。）

(イ) 危険物の排出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損壊タンク内の危険物を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 船舶にあつては、曳航索の垂下を行う。
- f 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- g 消火準備を行う。

(ウ) 海上火災が発生した場合

- a 放水、消火剤の散布を行う。
- b 付近にある可燃物を除去する。
- c 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- d 火点の制御を実施する。
- e 船舶にあつては、曳航索の垂下を行う。
- f 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。

ウ．第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は青森消防本部に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び排出油等防除活動に協力する。

エ．災害発生事業所のみによる油等の排出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、指定海上防災機関に業務を委託する。

（2）本部長（市長）の措置

ア．被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は市民の立入制限、退去等を命じる。

イ．回収油等の仮置き場所を確保するとともに、海上排出油及び沿岸漂着油等の防除活動を行う。また、地元海面の浮流油を巡視、警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講じる。

ウ．事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等排出防止措置について指導する。

エ．消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、排出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ．火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

（3）防災関係機関の措置

ア．第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置

（ア）災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

（イ）付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。

（ウ）付近船舶の安全を確保するため、航行の制限または禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講じる。

（エ）災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。

（オ）船体並びに排出油等の非常処分を行う。

（カ）巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て排出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

なお、業務協定により、①埠頭又は岸壁に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶、②河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は、主として第二管区海上保安本部（青森海上保安部）が担任し、それぞれ相互に協力して消火活動を行う。

（キ）航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講ずるとともに、排出の原因者等が必要な措置等を講じていない場合は、措置を講ずるよう命じる。

（ク）油等が大量に排出した場合であって、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防

除を行うなど被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。

(ケ) 緊急に防除のための措置を講じる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき、又は防除措置を講じるいとまのないときは、指定海上防災機関に指示する。

(コ) 大量の油等の排出や多数の者の避難を伴う船舶の火災等港湾の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。

また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力を求める。

(サ) 大量の油等の排出事故が発生した場合、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するため必要な措置を講じることを要請する。

イ. 東北地方整備局青森港湾事務所の措置

油排出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行う。

ウ. 仙台管区气象台（青森地方气象台）の措置

気象・海象に関する情報を提供する。

エ. 青森警察署の措置

海上事故により油等が大量に排出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、海上排出油等の防除活動を行う。

オ. 県の措置

(ア) 沿岸に漂着した海上排出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じる。

(イ) 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災に準じて必要な措置をとる。

カ. 港湾・漁港管理者の措置

港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部（青森海上保安部）若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活動等に協力する。

キ. 青森県沿岸排出油等防除協議会の措置

青森県沿岸排出油等防除協議会会長又は地区部会長は、大量の油が排出され、沿岸に漂着するなどした場合には、必要に応じ総合調整本部を設置し、協議会会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、迅速かつ的確な防除活動が実施できるよう調整する。協議会会員は、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ防除活動を実施する。

9. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章／第21節「輸送対策」及び同章／第30節「交通対策」により実施する。

10. 災害広報・情報提供

災害時の災害広報については、第1章／第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第34節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

(資料)

○ 油処理資機材整備状況	(資料・様式編／資料20)
--------------	---------------

第3節 航空災害対策

青森空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1. 予防対策

〔担当 企画部・総務部・市民部・都市整備部・浪岡振興部・消防部〕

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4. 防災訓練の実施

県（青森空港管理事務所等）、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2. 応急対策

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防止し、被害の軽減を図る。なお、米軍機に係る航空災害が発生した場合は、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」に基づき対応する。

1. 実施責任者

航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、本部長（市長）が行う。

2. 実施担当

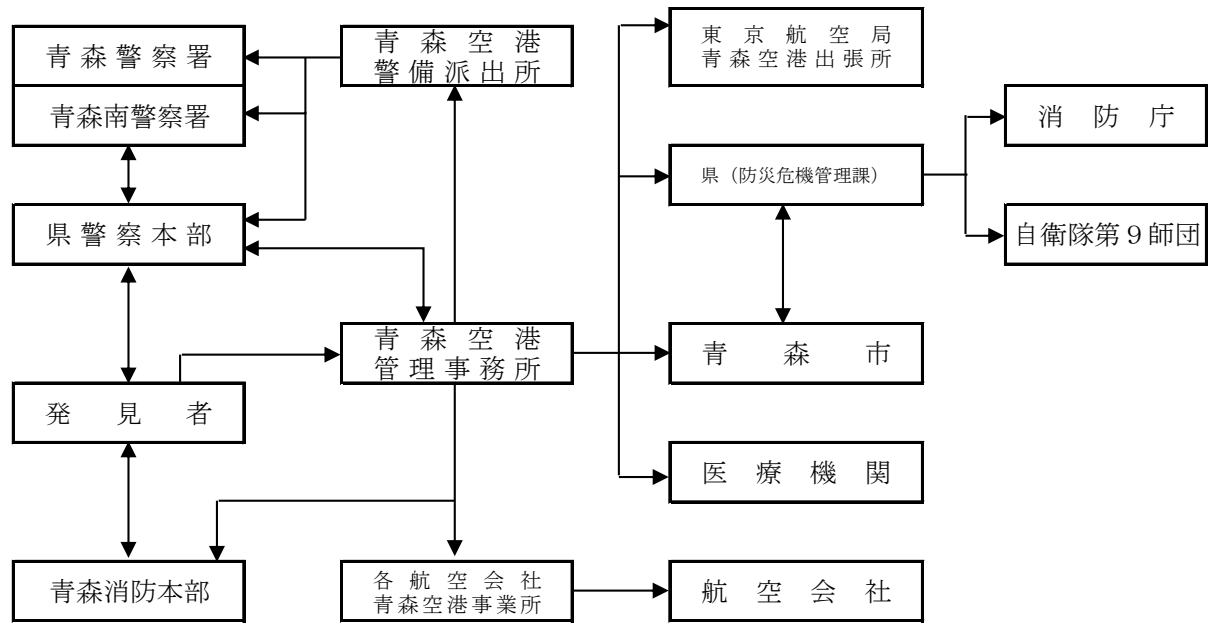
担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
市 民 部	生 活 安 心 班	・ 遺体の火葬及び埋葬に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 空港施設の被害情報の収集に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 浪岡地域における災害の取材（写真記録含む）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口に関すること。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予 防 班	・ 警報等の伝達に関すること。 ・ 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 ・ 写真等記録に関すること。 ・ 避難対策に関すること。
	警 防 班	・ 職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・ 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・ 消防水利の運用統制に関すること。 ・ 緊急消防援助隊に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通 信 指 令 班	・ 消防隊の出動指令に関すること。 ・ 災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
	消 防 班	・ 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・ 救助、救急活動に関すること。 ・ 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・ 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
各 部	各 班	・ 航空災害応急対策に関すること。

3. 情報の収集・伝達

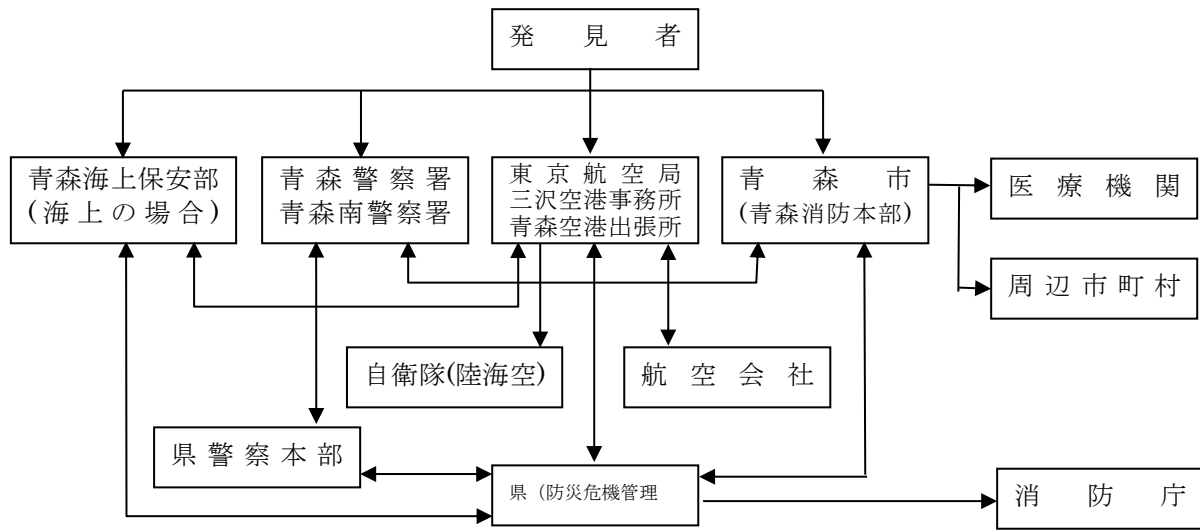
航空災害が発生した場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

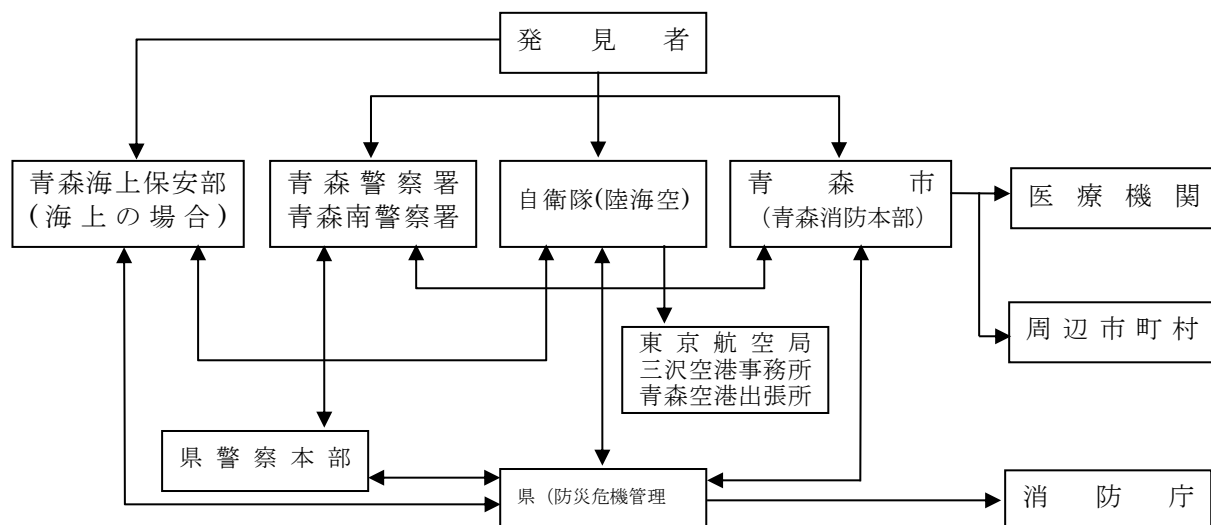
(1) 青森空港における航空機事故



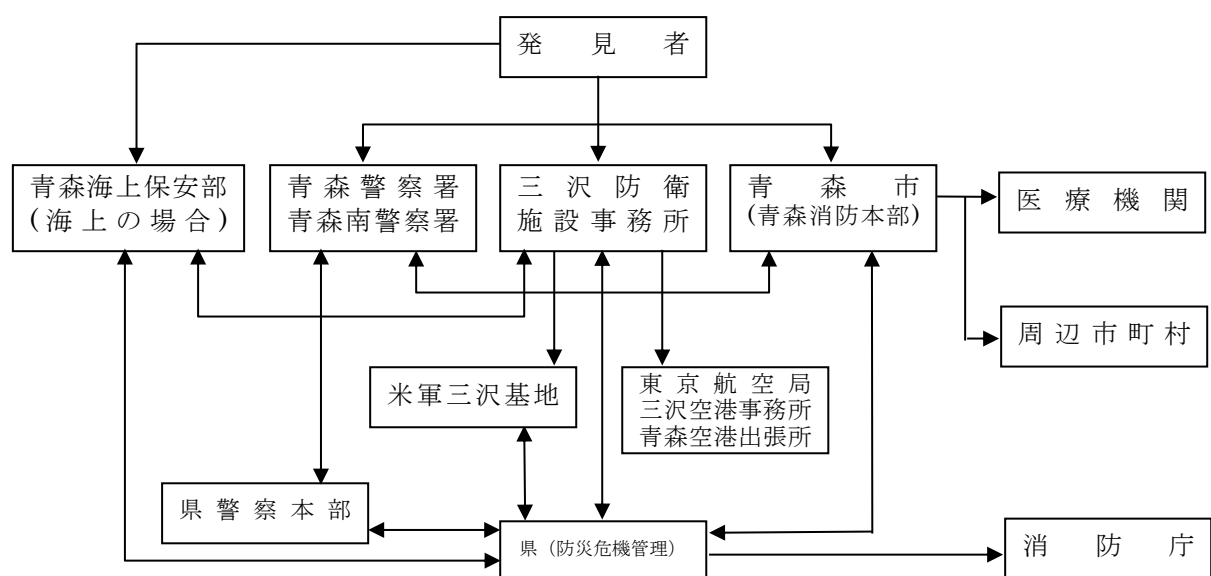
(2) その他の地域で事故が発生した場合
ア. 民間機の場合



イ. 自衛隊機の場合



ウ. 米軍機の場合



4. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5. 搜索活動（防災関係機関の措置）

(1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

(2) その他関係機関の措置

緊密に協力のうえ、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

6. 救助・救急活動

(1) 本部長（市長）の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

イ. 青森警察署及び青森南警察署の措置

救助・捜索活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携のうえ、広域緊急救助隊等による救助活動を行う。

ウ. 第二海上保安本部（青森海上保安部）の措置

海上における災害に係る救助・救急活動を行うとともに、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、自衛隊、市等の救助活動を支援する。

エ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、捜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

オ. 県の措置

市の実施する救急活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

7. 医療活動

(1) 本部長（市長）の措置

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」による。

(2) 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

8. 消火活動

(1) 本部長（市長）の措置

消火活動については、第1章／第10節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び青森消防本部の協力を得て消火活動を実施する。

イ. 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を

出動させ、青森消防本部の協力を得て消火救難活動を実施する。

ウ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施する。

エ. 県の措置

市（青森消防本部）の実施する消火活動について、必要に応じて助言等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を依頼する。

9. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章／第21節「輸送対策」及び同章／第30節「交通対策」により実施する。

10. 立入禁止区域の設定・避難誘導等

（1）本部長（市長）の措置

青森空港管理事務所と協力して危険防止の措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限、退去等を命じる。

（2）防災関係機関の措置

ア. 青森警察署及び青森南警察署の措置

青森空港管理事務所と協力して危険防止の措置を講じるとともに、市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、その旨を青森市へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

イ. 青森空港管理事務所の措置

青森空港において航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。

11. 災害広報・情報提供

災害広報については、第1章／第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

12. 応援協力関係

（1）市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

（2）自衛隊への災害派遣要請については、第1章第34節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1. 予防対策

〔担当 総務部・都市整備部・浪岡振興部・消防部〕

鉄道災害を未然に防止するため、青森市は、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 鉄道の安全確保**(1) 鉄道事業者の措置**

- ア. 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- イ. 土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生じるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。
- ウ. 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。
- エ. 国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2) 本部長（市長）の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備**(1) 鉄道事業者の措置**

- ア. 事故災害発生直後における乗客の避難等のため体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。
- イ. 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 本部長（市長）の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2. 応急対策

列車の衝突等が発生した場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

1. 実施責任者

鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は本部長（市長）が行うものとする。

2. 実施担当

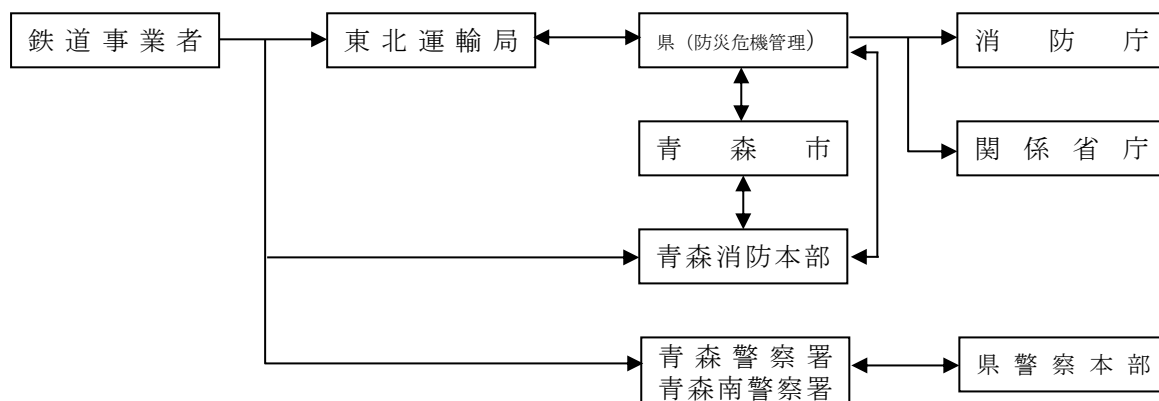
担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
市 民 部	生 活 安 心 班	・ 遺体の火葬及び埋葬に関すること。
都 市 整 備 部	都 市 政 策 班	・ 所管事業に係る関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 鉄道施設の被害情報の収集に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 浪岡地域における災害の取材（写真記録含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口に関すること。

担当部（主担当班）		担 当 業 務
消 防 部	消 防 庶 務 班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予 防 班	・ 警報等の伝達に関すること。 ・ 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 ・ 写真等記録に関すること。 ・ 避難対策に関すること。
	警 防 班	・ 職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・ 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・ 消防水利の運用統制に関すること。 ・ 緊急消防援助隊に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通 信 指 令 班	・ 消防隊の出動指令に関すること。 ・ 災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
	消 防 班	・ 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・ 救助、救急活動に関すること。 ・ 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・ 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
各 部	各 班	・ 鉄道災害応急対策に関すること。

3. 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生した場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。



4. 活動体制の確立

（1）鉄道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

(2) 本部長（市長）の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5. 救助・救急活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 本部長（市長）の措置

救助・救急活動については、第1章／第12節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

6. 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」による。

7. 消火活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 本部長（市長）の措置

消火活動については、第1章／第10節「消防」による。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 鉄道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(2) 本部長（市長）の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章／第21節「輸送対策」及び同章／第30節「交通対策」による。

9. 災害広報・情報提供

災害広報については、第1章／第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

10. 災害復旧

鉄道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努

める。

復旧作業の際には、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資機材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

11. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、
「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」
その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第34節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救助・救急活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1. 予防対策

[担当 総務部・農林水産部・都市整備部・浪岡振興部・消防部]

道路災害を未然に防止するため、青森市は、関係機関と協力しながら、次により必要な予防対策を実施する。

1. 道路交通の安全確保**(1) 道路管理者の措置**

ア. 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ. 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講ずる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 本部長（市長）の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

(3) 防災関係機関の措置

青森警察署及び青森南警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

- (1) 道路管理者の措置
医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 本部長（市長）の措置
災害時の救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 防災訓練の実施

- (1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- (2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

6. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

7. 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

8. 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2. 応急対策

道路構造物の被災し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じる。

1. 実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は本部長（市長）が行う。

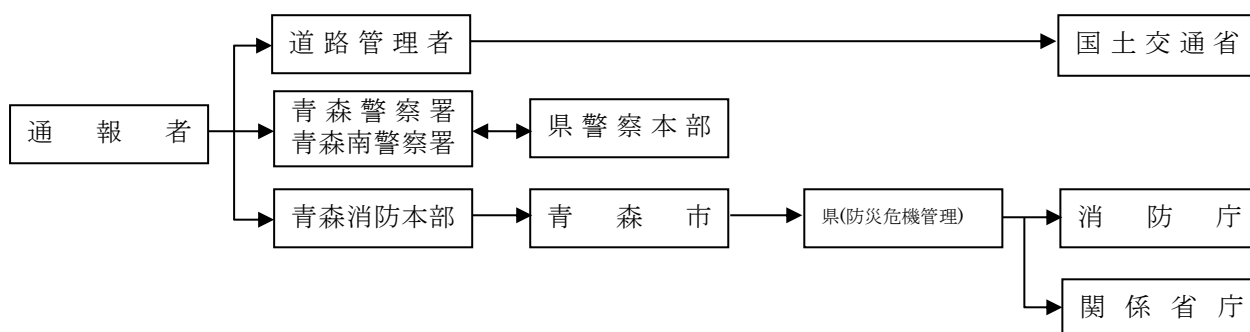
2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
市 民 部	生 活 安 心 班	・ 遺体の火葬及び埋葬に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・ 急傾斜地の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 公園施設及び街路樹等の被害調査並びに応急対策に関すること。
	道 路 維 持 班	・ 市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 崖崩れ等の応急対策に関すること。 ・ 崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・ 道路障害物の除去等に関すること。 ・ 各道路管理者との連絡及び調整に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 浪岡地域における災害の取材（写真記録含む）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口に関すること。
	浪 岡 都 市 整 備 班	・ 浪岡地域における市が管理する道路、橋梁関係の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 崖崩れ等の応急対策に関すること。 ・ 崖崩れ等に関する避難の指示及び避難誘導に関すること。 ・ 浪岡地域における道路障害物の除去に関すること。 ・ 浪岡地域における各道路管理者との連絡及び調整に関すること。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予 防 班	・ 警報等の伝達に関すること。 ・ 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 ・ 写真等記録に関すること。 ・ 避難対策に関すること。
	警 防 班	・ 職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・ 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・ 消防水利の運用統制に関すること。 ・ 緊急消防援助隊に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通 信 指 令 班	・ 消防隊の出動指令に関すること。 ・ 災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
	消 防 班	・ 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・ 救助、救急活動に関すること。 ・ 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・ 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
各 部	各 班	・ 道路災害応急対策に関すること。

3. 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。



4. 活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じる。

(2) 本部長（市長）の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5. 救助・救急活動

(1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

(2) 本部長（市長）の措置

救助救急活動については、第1章／第12節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

6. 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

7. 消火活動

(1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 本部長（市長）の措置

消火活動については、第1章／第10節「消防」による。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章／第21節「輸送対策」及び同章／第30節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

9. 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 消防本部の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ. 青森警察署及び青森南警察署の措置

危険物の流出が認められた場合は、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

10. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

(2) 青森警察署及び青森南警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講じる。

11. 災害広報・情報提供

災害広報については、第1章／第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

12. 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

また、災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

13. 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防

相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第34節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 危険物等災害対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射性物質の大量放出の場合を除く。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1. 予防対策

〔担当 企画部・総務部・市民部・環境部・保健部・消防部〕

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、市は、関係機関と協力しながら、次により必要な予防対策を実施する。

なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

1. 現 況

市地域内の危険物施設等は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 危険物施設 | ○ 危険物施設等一覧（資料41）のとお |
| (2) 高圧ガス施設 | 〃 |
| (3) 火薬類施設 | 〃 |
| (4) 毒物・劇物施設 | 〃 |
| (5) 放射性同位元素使用施設 | 〃 |

2. 危険物施設**(1) 規制**

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ. 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ. 予防規程の作成
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ. 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 保安検査、定期点検
- ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ. 防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3. 高圧ガス

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日法律第149号）に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア. 高圧ガス施設の位置、構造及び設置
- イ. 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任
- ウ. 危害予防規程の作成
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他取扱及び消費並びに容器の検査及び取扱
- ウ. 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア. 事業所は、法令の定めるところにより保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ. 県及び高圧ガス関係団体は、各種保安講習等を実施する。

ウ．県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア．防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ．定期自主検査
- ウ．防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ．緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ．防災訓練の実施

4. 火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア．火薬類施設の位置、構造及び設備
- イ．火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
- ウ．危害予防規程の作成
- エ．その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア．火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ．火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱の方法
- ウ．火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- エ．災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア．事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ．県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間を通じ、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア．防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ．定期自主検査
- ウ．防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ．緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ．防災訓練の実施

5. 毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）に基づき、毒物・劇物の販売業者に対して次の規制を行う。

- ア. 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ. 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ. 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の販売業者に対して次の保安指導を行う。

- ア. 毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱の方法
- イ. 毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- ウ. 災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ウ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ. 防災訓練の実施

6. 放射性同位元素使用施設

放射性同位元素使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射性同位元素使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

7. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

8. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

9. 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

災害時の救助・救急、消火活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

10. 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な資機材等の整備を行う。

11. 避難体制の整備

避難体制の整備は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第4節／「避難対策」により実施する。

12. 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

13. 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

第2. 応急対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講じる。

1. 実施責任者

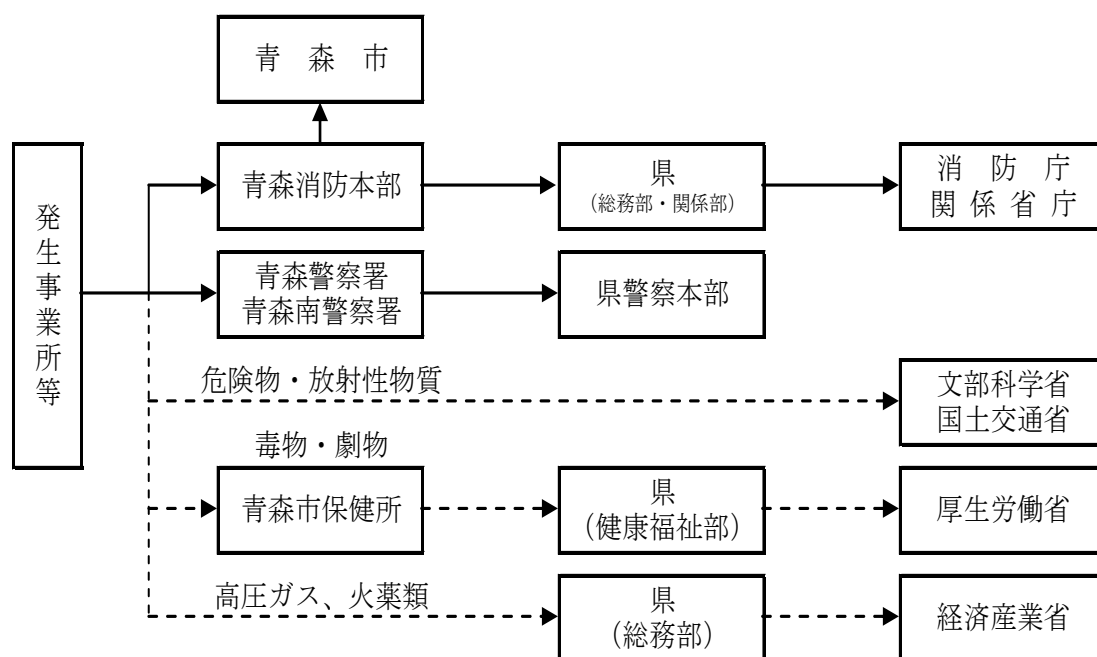
- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、本部長（市長）、消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行うものとする。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
市 民 部	生 活 安 心 班	・ 遺体の火葬及び埋葬に関すること。
環 境 部	環 境 保 全 班	・ 有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。 ・ 緊急時モニタリング及び放射線影響評価、解析に関すること。
保 健 部	保 健 班	・ 毒物・劇物販売業者に対する保安指導に関すること。 ・ 市民の健康被害に対する相談に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 浪岡地域における災害の取材（写真記録含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口に関すること。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予 防 班	・ 警報等の伝達に関すること。 ・ 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 ・ 写真等記録に関すること。 ・ 避難対策に関すること。
	警 防 班	・ 職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・ 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・ 消防水利の運用統制に関すること。 ・ 緊急消防援助隊に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通 信 指 令 班	・ 消防隊の出動指令に関すること。 ・ 災害情報の収集、整理及び報告に関すること。
	消 防 班	・ 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・ 救助、救急活動に関すること。 ・ 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・ 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。

3. 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合の情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

- (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア. 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収を要するもの
 - イ. 500k l以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う危険物等の漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

4. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5. 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

- (1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置
 - ア. 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。
 - イ. 青森消防本部及び青森警察署または青森南警察署へ災害発生について直ちに通報す

るとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ. 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。

エ. 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 本部長（市長）の措置

ア. 知事へ災害発生について、直ちに通報する。

イ. 製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命ずる。

また、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

ウ. 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、市民の立入制限、退去等を命令する。

エ. 消防計画等により消防隊を出動させるとともに、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ. 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

カ. さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して緊急消防援助隊等の応援や自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 青森警察署及び青森南警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じるとともに、又は自らその措置を講じる。

また、消防職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、市民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合は、その旨市（青森消防本部）へ通報する。

6. 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア. 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

第2章 雪害、事故災害対策

第6節 危険物等災害対策

- イ．知事、青森警察署、青森南警察署及び青森消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (2) 本部長（市長）の措置
上記5の危険物施設の場合に準じた措置（ただし、「6（1）イ」を除く。）を講じる。
- (3) 青森警察署及び青森南警察署の措置
上記5の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

7. 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

- (1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置
 - ア．火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講じる。
 - イ．知事、青森警察署、青森南警察署及び青森消防本部に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (2) 本部長（市長）の措置
上記5の危険物施設の場合に準じた措置（ただし、「7（1）イ」を除く。）を講じる。
- (3) 青森警察署及び青森南警察署の措置
上記5の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

8. 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

- (1) 毒物・劇物営業者の措置
毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じるとともに、東青地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森警察署又は青森南警察署及び消防本部に災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (2) 本部長（市長）の措置
 - ア．火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。
 - イ．大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
- (3) 青森警察署及び青森南警察署の措置
上記5の危険物施設の場合に準じた措置を講じる。

9. 放射性同位元素使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

- (1) 放射性同位元素使用施設の管理者の措置
 - ア．災害の発生について速やかに原子力規制委員会、青森警察署又は青森南警察署及び

青森消防本部に通報する。

イ. 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。

ウ. 被害拡大防止措置を講じる。

エ. 放射線治療中の被災者から他の者が被爆しないよう措置を講じる。

(2) 本部長（市長）の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止等の措置を講じる。

(3) 青森警察署及び青森南警察署の措置

知事や消防機関と連携し、市民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講じる。

10. 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」によるほか次により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

11. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章／第21節「輸送対策」及び同章／第30節「交通対策」により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

12. 危険物等の大量排出に対する応急対策

(1) 大量の原油等の油が海上に排出された場合は、事故の原因者等は防除措置を講じる。

(2) 消防本部は、危険物等が海上に大量排出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 青森警察署及び青森南警察署は、大量流出した危険物が、沿岸区域に達するなど、地域住民に危険を及ぼす可能性がある場合は、立入禁止区域の設定や避難誘導等の活動を行う。

13. 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧活動を速やかに行う。

14. 災害広報・情報提供

災害広報については、第1章／第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情

報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

15. 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

16. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第34節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

(資料)

○ 危険物施設等一覧	(資料・様式編／資料41)
------------	---------------

第7節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1. 予防対策

〔担当 企画部・総務部・市民部・都市整備部・浪岡振興部・消防部〕

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、市は、関係機関と協力しながら次により必要な予防対策を実施する。

1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者等の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用スペースの設置を促進する。

2. 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

3. 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

4. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

5. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

6. 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

7. 避難体制の整備

避難体制の整備は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第4節／「避難対策」により実施する。

8. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

施設の管理者は、所有する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

9. 防災知識の普及

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定避難所での行動等防災知識の普及啓発を図る。
- (2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努める。
- (3) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体を通して防災に関する教育の充実に努める。

10. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、総則・災害予防計画編／第2章／第1部／第2節「防災訓練」により実施する。

第2. 応急対策

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減を図るため、次のとおり応急対策を講じるものとする。

1. 実施責任者

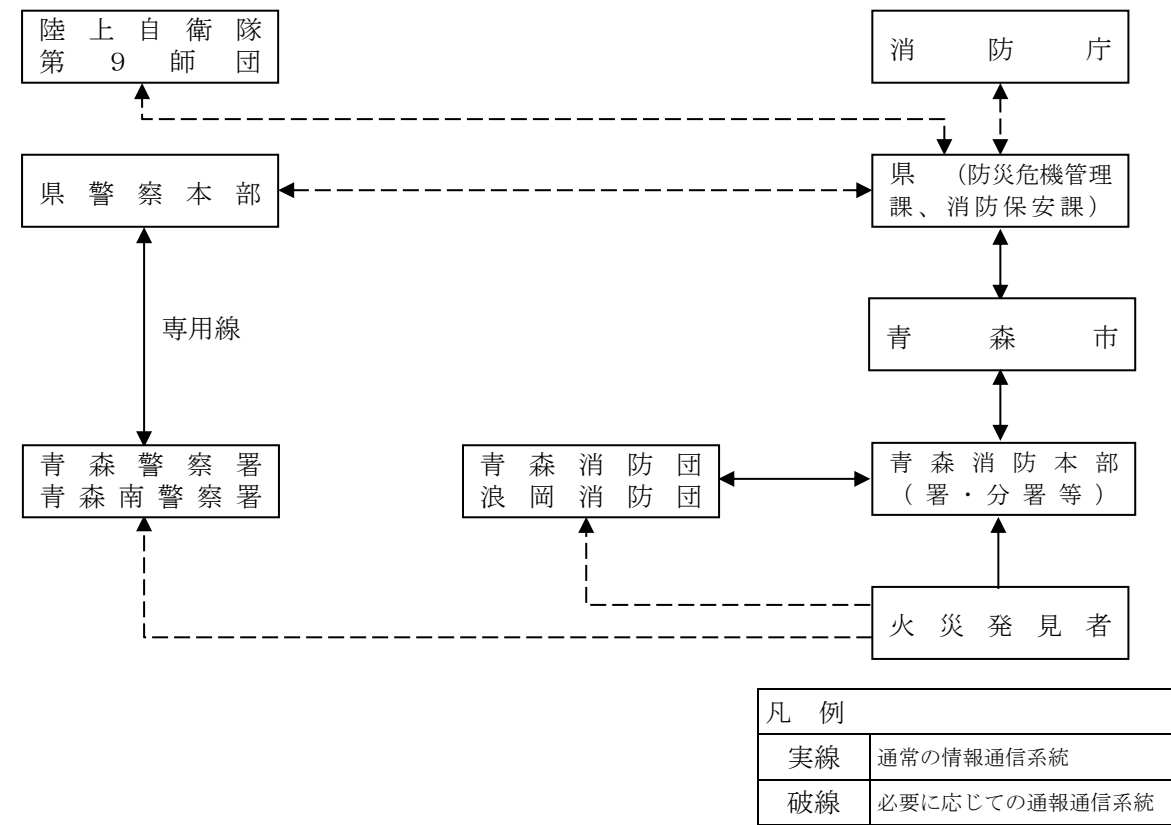
大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、本部長（市長）及び消防長が行う。

2. 実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
市 民 部	生 活 安 心 班	・ 遺体の火葬及び埋葬に関すること。
都 市 整 備 部	公 園 河 川 班	・ 広域避難所の開設及び管理に関すること。
浪 岡 振 興 部	浪 岡 総 務 班	・ 浪岡地域における災害の取材（写真記録含む）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口に関すること。
消 防 部	消 防 庶 務 班	・ 関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予 防 班	・ 警報等の伝達に関すること。 ・ 消防等の広報に関すること。 ・ 写真等記録に関すること。 ・ 避難対策に関すること。
	警 防 班	・ 職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・ 関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・ 消防水利の運用統制に関すること。 ・ 緊急消防援助隊に関すること。 ・ 防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通 信 指 令 班	・ 消防隊の出動指令に関すること。 ・ 災害の情報収集、整理及び報告に関すること。
	消 防 班	・ 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・ 救助、救急活動に関すること。 ・ 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・ 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
各 部	各 班	・ 大規模火事災害応急対策に関すること。

3. 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



4. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報の収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5. 救助・救急活動

救助救急活動については、第1章／第12節「救出」により実施する。

6. 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」により実施する。

7. 消火活動

消火活動については、第1章／第10節「消防」により実施する。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章／第21節「輸送対策」及び同章／第30節「交通対策」により実施する。

9. 避難対策

対策については、第1章／第7節「避難」により実施する。

10. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧活動を速やかに行う。

11. 災害広報・情報提供

災害広報については、第1章／第6節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

12. 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

13. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、
「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」
その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第34節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第8節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、災害の拡大を防止し、又は被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

第1. 予防対策

[担当 企画部・総務部・環境部・経済部・農林水産部・
都市整備部・浪岡振興部・消防部]

林野火災を未然に防止するため、市は、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備にあたり、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第2節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。

(1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所や簡易防火用水等予防施設の整備に努める。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の森林所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講じる。

なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

ア. 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。

イ. 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。

ウ. 防火線の設置、整備とともに防火樹の植栽に努める。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。
 - ア. 空中消火用施設の整備
空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。
 - イ. 消火資機材の整備
軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

5. 避難体制の整備

避難体制の整備は、総則・災害予防計画編／第2章／第2部／第4節「避難対策」により実施する。

6. 施設、設備の応急復旧活動

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

7. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、総則・災害予防計画編／第2章／第1部／第2節「防災訓練」による。

8. 出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めていることから、火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア. 山火事防止強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（4月10日～6月10日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

イ. 山火事防止対策協議会の設置

東青地域県民局地域農林水産部その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

ウ. 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行う。

エ. ポスター、看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を掲示したポスター、看板を設置し、又は横断幕等を掲げ注意を喚起する。

オ．チラシ、パンフレット等の作成・配布

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、市民に配布する。

カ．学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透も併せて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター等の募集を行う。

キ．広報車及びパレード等の巡回宣伝

山火事防止運動強調期間の期間中は、広報車等により巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

ク．火入れに関する条例の遵守

青森市火入れに関する条例（平成17年青森市条例第175号）を遵守させるとともに、農林業従事者に対し、作業火、たき火及びたばこ火等についての注意を促す。

（2）巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視、監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には、巡視員等を配置し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか、入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除するものとする。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監視を徹底するものとする。

第2．応急対策

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、次のとおり応急対策を講じる。

1．実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、本部長（市長）及び消防長が行うものとする。

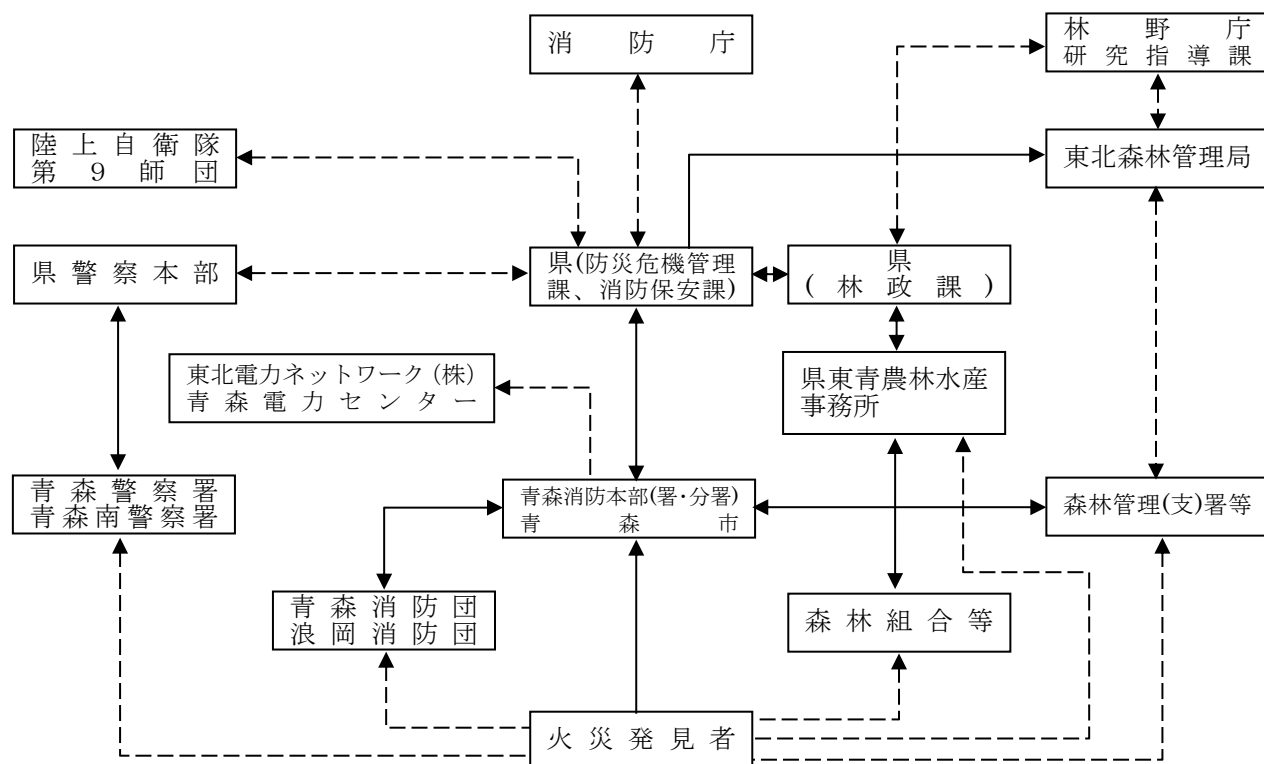
2．実施担当

担当部（主担当班）		担 当 業 務
企 画 部	広 報 広 聴 班	・ 災害の広報に関すること。
総 務 部	危 機 管 理 班	・ 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること。
環 境 部	環 境 保 全 班	・ 有害物質の性状検知及び発生源の調査に関すること。 ・ 緊急時モニタリングに関すること。
経 済 部	観 光 班	・ 観光課関係の被害調査及び所管施設の応急対策に関すること。 ・ 観光客に対する緊急安全対策に関すること。
農 林 水 産 部	農 地 林 務 班	・ 農林業関係の被害調査及び所管施設の応急対策に関すること。 ・ 関係機関（森林組合）への連絡に関すること。

都市整備部	道路維持班	・避難道路の選定及び確保に関すること。
浪岡振興部	浪岡総務班	・浪岡地域における災害の取材（写真記録を含む。）、広報及び広聴活動並びに市民相談窓口の開設に関すること。
	浪岡都市整備班	・避難道路の確保に関すること。
消防部	消防庶務班	・関係機関との連絡調整に関すること。 ・応援協定等に基づく応援要請に関すること。
	予防班	・警報等の伝達に関すること。 ・危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。 ・写真等記録に関すること。 ・避難対策に関すること。
	警防班	・職員及び団員の非常招集及び配置に関すること。 ・関係機関への災害情報及び被害状況の報告に関すること。 ・消防水利の運用統制に関すること。 ・緊急消防援助隊に関すること。 ・防災ヘリコプターの運航要請に関すること。
	通信指令班	・消防隊の出動指令に関すること。 ・災害の情報収集、整理及び報告に関すること。
	消防班	・消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 ・救助、救急活動に関すること。 ・被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 ・避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること。 ・警戒区域の設定に関すること。 ・災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。
各部	各班	・大規模林野火災応急対策に関すること。

3. 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



凡 例	
実線	通常の情報通信系統
破線	必要に応じての通報通信系統

4. 活動体制の確立

(1) 防衛隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防衛隊の招集、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防衛活動が比較的長時間にわたることがあるため、食料、飲料水、医療機材の補給確保を図る。

（２）現場指揮本部の設置等

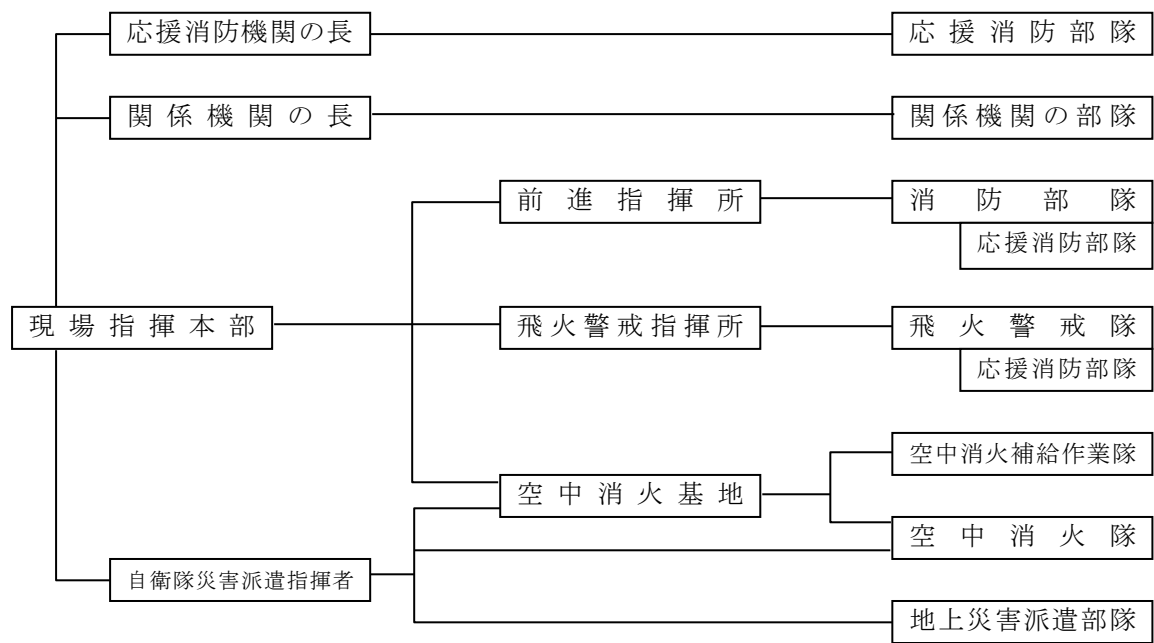
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、県防災ヘリコプター、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村又は広域事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア. 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

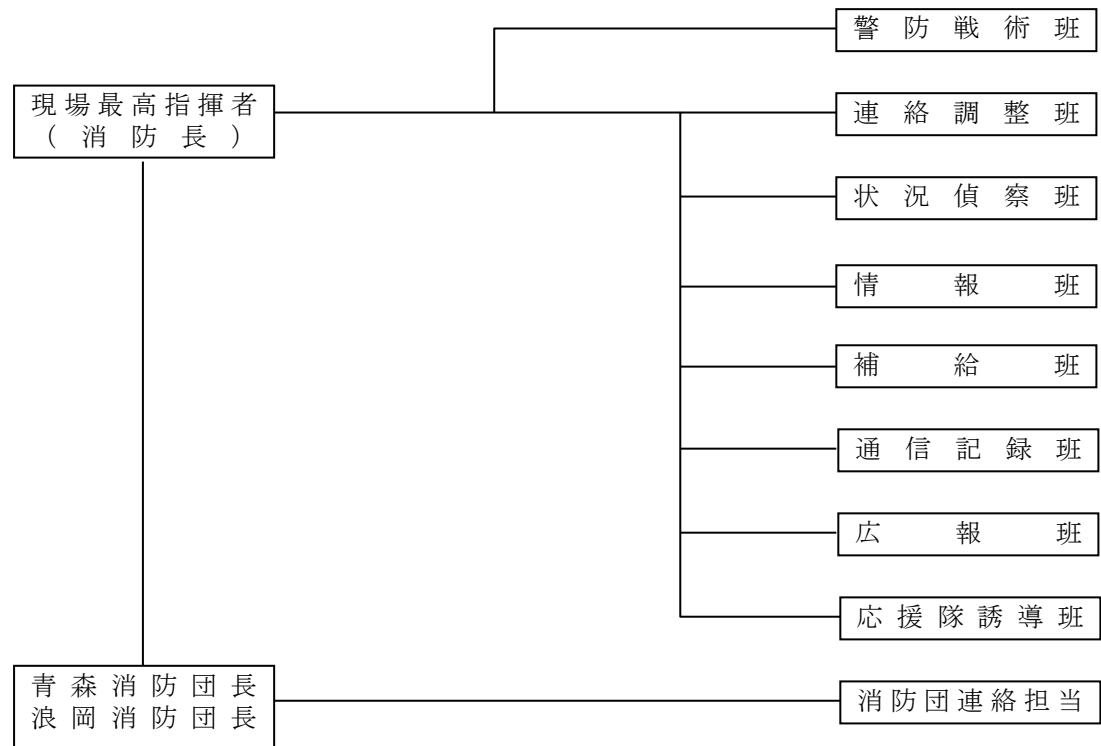


イ. 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により標示する。

ウ. 現場指揮本部の編成及び任務

(ア) 現場指揮本部の組織はおおむね次のとおりとする。



(イ) 任務

a 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- (a) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- (b) 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- (c) 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- (d) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

b 連絡調整班

青森市、消防本部及び県との連絡調整、他市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

c 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

d 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

e 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

f 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

g 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の状況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について、巡回広報、報道機関、町会及び町内会等を活用し、市民に的確な情報を提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

h 応援隊誘導班

地元消防団員等の地理精通者をもって編成し、応援隊を部署位置まで誘導する。

5. 救助・救急活動

救助救急活動については、第1章／第12節「救出」により実施する。

6. 医療活動

医療活動については、第1章／第19節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

7. 消火活動

消火活動については、第1章／第10節「消防」によるほか、次により実施する。

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により実施するものとする。

(2) 空中消火

空中消火は、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮した上で、次の場合に、状況にあった最適な消火法を選定し、県防災ヘリコプターにより、又は自衛隊の派遣を要請して実施するものとする。

ア．人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

イ．人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

ウ．人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断される場合

(3) 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

(4) 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材並びに東北森林管理局が備蓄している資機材を活用する。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第1章／第21節「輸送対策」及び同章／第30節「交通対策」により実施する。

9. 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、市民の安全を確保する。

(1) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声機等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。

(2) 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊が警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。

(3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、市民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、本部長（市長）は、市民に避難勧等を発令する。避難の方法等は、第1章／第7節「避難」による。

10. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧活動を速やかに行う。

11. 災害広報・情報提供

災害広報については、第1章／第6節「災害広報・情報提供」により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

12. 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて、十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

13. 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

14. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ緊急消防援助隊等の応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第1章第34節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原型復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置をとるものとする。

第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1. 災害復旧体制の確立

- (1) 本部長（市長）は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備し、県と十分打ち合わせ、協議の上、迅速、適切な災害復旧対応をする。
 - ア．本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
 - イ．災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること
 - ウ．被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと
 - エ．査定を受けるための体制を確立しておくこと
 - オ．被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止等のため国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の受入体制
 - カ．TEC－FORCE が出動した大規模災害で、現地において復旧方針などの助言を行うため、（公社）全国防災協会が派遣する災害復旧技術専門家の派遣要請および受入体制
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。
- (3) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

2. 大規模災害における対応

本部長（市長）は、工事の実施に高度な技術または機械力を要する場合の市道の災害復旧に関する工事について、必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。

また、市道（指定区間外の国道、県道又は市道のうち県が管理する道路と交通上密接な関連を有するものに限る。）について、必要に応じて県による権限代行制度に基づく支援を要請する。

3. 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次のとおり計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア．災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。

第3章 災害復旧対策計画

第1節 公共施設災害復旧

- イ. 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- ウ. 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。復旧計画の作成に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- エ. 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。
- オ. 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、市単独災として実施する。
- カ. 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、本部長（市長）は、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア. 公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 海岸災害復旧事業
- (ウ) 砂防設備災害復旧事業
- (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (キ) 道路災害復旧事業
- (ク) 港湾災害復旧事業
- (ケ) 漁港災害復旧事業
- (コ) 下水道災害復旧事業
- (サ) 公園災害復旧事業

イ. 農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ. 文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ. 厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）

オ. その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

4. 災害復旧資金の確保（県総務部、東北財務局）

本部長（市長）は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県または東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

- ア. 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ. 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
- ウ. 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。

エ. 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア. 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携のうえ、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ. 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ. 災害つなぎ資金の融通

県、市に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

5. 計画的な復興

本部長（市長）は、大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又は、さらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討した上、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

ア. 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。

イ. 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

ウ. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

ア. 復興は市民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。

イ. 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ. 市民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、市民の合意形成を図る。

(資料)

○ 災害復旧対策融資等関係

(資料・様式編／資料67)

第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

1. 農林水産業復旧資金の活用（県農林水産部、市農林水産部）

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2. 中小企業向け復興資金の活用（県商工労働部、市経済部）

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

国、県及び市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、デジタル化や先進技術の導入に努めるものとする。

1. 被災者に対する職業のあっせん（青森労働局、市経済部）

災害による勤務先の会社、事務所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

（1）職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

（2）職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

（3）求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

（4）職業あっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2. 租税等の徴収猶予、減免（市税務部、市福祉部）

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税等について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施する。

3. 郵便業務に係る災害特別事務取扱（日本郵便株式会社、市総務部）

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講じる。

4. 生業資金の確保（県健康福祉部、市総務部、市福祉部、青森市社会福祉協議会）

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

（1）生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

第3章 災害復旧対策計画

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

申込先：青森市社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：市、県

申込先：青森市福祉事務所、東津軽保健所／中央福祉事務所

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：市

5. 生活再建の支援（国、県、市）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

6. 義援物資、義援金の受入れ（県健康福祉部、市福祉部、市総務部）

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県が受け入れたものについては、県が配分委員会を組織し、協議の上、市を通じて被災者に配分する。また、市で受け入れた義援金は市が適切に保管し、青森市配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。

その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7. 住宅災害の復旧対策等（県土整備部、市都市整備部）

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

被災者の希望により災害の実態を調査した上で被災者に対する貸付金の融資を住宅

第3章 災害復旧対策計画

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

8. 生活必需品、復旧用資機材の確保（県健康福祉部、環境生活部、市）

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

9. 農業災害補償（県農林水産部、市農林水産部）

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速化、かつ適正化を図る。

10. 漁業災害補償（県農林水産部、市農林水産部）

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11. 罹災証明の交付体制の確立（市税務部、浪岡振興部、都市整備部、消防部）

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し被災市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

12. 被災者台帳の作成（県関係部局、市）

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

第3章 災害復旧対策計画

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

13. 被災者の住宅確保の支援（県土整備部）

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

14. 援助、助成措置の広報等（東北財務局、県総務部、市総務部）

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

青 森 市 地 域 防 災 計 画

【風水害等対策編】

(平成 19 年 3 月 28 日作成)

(令和 7 年 3 月修正)

発 行	青森市防災会議
事務局	青森市総務部危機管理課
	〒030-8555
	青森県青森市中央一丁目 22-5
電 話	017-734-5059
FAX	017-734-5061
E-mail	kikikanri@city.aomori.aomori.jp